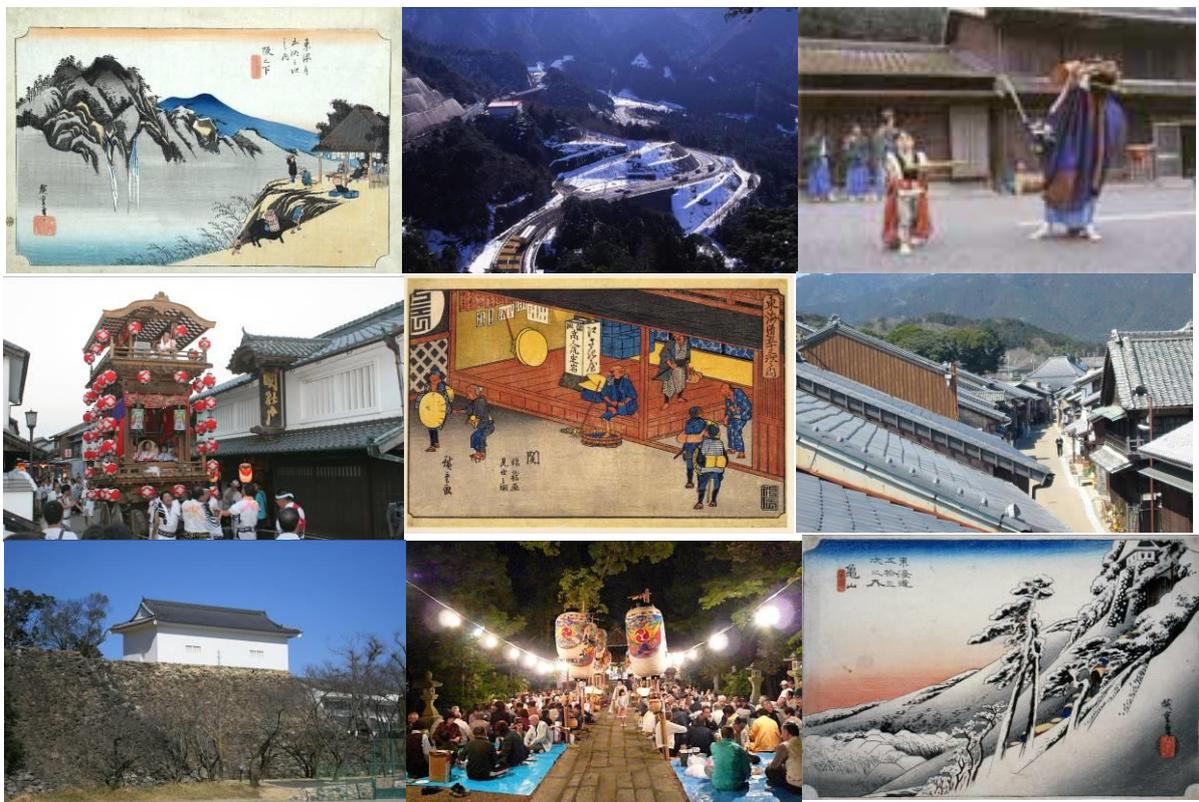


龜山市歷史的風致維持向上計畫



平成31年3月

龜山市

表紙写真の説明

浮世絵（坂下宿） 『筆捨嶺』（保永堂版）	鈴鹿峠	坂下獅子舞
関の山車	浮世絵（関 宿） 『旅籠屋見世之図』（行書版）	関宿のまちなみ
旧亀山城多門櫓	亀山神社祭礼	浮世絵（亀山宿） 『雪晴』（保永堂版）

はじめに

(1) 計画策定の背景と目的 1
 (2) 計画の位置付けと策定の流れ 2
 (3) 計画策定の経緯 3

1. 亀山市の歴史的背景

(1) 亀山市の自然及び社会的環境 5
 (2) 歴史的背景 7

2. 亀山市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針（5-2-1）

(1) 指定等文化財の分布状況 18
 (2) 指定等以外の文化財の分布状況 21
 (3) 把握できる関連文化財群 25
 (4) 亀山市の維持向上すべき歴史的風致 28
 (5) 歴史的風致の維持及び向上に関するこれまでの取り組み 55
 (6) 亀山市の歴史的風致の維持及び向上に関する課題 57
 (7) 上位・関連計画における歴史的風致の維持及び向上に関する位置付け 59
 (8) 亀山市の歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針 60
 (9) 計画実現のための体制 62

3. 重点区域の位置及び区域（5-2-2）

(1) 重点区域設定の考え方 63
 (2) 重点区域の位置及び区域 64
 (3) 重点区域の景観形成に関する施策による保護 70

4. 歴史的風致の維持及び向上のために必要な事項（5-2-3）

イ. 文化財の保存及び活用に関する事項 77
 (1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針
 (2) 文化財の保存及び活用に関する体制
 (3) 重点区域における具体的な計画
 ロ. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項 93
 (1) 歴史的風致維持向上施設となりうる施設の整備又は管理に関する基本的な考え方
 (2) 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項
 (3) 歴史的風致の維持向上に資するソフト事業

5. 歴史的風致形成建造物の指定の方針 113

(1) 歴史的風致形成建造物の指定における基本的な考え方
 (2) 歴史的風致形成建造物の指定の方針

6. 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項 126

参考資料 128

名 称：亀山市歴史的風致維持向上計画

主 体：亀山市

計画期間：平成 20 年度～32 年度

はじめに

（１）計画策定の背景と目的

本計画は、亀山市における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境（以下「歴史的風致」という。）の維持及び向上を図るため、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（平成 20 年 5 月 23 日法律第 40 号）（以下「歴史まちづくり法」という。）第 4 条の規定による歴史的風致維持向上基本方針に基づき、同法第 5 条第 2 項に規定する内容を取りまとめたものである。

亀山市は、平成 17 年 1 月 11 日、旧亀山市と旧関町が合併し誕生した。両市町では、合併以前において、それぞれの地域に存する歴史・文化を保存し、且つ活用しながら、特色のある地域づくりに取り組んできた。旧亀山市においては、伊勢亀山城の城跡や東海道亀山宿に代表される歴史文化遺産を、旧関町においては、重要伝統的建造物群保存地区に選定される東海道の宿場町関宿や、坂下宿から鈴鹿峠に至る街道にかかわる歴史文化遺産を大きな特色としていた。合併による新市の誕生は、互いに共通する歴史・文化遺産であり、新市の物理的な基軸でもある「東海道」を、新市に交流の輪と一体感を醸成する上で特に重要な資産として意識させるものであった。

合併に伴う「新市まちづくり計画」（平成 17 年 1 月）及び、新亀山市の「第 1 次亀山市総合計画」（平成 19 年 3 月）においては、市域全体に点在する歴史・文化・自然遺産を、東海道を基軸として回廊状につなぐ「東海道歴史文化回廊」の形成を、基本構想のひとつとして位置付けている。

これを受けて、都市計画・まちづくり推進部局では、「亀山市都市マスタープラン」の策定（平成 22 年 3 月）、「亀山市景観計画」の策定（平成 23 年 6 月）を行い、文化財保護部局では「『東海道歴史文化回廊』の創出に関する方針」（平成 18 年度）及び「『東海道歴史文化回廊』保存・整備基本計画」（平成 19 年度）の策定を行ったところである。

特に、「『東海道歴史文化回廊』の創出に関する方針」では、「「遺産」から「資産」へ ～「遺す」から「活かす」への展開」をキャッチフレーズとして、地域の歴史・文化遺産を総合的に把握し、これらを重点的、且つ一体的に保存整備を図ることにより、地域のまちづくりや景観形成につなげていくことを宣言しており、「歴史まちづくり法」の趣旨に強く結びつくものである。

本計画では、これまでの関連する計画等の策定過程で行った文化財等の総合的な把握を基礎として関連する計画等との整合を図っており、これにより、亀山市固有の歴史的風致の維持及び向上を図っていききたい。

(2) 計画の位置付けと策定の流れ

本計画の位置付け及び策定の体制を下図に示す。

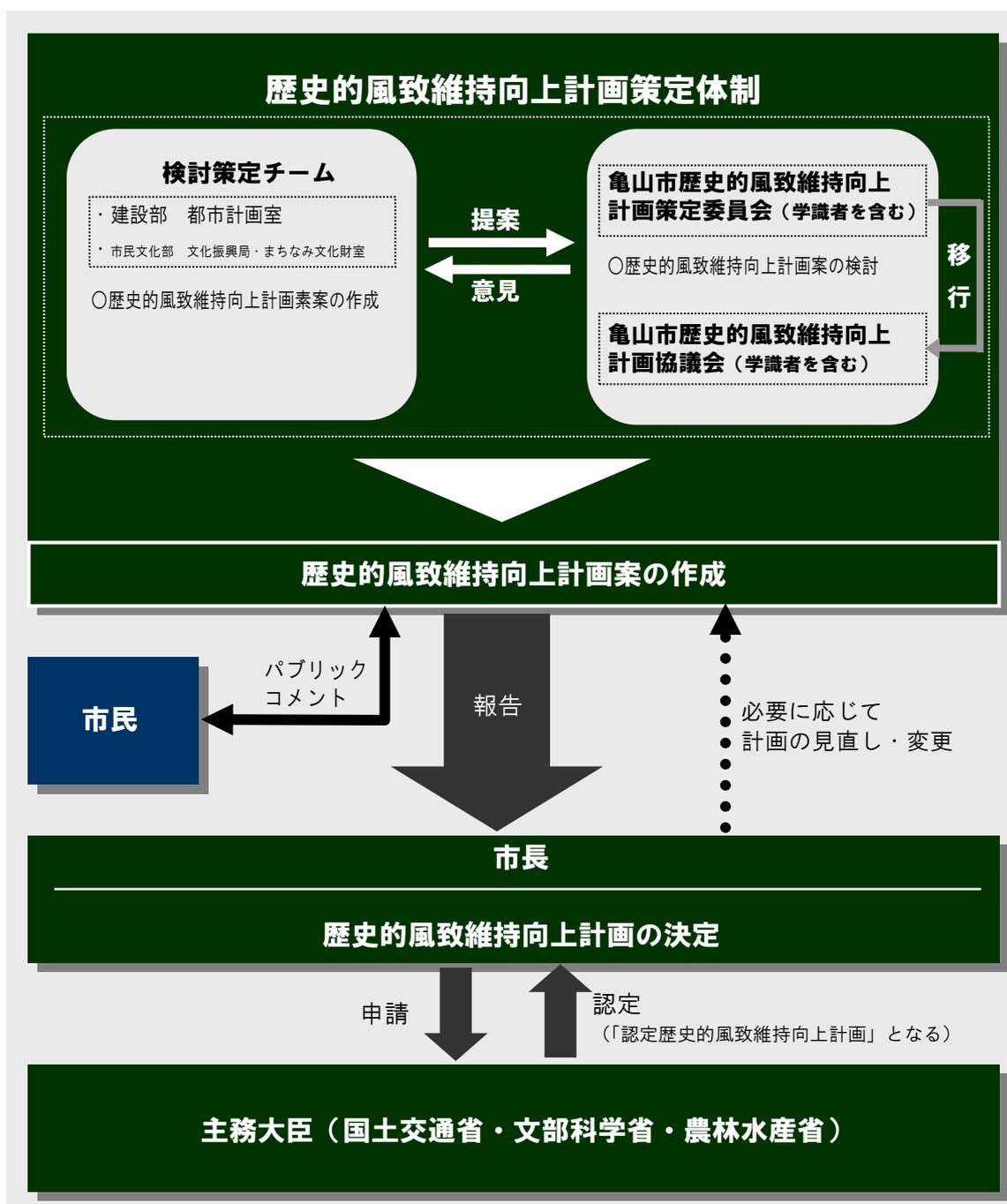


図1 本計画の位置付け及び策定の体制

(3) 計画策定の経緯

本計画の策定の経緯を以下に示す。

① 計画策定経緯

平成 20 年 5 月 23 日 「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」の公布

平成 20 年 9 月 8 日 第 1 回策定委員会（会長互選、策定方針、骨子案）

(主な意見)

○本市の歴史的風致を、近世東海道を基本に考えるのは妥当だと思う。

○3つの宿と街道は一体のものであり、重点区域として適切と思う

平成 20 年 10 月 15 日 第 2 回策定委員会（素案の検討）

(主な意見)

○関東と関西を分けるこの地域は、我が国の東西文化が出会う歴史的に重要な交流拠点である。また、お伊勢まいりとも深くかかわってきた。

○今も歴史的風致の維持に寄与している市民活動等も重要な要素と思う。

○見出しや要約欄、図表等を活用し、わかりやすくシンプルにまとめてほしい。

平成 20 年 10 月 31 日 第 3 回策定委員会（素案の検討、まとめ）

平成 20 年 10 月 31 日 会長から市長へ案の提出

平成 20 年 11 月 10 日 案のパブリックコメント

～11 月 25 日

平成 20 年 11 月 28 日 第 1 回亀山市歴史的風致維持向上計画協議会

(協議会意見)

○亀山市は古来から交通の要衝として重要な位置をしめ、独自の街道文化を育んできており、適切な歴史的風致維持向上の方針と思われます。

平成 20 年 12 月 3 日 「亀山市歴史的風致維持向上計画」策定

平成 21 年 1 月 19 日 「亀山市歴史的風致維持向上計画」の認定

平成 21 年 8 月 24 日 「亀山市歴史的風致維持向上計画」の軽微な変更

平成 23 年 1 月 12 日 第 4 回協議会開催。計画変更について了承

平成 23 年 1 月 25 日 案のパブリックコメント

～2 月 25 日

平成 23 年 3 月 23 日 「亀山市歴史的風致維持向上計画」の変更認定申請

平成 23 年 3 月 31 日 「亀山市歴史的風致維持向上計画」の変更認定

平成 24 年 1 月 12 日 第 5 回協議会開催

平成 24 年 3 月 31 日 「亀山市歴史的風致維持向上計画」の軽微な変更

平成 25 年 1 月 10 日 第 6 回協議会開催

平成 26 年 1 月 22 日 第 7 回協議会開催

平成 27 年 1 月 20 日 第 8 回協議会開催

平成 27 年 3 月 10 日 「亀山市歴史的風致維持向上計画」の変更認定申請

平成 27 年 3 月 27 日 「亀山市歴史的風致維持向上計画」の変更認定

平成 28 年 1 月 21 日 第 9 回協議会開催

平成 28 年 8 月 8 日 第 10 回協議会開催。計画変更について了承（書面により開催）

平成 28 年 8 月 17 日 案のパブリックコメント

～9月15日

平成28年9月23日	「亀山市歴史的風致維持向上計画」の変更認定申請
平成28年10月13日	「亀山市歴史的風致維持向上計画」の変更認定
平成29年2月6日	第11回協議会開催
平成29年3月1日	「亀山市歴史的風致維持向上計画」の変更認定申請
平成29年3月31日	「亀山市歴史的風致維持向上計画」の変更認定
平成30年2月14日	第12回協議会開催
平成30年3月7日	「亀山市歴史的風致維持向上計画」の変更認定申請

② 亀山市歴史的風致維持向上計画策定委員会

素案の作成段階から、県（知事部局及び教育委員会）、学識経験者や各種団体等様々な関係者のご意見を十分反映させて、「亀山市歴史的風致維持向上計画」の策定を行う。

表1 「亀山市歴史的風致維持向上計画策定委員会」委員名簿

役職	氏名	所属
会長	菅原 洋一	三重大学附属図書館研究開発室 教授
委員	佐々木 宣明	亀山市文化財保護審議会委員
	中浦 豊子	亀山市都市計画審議会委員
	滝本 麻須美	坂下星見の会
	伊藤 龍生	NPO 東海道関宿
	久保田 智子	宿場の賑わい復活一座
	横山 征成	三重県県土整備部都市政策室長
	山田 猛	三重県教育委員会社会教育・文化財保護室長

③ 亀山市歴史的風致維持向上計画協議会

計画の推進や変更に関する協議・調整等を行うため、策定委員会を改定し、協議会を設置した。

表2 「亀山市歴史的風致維持向上協議会」委員名簿【平成30年3月現在】

氏名	任期	所属
【会長】 菅原 洋一	平成22年11月20日～	三重大学附属図書館研究開発室 教授
【副会長】 佐々木 宣明	平成22年11月20日～	亀山市文化財保護審議会委員
中浦 豊子	平成22年11月20日～	亀山市都市計画審議会委員
滝本 麻須美	平成22年11月20日～	坂下星見の会
清水 孝哉	平成24年11月19日～	NPO 東海道関宿
久保田 智子	平成22年11月20日～	宿場の賑わい復活一座
枅屋 武	平成27年6月8日～	三重県県土整備部都市政策課長
山本 寛二	平成29年4月1日～	三重県教育委員会社会教育・文化財保護課長
松本 昭一	平成28年4月1日～	亀山市建設部長
嶋村 明彦	平成28年4月1日～	亀山市市民文化部文化振興局長

1. 亀山市の歴史的背景

(1) 亀山市の自然及び社会的環境

① 自然的環境

亀山市は三重県の西北部に位置し、東西約 21km、南北約 17km、面積約 190.91k m²である。市域の西部は鈴鹿山地に含まれ、標高 500m から 900m 前後の山々が南北に連なる。一方、東部は伊勢平野の西北端を構成し、標高 50m から 100m 程の丘陵地となっている。

市域を流れる河川には、鈴鹿山地を源流として伊勢湾へ注ぐ鈴鹿川、中の川の 2 つの水系があり、市域はそれぞれ中・上流域をなしている。鈴鹿川には加太川、安楽川、八島川などの支流があり、その流域が市域の北部の過半を占めている。

気候は、低標高地では温暖であるが、高標高地では積雪があり、平野部と山間部との気候差が大きい。また、冬季に“鈴鹿おろし”と呼ばれる寒冷な強風の影響を受ける。

市内の中心市街地は、河川の中流域となる丘陵上に位置し、また、山地と河川とが成す谷間に小集落が点在する。丘陵の縁辺は緑に覆われた崖地となっている。

山間部はそのほとんどが山林であるが、比較的標高が低い山地では植林が進んで人工林となっており、高標高地には杉・ブナなどの自然林も見られる。一方、平野部は河川流域の低地が田地として利用され、丘陵上は宅地とともに畑地が広がっている。

② 社会的環境

鈴鹿山地は、三重県と滋賀県、また三重県伊賀地方との境を成し、古来は伊勢・伊賀・近江の国境となっていた。こうした地勢上の条件により、古代から都が置かれた大和・近江と東国をつなぐ交通路「東海道」がこの地を通った。「東海道」の経路は、都の位置により各時代に依りて若干の変化はあったと思われるが、東西交通の結節点としての当地の位置付けは変わることはなかった。また、「東海道」の存在により、伊勢国の玄関口としての性格も併せ持っていた。

「東海道」は各時代を通じて日本の東西を結ぶ幹線であり、街道としての維持・整備が続けられたが、近代以降は「国道 1 号線」となり、旧街道を基本としながら維持・整備が進められている。一方、鉄道網としては、明治時代に東海道線と平行して関西に通じる「関西鉄道」が敷設され、また、亀山からは伊勢へ向かう「参宮鉄道」が分岐した。これら鉄道網は、現在でも JR 線として活用されている。なお、JR 線は、亀山駅において「JR 西日本」と「JR 東海」に分かれている。

第二次世界大戦前後は、国道 1 号線の整備に加えて旧大和街道（国道 25 号線）が「名阪国道」に、また、東名阪自動車道・伊勢自動車道・新名神自動車道などの高速道路網によって、広域の自動車道路網においても結節点としての役割を担っている。



■鈴鹿山地



■鈴鹿川



■旧東海道



■新名神自動車道

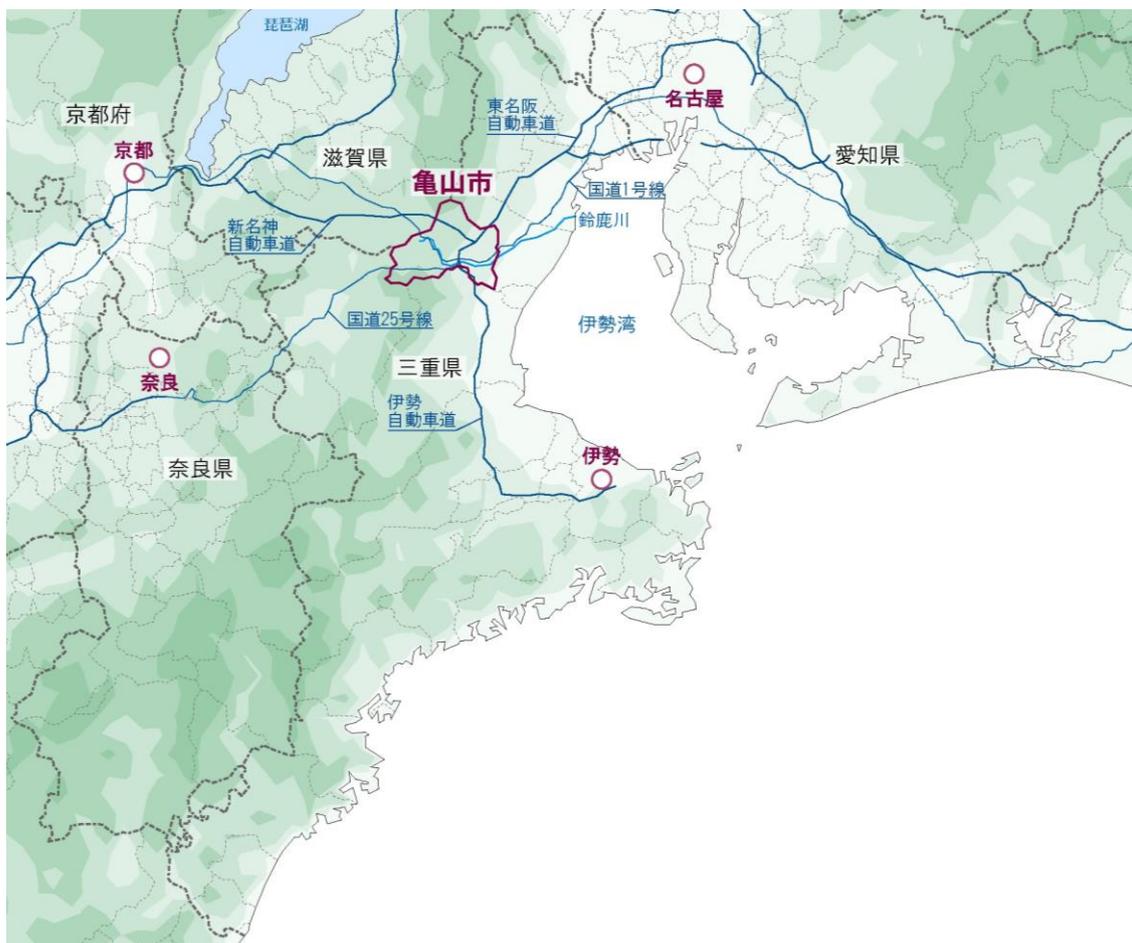


図1-1 亀山市の位置

(2) 歴史的背景

① 古来より交通の要衝として発展

近世以前における当地域は、都から東国へ抜ける幹線道路「東海道」が通り、東西日本を画する要衝の地であった。

東海道を通りこの地に至った人々は、この地の歴史・文化に大いなる影響を与え、あるいは伝説となってこの地に息づいている。

本市は、都のあった飛鳥・大津・奈良・京都と東国を結ぶルート上に位置し、交通の要衝として発展してきた。街道のルートは、都の位置によってそれぞれ変化はするものの、鈴鹿山地を越えた後は一旦当市域に収束しており、東西交通の結節点となっていた。

鈴鹿川の周辺には、古墳群が散在し大和朝廷との強い関係が指摘できる。

当地域は伊勢国の玄関口としての意味を持ち、景行天皇の姉ヤマトヒメは父垂仁天皇の命を受け、皇祖神をまつるのに最も適した地を探して諸国を巡り、最後に現在の伊勢神宮の地に定めたとされ、その途中「鈴鹿小山宮」（忍山神社と伝えられる）に6ヶ月間滞在したと伝えられている。この「鈴鹿小山宮」を「カミヤマ」と呼んだことから「カメヤマ」の地名が生まれたとする説がある。

景行天皇の皇子でヤマトヒメの甥に当たるヤマトタケル（日本武尊・倭健命）は、東国を平定する旅に向かう途上亀山に立ち寄り、忍山宿禰（忍山神社の神官）の娘オトタチバナヒメを妻とする。そして、東国平定の帰路、伊吹山（岐阜県）の荒ぶる神を倒すために山に入るが、その怒りに触れ病となり、病身のまま故郷大和国へ向かう途中、「ノボノ」で亡くなり、その魂は白い鳥に姿を変えて飛び去ったとされている。世に言う「白鳥伝説」である。ヤマトタケルが亡くなった「ノボノ」は亀山市能褒野を指すといわれ、明治12年（1879）「能褒野王塚古墳」がヤマトタケルの御墓として比定された。

「壬申の乱」（672年）の折には、大海人皇子（後の天武天皇）が「伊勢鈴鹿関」の守りを固め、態勢を整えて戦いの主導権を握ったとされる。「伊勢鈴鹿関」は、「越前愛発関」「美濃不破関」とともに「古代三関」のひとつに数えられ、都を守る要衝地のひとつであった。関の地名の由来は、この「伊勢鈴鹿関」によるといわれている。

このように、都が京に定められるまでは、都があった奈良・飛鳥地域から、伊賀を経て関に至る経路が「東海道」であった。関宿に存する地藏院



■ 鈴鹿関跡

（重要文化財建造物）は、聖武天皇の折、行基菩薩により開創されたとの伝承があり、この地が交通の要衝として発展する基礎がこの頃築かれたと見てよい。

都が京都に移ってからは、近江を経て鈴鹿峠を越え関に至るコースが東海道となった。天皇の名代として、伊勢神宮に仕えた斎王は、鈴鹿峠を越えて伊勢国に入った。斎王が通った道のりには宿泊所である頓宮が置かれたが、「鈴鹿頓宮」が鈴鹿峠の麓にある片山神社にあたるといわれている。斎王に代表される都を離れる貴人は、峠を越えるときの特別な感情を和歌に残している。

「鈴鹿川 八十瀬（やそせ）渡りて 誰がゆるか
夜（よ）越えに越えむ 妻あらなくに」

【万葉集第十二巻】

この歌に詠まれる「八十瀬」とは、山間の街道が川と交差する様を示しており「鈴鹿川」をさしている。そうした自然環境は現在でも垣間見ることができる。



■ 鈴鹿川

中世を迎えると、亀山市域と鈴鹿市の一部を含む地域は、土豪関氏の支配するところとなった。関氏は関を拠点としながらも、一族にそれぞれ城を与えた。当時の城跡は「峯城跡」「加太城址」としてそれぞれ三重県史跡に指定されている。また、亀山城もこのとき初めて築かれたものである。

戦国期を迎えると、この地も全国的な戦国動乱の渦の中に巻き込まれ、特に天正 11 年（1583）、翌 12 年の羽柴秀吉による伊勢侵攻では、市域のほとんどが戦場となり、市内各所にこの戦に関わる文化財・伝承地が残っている。秀吉は、この戦いに勝利した後、天下統一に向けて突き進んでいく。

②東海道 53 次の整備

東海道 53 次の宿駅制により、街道及び亀山宿・関宿・坂下宿の 3 宿が整備された。現在見られる都市の構造の基礎はこの時形作られ、現在まで引き継がれてきている。

こうした戦乱の世を経て徳川幕府が成立すると、この地にも新たな秩序が形成されていく。慶長 6 年（1601）、徳川幕府による宿駅制が始められると、市域にも東海道 53 次の宿場町として、亀山宿・関宿・坂下宿の三宿が開かれた。

もちろん、これらは中世以前の集落を引き継いだものではあったが、宿駅としての整備は近世初頭に集中的に行われ、この時期に整備された都市の基本構造が現在まで引き継がれているといってもよい。

亀山宿は、東海道上に築かれた伊勢亀山藩の城下町でもあった。城の存在は、東海道を旅する旅人の興味・関心を引き、紀行文・浮世絵の題材とされた。

明治時代となると、宿場町は経済活動の中心として、城郭跡は政治・教育文化・宗教上の中心として引き継がれた。

亀山宿・亀山城は、鈴鹿川と椋川の河岸段丘として形成された東西に長い丘陵地に位置し、周囲は高低差 10m を越える崖によって囲まれており、斜面を覆う豊かな緑と、谷あるいは尾根に沿う坂道の存在が大きな特徴である。

伊勢亀山城は、天正 18 年（1590）峯城から岡本宗憲が入城後、新たに築城したものが母体となっている。三宅氏が城主のとき、丹波亀山城（現在の京都府亀岡市）の天守を解体するように命じられた堀尾忠晴が、間違えて伊勢亀山城天守を取り壊したと伝えられている。この時期、亀山城は将軍宿所としての役割もあり、上洛する徳川家康、秀忠、家光などが休泊している。寛永 13 年（1636）本多俊次が城主となると、亀山城の大改修に着手し、堀などが整備されるとともに、本丸に三重櫓が築造された。亀山藩主には、城下が東海道の要衝に位置していたため、防御上の理由から代々譜代の大名が配置された。



亀山宿は、伊勢亀山城の内部（江戸口門から京口門まで）を、城郭中心部、及び上級家臣が居住する武家屋敷地区を迂回して、その南側を屈曲・坂道を含みながら通過する。亀山城が整備された当時東海道がどこを通過していたかは不明であり、亀山城の整備と宿場の整備を関連させて論ずることは難しい。しかし、当時の東海道もおそらく亀山城と同じ丘陵上を通過していたと考えられ、亀山城が整備された際、東海道についてもその道筋があわせて整備されたものと考えられる。

このように、城下町と宿場町が複合して成立した亀山宿・亀山城地域は、丘陵上の最も高い北辺に城郭を築き、背後は急峻な斜面と谷を活用した堀によって防御する。この谷を活用した堀は、現在都市公園「亀山公園」となっている。



■亀山公園

一方、城郭南側は、武家屋敷地区、城下町・宿場町地区と徐々に標高を下げて配置された。さらに、丘陵に切り込む谷に囲まれたベロ状の台地上に寺院を配置するという、地形を巧みに取込んだ空間構成となっており、このことが、坂道や市街地を取り囲む緑地の形成へとつながって、長く亀山を特徴付けてきたのである。また、このことが、周辺の緑地の維持に役立ってきたといえる。



■歌川広重「雪晴」（亀山宿）

城下町と宿場町が複合したこの地域の特徴は、東海道を旅した人々にも強く意識されていたことが、江戸時代の紀行文や絵でも確認することができる。1691 年、江戸へ向かう途上でこの地を通った長崎オランダ商館の医師ケンペルは、「町は

平坦な丘陵の上であり、私が見渡した限りでは石垣と門と番所のある整然とした町である。その南側には荒く築き上げた城壁と櫓のある、かなり堅固な城がそびえ立っていた。狭い通りはこの土地の地形のために曲がりくねっているの、われわれが第二の番所を通過して郭外のはずれに行き着くまでには、ほとんど1時間を費やしてしまった。」とその紀行文に記している。また、幕末期に流行した歌川広重の東海道53次の浮世絵では、亀山宿では常に城郭と城に向かう坂道、そして城を眺める旅人の姿が描かれている。

江戸時代における亀山宿の範囲は、東は巡見街道との分岐で能褒野神社の鳥居がある地点まで、西は京口門までであり、この地域で最大の都市的な区域であった。

明治維新により亀山城が廃止されると、領内のいくつかの神社が合祀され、亀山城内に旧藩主を祀る神社として「亀山神社」が創始された。

その後、旧宿場町は経済活動の中心として、城郭内は市役所、学校等が立地し、政治、教育文化、宗教上の中心として、現在まで引き継がれてきている。

関宿は東海道 53 次の宿場町で唯一重要伝統的建造物群保存地区に選定される歴史的町並みである。

関宿は、鈴鹿川と小野川にはさまれた河岸段丘上に位置し、周囲には高低差 10m を越える崖があり、豊かな緑に覆われている。宿場は、東西約 1.8km に渡り、鈴鹿峠に向かって僅かに西に上るようになっており、宿内には 2 箇所 of 坂がある。宿場の両出入口に追分があり、「東の追分」では伊勢別街道が、「西の追分」では大和街道がそれぞれ東海道から分岐していた（両追分は県史跡に指定されている）。さらに、城下町であった亀山宿、山間の宿であった坂下宿にはさまれていることも加わって、3 宿の中では特に宿場町として発展した。

関宿が宿場町として現在見られる集落形態を整えたのは、天正年間関盛信の整備によると考えられている。当時すでに地藏院の門前町が形作られており、これを基礎として整備が行われたのである。江戸幕府から出された朱印状（駒の朱印）には、関宿が「関地藏」と記されており、そうした背景を読み取ることができる。その後、江戸時代初期に、周辺の寺院などが集められ、木崎・新所を含めた関宿が整備されたと考えられている。

宿場の主な機能として、旅人の休泊が上げられる。関宿には、本陣 2 軒、脇本陣 3 軒、旅籠 43 軒があった。歌川広重が描いた東海道 53 次



■関宿全景



■歌川広重「旅籠屋見世之図」

浮世絵には、関宿の旅籠を描いた「旅籠屋見世之図」がある。この図には、街道に面した旅籠の前面が描かれており、旅人を旅籠へ引き込む老婆、旅人と話す番頭、店先の桶で足を洗う旅人などが描かれている。

関宿には、約 200 棟の伝統的建造物が存する。その多くは、江戸時代後期から明治時代にかけて建築されたものであり、昭和 59 年に重要伝統的建造物群保存地区に選定されてからは、個々の建造物の保存修理が継続して行われている。

地蔵院(国指定重要文化財)と東海道との関係は密接である。関宿が地蔵院の門前町と

関宿内にある地蔵院には、重要文化財（建造物）に指定される本堂・愛染堂・鐘楼がある。

地蔵院は、当地域随一の古刹であり、関宿は地蔵院の門前町を出発点としている。

天皇の祈願により興された勅願寺で檀家を持たない地蔵院は、近隣の人々の信仰や亀山藩主の庇護に加え、東海道を旅する人々の信仰までも取り込み、隆盛の基礎を築いた。

境内が東海道に直接面し、街道正面に本堂が見えるという関宿の景観的特性も、東海道とともに地蔵院が発展してきたという歴史に起因するものである。

して出発していることは先に述べたとおりであるが、これが中町から街道を西に見通したとき、地蔵院本堂の屋根が正面に見えるという関宿の景観的な特色にも現れている。関宿には 10 ヶ寺があるが、境内が直接東海道に面する寺院は、地蔵院と観音院のみである。そもそも地蔵院は勅願寺で檀家を持たない寺院である。この檀家のない寺院が、これだけの境内や本堂をもち、これを維持することは、近在の人々の信仰、亀山藩主の庇護が無ければ無理なことであった。これに加えて、東海道を旅する人々の信仰を集めたのである。旅の途中の一休禅師が地蔵院の開眼供養を行ったという昔話の存在も、こうした街道との関係を物語るものである。



■本堂が正面に見える中町の町並み

現本堂が建築されたのは、元禄 13 年(1700)のことである。現本堂の建築に当たっては、周辺の屋敷を購入して境内を広め、それまでの本堂(現愛染堂)や鐘楼を移築して用地を確保した上で行われている。この折にも、東海道の正面に本堂が配置されるよう配慮されたと思われる。また、建築に当たっては、近隣に居住する人々や街道を通行する旅行者等からの寄進に加え、江戸での出開帳などによって建築費がまかなわれた。本堂内部格天井は亀山藩主板倉家の寄進によるものであることが墨書などから明らかで、亀山藩の力も大きかったと考えられる。

現本堂が建築されたのは、元禄 13 年(1700)のことである。現本堂の建築に当たっては、周辺の屋敷を購入して境内を広め、それまでの本堂(現愛染堂)や鐘楼を移築して用地を確保した上で行われている。この折にも、東海道の正面に本堂が配置されるよう配慮されたと思われる。また、建築に当たっては、近隣に居住する人々や街道を通行する旅行者等からの寄進に加え、江戸での出開帳などによって建築費がまかなわれた。本堂内部格天井は亀山藩主板倉家の寄進によるものであることが墨書などから明らかで、亀山藩の力も大きかったと考えられる。

坂下宿から鈴鹿峠は、東海道随一の難所であった。

坂下宿は、江戸時代の初期、洪水により大きな被害を受け、宿場再興の誓いとして始まった獅子舞が伝承されている。

鈴鹿馬子唄は、峠を越える馬子たちが歌ったとされるが、旅人たちにより各地に伝わり浄瑠璃にも取り上げられた。地域では正調鈴鹿馬子唄が伝承されている。

坂下宿は東海道の難所鈴鹿峠を控えた宿場町である。『宿村大概帳』によると天保14年(1848)の宿内家数は153軒、うち本陣3、脇本陣1、旅籠屋48(大2・中9・小37)である。

江戸時代初期には、現在地より鈴鹿峠よりの字「古町」に集落があったが、慶安3年(1650)9月の洪水により壊滅的な打撃を受け、現在地に移ったといわれている。

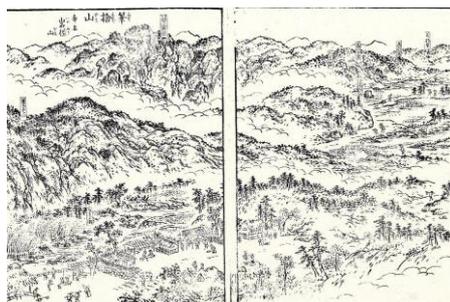
「坂下獅子舞」(市指定無形民俗文化財)は、坂下地区の春祭りに行われる獅子舞行事である。この獅子舞は、洪水で壊滅的な打撃を受けた町の再起の誓いと、平安無事を祈願したことに起源すると伝えられており、保存会により現在も伝承されている。

戦後、宿内の街道が拡幅されたものの、伝統的な建造物等も残っている。

坂下宿から鈴鹿峠にかけては、「鈴鹿坂八丁二十七曲り」と呼ばれる急坂である。この間には、江戸時代には、「鈴鹿権現」と呼ばれ鈴鹿峠そのものをご神体とした片山神社(市指定史跡)がある。片山神社は斎王が休泊した「鈴鹿頓宮」にも比定されている。鈴鹿峠の頂上には「峠茶屋」があった。現在はその屋敷跡の石垣などが残っている。



■鈴鹿峠



■坂下宿(『伊勢参宮名所図会』)

亀山市内の東海道沿い集落は、互いに近接し、切れ目なく続いていた。また、その僅かな切れ目は松並木であった。

野村一里塚(国史跡)は、旅人に東海道の里程を示す一里塚のひとつ。

街道の各所には、旅人が休息し、地場産品である茶などが振舞われる立場が設けられ、「もてなし」が行われていた。

1776年4月、江戸に向かう途上の長崎オランダ商館医師ツェンペリーは、その紀行文に「伊勢地方は密集して人が住み、豊穡でかつ人口が多い点で、昨日までの旅に比べて、当地が不愉快であったということは決してなかった。そこでは、道路に沿ってひろがる長い村々を通過したが、村は互いに僅かに離れているだけであった。」と記している。

この記述の通り、亀山市内の東海道沿い集落は、互いに近接し、また街道に沿って長く続き、集落の切れ目が明確とはいえないことが特徴のひとつである。江戸時代の絵図等を見ると、京口門（亀山宿西口）を出るとすぐ野村集落が始まり、「野村一里塚」（国史跡）を経て野尻村、落針村と断続的に家々が続き、その境目には松並木が見られる。集落間の松並木は戦時中供出されたため、現在はほとんど見られないが、関宿保存会では、集落沿いの松並木を復原するため、平成12年から周辺への松の植樹に取り組んでいる。



■野村一里塚

太岡寺躰は鈴鹿川の堤防を街道とした箇所であり松並木が見られ、小野村を経て関宿に至る。関宿から坂下宿についても同様であり、市ノ瀬、筆捨、弁天、沓掛と小集落が続いている。



■太岡寺躰

こうした小集落は農業を主な生業としていたが、街道との関わりも強く、野尻村の能古茶屋や、筆捨の筆捨茶屋などは立場として街道を旅する人々を接待していた。「筆捨」の地名は、狩野派の有名な絵師が、山を描こうとして刻々変化するその姿に描くことをあきらめ筆を捨てたとの故事にちなむ名前で、このことは1826年にこの地を通った長崎オランダ商館医師シーボルトもその紀行文の中で紹介している。また、東海道53次を描いた浮世絵では、坂下宿として常に筆捨山と茶屋の様子が描かれている。



■坂下宿浮世絵（保永堂版）

市内の古くからある街路の多くは、城下町であ

市域には、東海道から分岐する街道、東海道の間道として使用された街道などもある。特に伊勢別街道には、「おかげ参り」の一行が伊勢神宮へ向かうため、東海道から分岐した。「おかげ参り」の一行には、宿場において食事やわらじなどの「もてなし」が行われた。

こうした街道の維持管理は、周辺の農村も含め、地域全ての人々に与えられた責務であり、ここに暮らす人々の生活の糧でもあった。

る亀山宿から放射状に延びる街道、東海道から分岐する街道、東海道と平行しこれの間道として機能した街道に大きく分けられる。

亀山城から延びる街道としては、「津道」と呼ばれる津藤堂家の居城津城へと続く南へ

延びる街道や、江戸時代に伊勢国内を幕府巡見使が通ったとされる北へ延びる「巡見街道」、亀山藩の港があった若松・白子（現鈴鹿市）へ通じる東へ向かう街道などがあげられる。特に「巡見街道」は市域を南北にほぼ縦貫しており、さらに「安楽越え」と称される近江国へ抜ける古道もここから分岐している。「安楽越え」の街道は、天正期の秀吉伊勢侵攻の折、秀吉を含む本隊が伊勢国に侵入した折のルートともなっており、周辺にはこの折に関連する歴史文化資産も多い。

当地域には、子どもが悪さをした折、「がもじがくる」と子どもを脅すことがあるが、この「がもじ」は秀吉の先方として伊勢国に入った蒲生氏郷を指しているとの伝承がある。また、秀吉伊勢侵攻の折焼き討ちにあった、野登山頂にある野登寺には、野登寺本堂（市指定建造物）やブナ林（県指定天然記念物）がある。また、野登山の麓には、「日本の棚田百選」に選ばれた坂本棚田が広がる。



■坂本棚田

関宿から分岐する街道としては、関宿東の追分・西の追分（県指定史跡）からそれぞれ分岐する伊勢別街道（参宮道）、大和・伊賀街道がある。

伊勢別街道は、関宿東の追分から津江戸橋（現津市）を經由して伊勢神宮に向かう街道であり、街道の入口には伊勢神宮一の鳥居が置かれている。その南にある勸進橋は、鈴鹿川を越える橋で、旅人からお金を徴収（勸進）して橋が築かれた。街道の維持・整備に通行者が関わった例の一つである。橋の南にある古厩集落は、古代「鈴鹿駅」跡と推定されている。

「おかげ参り」は、熱狂した民衆が集団で伊勢参りを行う異常現象で、慶長19年(1614)を最初として数度出現した。宝永2年(1705)のお蔭参りは、300万人を超える人々が参加したとされ、沿道では食事、わらじ、金銭などが施された。

大和・伊賀街道は、古代の東海道と推定される街道であり、加太峠を越えて伊賀・大和へ通じている。亀山市内の大和街道は、加太川に沿って登り、加太集落、加太峠を経ていく。このうち、鍛冶ヶ坂峠周辺には、地道部分が残存しており、往時の街道の面影を現在に伝えている。

東海道と平行する間道としては、「金王道」が上げられる。亀山市南部、鈴鹿川南岸の丘陵地の尾根筋を通る旧道である。「金王」とは、平治元年(1159)年におこった「平治の乱」を題材とした軍記物語『平治物語』に登場する「渋谷金王丸」を指す。平治の乱に敗れた源義朝が、東国への敗走の途上、尾張国野間の内海（愛知県美浜町）で味方の裏切りで討たれ、このことを都にいる常盤御前（義朝の愛妾）に報告するため渋谷金王丸が



■金王道

通ったのが「金王道」とされている。この道は、岸岡（現鈴鹿市）から古厩（現亀山市）を結ぶ道であるが、地域での「金王道」との名称は、亀山市域でのみ呼ばれている。明治時代などには、相場を伝えるために伝令が通ったとの伝承なども残っており、地域の人々にとっては、身近な通り道であったと考えられる。

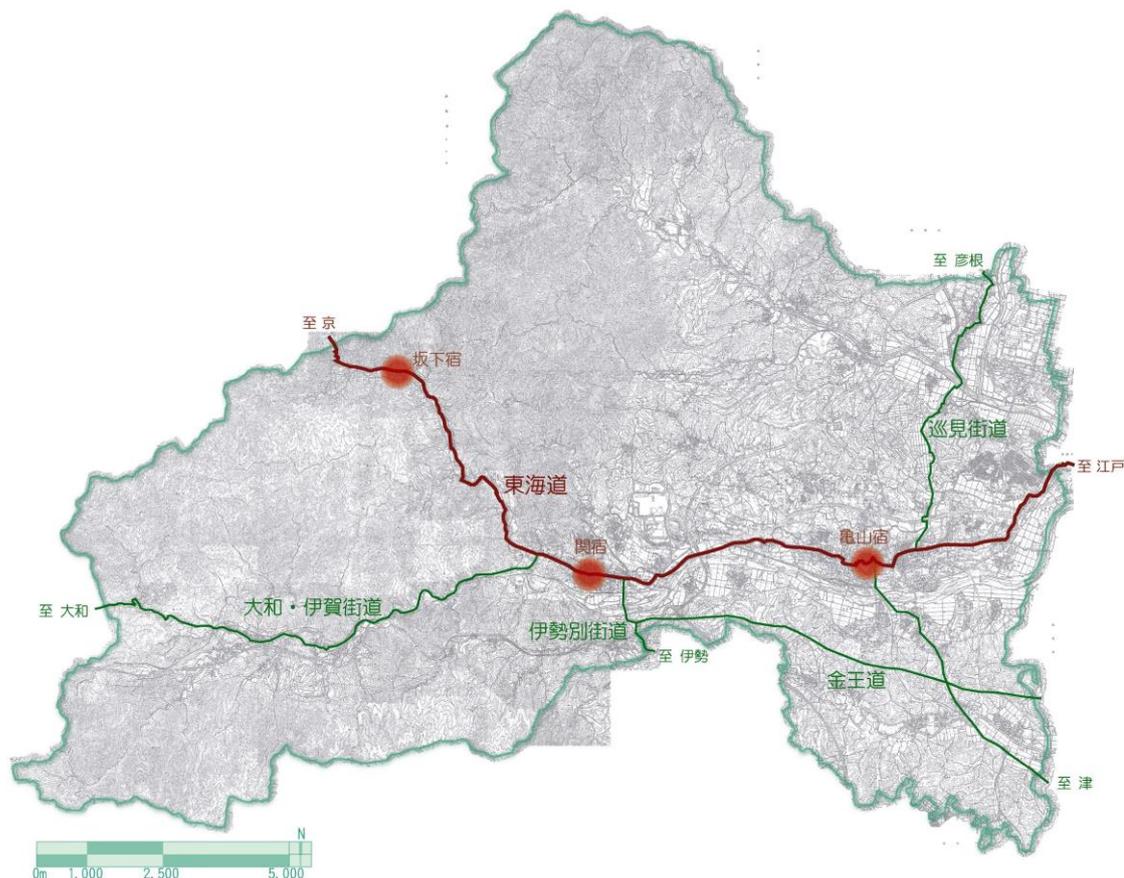


図1-2 亀山市内の旧街道

市内の各集落は、こうした諸街道上に分布するが、東海道とは道でつながる以外にも、東海道の機能を維持していく上で密接な関係にあった。

各宿場には、参勤交代や物資の運送のため、伝馬を常備することが定められていたが、宿場だけでまかなうことは難しく、周辺の村々に不足分を供出させる「助郷」が行われていた。亀山市域の各村々は、庄野、亀山、関、坂下のいずれかの宿の助郷が命じられ、さらに、道路の清掃や補修なども義務付けられていた。助郷は、村高百石につき馬2疋、人足2人と定められていたが（これを「定助郷」という）、交通量の増加により臨時的にさらに広範囲に助郷が求められることもあり（これを「大助郷」という）、周辺の村々にとっては、大きな負担となっていた。この助郷を含む伝馬人足の調整や駄賃の配分などは、各宿にあった問屋場の責任者である町役人の役割であった。このように、街道・宿場の機能は、宿場町のみではなく周辺の集落等が一体となって維持されてきたのである。

近代を迎えると、徒歩を基本とした街道から、大量輸送を可能とする鉄道へと交通手段の中心が移っていく。このことが、この地域の地場産業である製茶・製糸業に活気を与え、またローソクなどの新たな産業を生み出していった。

戦後の国道1号線の整備、高速道路網の整備なども、この地域の交通の要衝であり続けた地理的、歴史的優位性を背景としている。

近代を迎えて社会情勢は一変する。特に、この地域に鉄道網が整備される明治時代中期以降は、徒歩による旅を基本とした宿駅の制度は大きな打撃を受け、各宿は大きな転機を迎えることとなった。

当地域への鉄道網の整備は、明治23年の関西鉄道（四日市～草津間）の開通を最初に、南下する参宮鉄道などを含めて徐々に整備が進められていく。関西鉄道は、すでに開通していた東海道線と平行して、別ルートで関東～関西を結ぶことを目的として敷設された。これ以降、亀山は参宮鉄道の起点として、ターミナル駅としての施設設備が整備され、また、鉄道関係者の居住が進んだことにより、「鉄道の町亀山」といわれるまでに発展する。



■鉄道遺産

関西鉄道の経路とされた「加太峠越え」（亀山市加太）は、古代の「東海道」にあたる。亀山市を貫通する主要交通路が、徒歩を中心とした「東海道」から、大量輸送を可能とする「鉄道」へと代わり、新たな交流軸となって、地場産業である製茶・製糸業に活気を与えるのである。

生糸生産や製茶などは、江戸時代、すでに亀山藩主であった石川氏がその栽培を勧め、明治時代となるとこれが定着していく。明治20年（1887）に亀山宿西町に本格的な製糸工場（「田中製糸場」）が操業を開始し、周辺地域の紡績業との合併統合により、亀山の工業の中核を占めていった。田中製糸場を興した田中音吉は、利益を公共のために役立てることに熱心で、亀山から四日市にかけての道路の辻に、妻はるとともに道標をたてている。これらは「音吉道標」とも呼ばれ、現在でも市内各街道の辻に120基を超える道標が残っている。街道を維持し、旅人の安全を願う「もてなしの心」の表れのひとつである。



■音吉道標

また、この地域でのお茶の栽培は、気候や土質などがお茶の栽培に適していたことから、古くから伊勢茶の生産地として知られていた。その起源は、延喜年間（901～923）に、現在の四日市市水沢町に空海直伝の茶樹が植えられ、鈴鹿山麓にその栽培が広がっ

たとの伝承がある。野尻村にあった能古茶屋は、元禄年間、禅僧能古が開いた東海道の茶屋で、大名、高僧から庶民まで立ち寄ったと伝えられている。製茶は、明治 14 年（1937）に三重県農業試験場茶業分場が開設され、亀山茶のブランドで全国に販売されている。昭和 40 年には茶農業協働組合を設立、昭和 58 年に完成した「中の山パイロット」は 89ha に及ぶ亀山茶の生産拠点である。「亀山ローソク」の生産は、原材料の輸入、製品の輸出が、鉄道網により四日市と結ばれたことによって発展していくのである。



■大規模な茶農園 中の山パイロット

このように、近代の亀山を支えた農業生産や内陸型の工業の発展は、江戸時代から続く「街道」を核とした人々の交流が鉄道に引き継がれ、さらに拡大した結果と捉えることができる。

第二次世界大戦前後から、東海道を引き継ぐ国道 1 号においては、旧街道を避けてバイパスの整備が進められた。このことが、旧街道沿いに歴史的建造物やそれらが群となった歴史的町並みを残す結果へとつながっている。

さらに、名阪国道、東名阪自動車道・伊勢自動車道、新名神自動車道の開通などは、亀山市の東西交流の結節点としての位置付けをさらに高めているのである。

2. 亀山市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針（5-2-1）

（1）指定等文化財の分布状況

①国指定等文化財

市内には、6件（平成20年9月現在）の国指定等の文化財がある。

「地藏院本堂・愛染堂・鐘楼」は、亀山市関宿伝統的建造物群保存地区の中心部に位置する。地藏院は、天平13年（741）行基の開創と伝えられる古刹であり、本堂は元禄13年（1700）、前本堂である愛染堂は寛永7年（1630）、鐘楼は同21年（1644）の建立である。関宿を東海道の宿駅として定めた「駒朱印」には、関宿を「関地藏」と記しており、当時から関宿の中心的な寺院であったと考えられる。その後も、近隣に加え、東海道を旅する人々の信仰を集め、関宿の発展と極めて密接な関係にある寺院である。

慈恩寺の「木造阿弥陀如来立像」は、平安時代前期の仏像で、もとは忍山神宮寺の本尊薬師如来であったと伝えられている。秀吉の伊勢侵攻の折の兵火などを経て、現在地に移された。

「野村一里塚」は、慶長9年（1604）に徳川家康の命により亀山城主関一政が築造した東海道一里塚の一つである。塚には、棕の木の巨樹がある。もとは、道の両側に塚があったが、大正3年（1914）に取り壊された。

「正法寺山荘跡」は、戦国時代に鈴鹿地方の豪族であった関氏一族の館跡である。当時の著名な連歌師宗長の記録にも記されており、戦国時代の地方豪族の生活を知る上で重要な遺跡である。

「亀山市関宿伝統的建造物群保存地区」は、東海道47番目の宿場町で、東西約1.8kmにわたって、往時の面影を残す伝統的建造物が建ち並んでいる。

「鈴鹿峠自然の家」は、昭和13年に建築された旧坂下尋常高等小学校の校舎である。

こうした国指定等文化財の全てが「東海道」の沿道に位置し、「東海道」を介した人々の文化的交流の足跡を示していることは特筆すべき点である。



■地藏院本堂



■野村一里塚



■亀山市関宿

参考資料 表2-1 国指定等文化財一覧 参照

②県指定文化財

市内には、11 件の県指定文化財があり、その内 1 件が無形文化財、4 件が史跡である。

県指定無形文化財である「亀山藩御流儀心形刀流武芸形」は、亀山藩公認の武芸流儀であり、現在でも亀山神社境内にある「亀山演武場」で伝承活動が続けられている。

県史跡に指定される「旧亀山城多門櫓」は、旧亀山城に関連して唯一残る建造物である、多門櫓（建造物）を含む石垣遺構である。また、「東の追分・西の追分」は東海道関宿の両端にある追分であり、東の追分からは伊勢別街道（参宮道）が、西の追分からは大和街道が分岐している。東の追分には、伊勢神宮の一の鳥居がある。

このほか、史跡に指定される「峯城跡」「鹿伏免城跡」は、中世に亀山一帯を支配した関氏の居館・古城跡である。

参考資料 表 2-2 県指定文化財一覧 参照

③市指定文化財

市指定文化財としては 126 件があり、その内 11 件が有形文化財（建造物）、5 件が有形民俗文化財、11 件が無形民俗文化財、15 件が史跡である。

有形文化財（建造物）としては、「法安寺庫裏の玄関（旧松屋本陣門）」（坂下）、「延命寺山門（川北本陣門）」「旅籠玉屋」「旧田中家住宅」（以上関）、「加藤家長屋門及び土蔵」「明治天皇行在所」「大久保神官家棟門」「福泉寺山門」「旧館家住宅」（以上亀山）などがある。

有形・無形民俗文化財としては、「坂下獅子舞」「正調鈴鹿馬子唄」（以上坂下）、「関の山車」（関）、「伊勢神宮奉献常夜燈」「能牟良神社常夜燈」「和田道標」「谷口法悦題目塔」（以上亀山）、「傘鉾」（野村）、「獅子舞」（布気・石神社）、「かんこ踊り」（市内 8 地区）などがある。

このほか、「片山神社」（坂下）、「関の小萬の墓」「権現柿」（以上関）、「加藤家屋敷跡」（亀山）などが市史跡に、東海道に関連する紀行文や浮世絵などに描かれた「筆捨山」「岩屋観音」（以上坂下）、「羽黒山」「観音山」（以上関）を名勝として指定している。

参考資料 表 2-3 市指定文化財一覧 参照

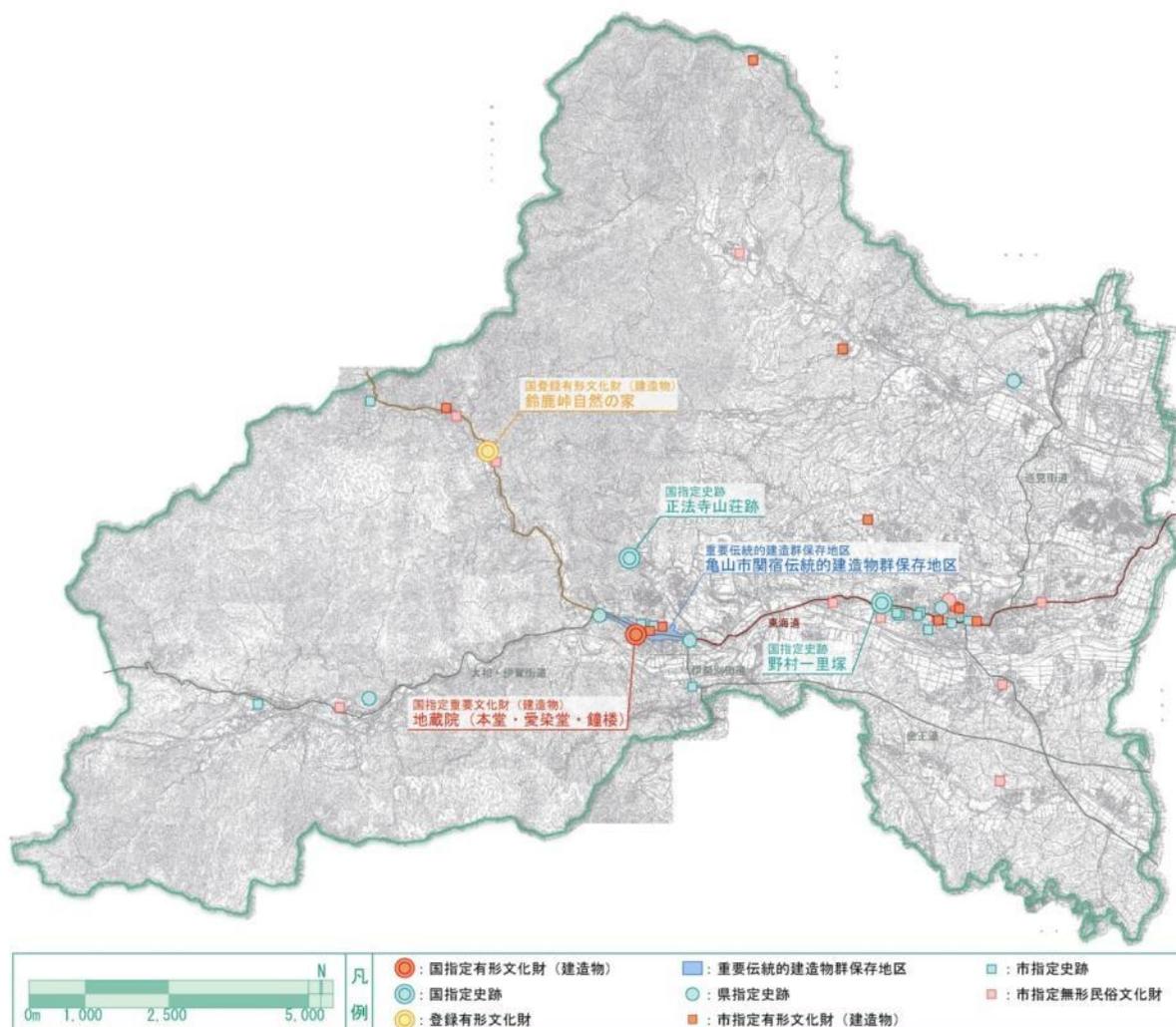


図 2-1 文化財（建造物、民俗文化財など）の位置及び分布状況

(2) 指定等以外の文化財の分布状況

①歴史的価値の高い建造物等

●町家・町並み

市内の歴史的価値の高い建造物等については、亀山市景観計画策定時の調査において、その分布状況の調査を行っている。

市域において、歴史的建造物が一定の密度で残り、町並みを形成している地域は、亀山宿、坂下宿、野村・沓掛・市ノ瀬集落などの東海道沿道地域、加太市場・加太板屋・加太北在家などの大和街道沿道地域である。

東海道沿道の亀山宿・坂下宿については、切妻平入棧瓦葺、2階が低い厨子二階建ての町家が軒を接して連続している。一方、野村・沓掛・市ノ瀬集落などでは、敷地の間口が広く、主屋は接道するものの敷地に対して余裕を持って配置されており、切妻平入棧瓦葺平屋建と入母屋平入棧瓦葺平屋建が混在している。おそらく、近隣の農家建築の影響を受けたものと考えられる。

大和街道沿道の加太市場・加太板屋・加太北在家も、主屋が接道するものの、敷地に対して余裕を持って配置されており、切妻平入棧瓦葺平屋建が主である。周辺には茅葺民家も残っており、以前は茅葺であったものを、板葺・瓦葺へと変更したものと見られる。

●武家住宅・武家屋敷

亀山城下町の旧武家屋敷地区においては、敷地の周囲を生垣で囲って門などを設け、敷地内部に主屋を配置する武家屋敷がある。主屋については建て替えが進んでいるが、生垣などの屋敷構えが比較的良好に残っている。

●農家

関宿の周辺地域では、農村部の建築の系譜を引くと考えられる歴史的建造物が若干残っているが、総数は多くはない。ただし、「旧木村邸」は、建築年代は新しいものの農村部の建築の典型的な間取りをもつ建造物で、関宿と農村部の境界に位置している。

●社寺建築

伊勢地方では、秀吉の伊勢侵攻の影響もあり、近世以前の社寺建築の数は少ないが、近世社寺建築は数が多い。代表的なものは、重要文化財に指定される「地蔵院本堂」等であるが、市内の社寺建築の多くは、江戸時代中期から後期の建築である。



■野村集落の歴史的建造物



■坂下宿（市ノ瀬）の歴史的建造物



■加太宿の歴史的建造物

●近代化遺産等

土木構築物としては、明治 20 年代に敷設された関西鉄道・参宮鉄道に関連する鉄道遺産が多く分布している。亀山駅・関駅・加太駅では、駅舎またはプラットホームに開業当時のものが見られ、沿線では石及びレンガ造の橋梁・隧道・架道橋などが連続している。特に、金場隧道・坊谷隧道・加太隧道は加太峠を越えるために造られた連続する隧道で、明治 22 年の築造当時のものが現在でも使われている。また、亀山公園、関観音山公園には、それぞれ機関車が保存されている。



■関西鉄道架道橋

●古墳

鈴鹿川沿いの段丘上を中心に、4 世紀～6 世紀頃に築造された古墳群が存在する。これらは遺跡地図に位置づけるとともに、開発行為等においては発掘調査を実施するなど適切な保護の措置をとっている。「能褒野王塚古墳」は宮内庁によりヤマトタケルの御墓として比定されている。この他、「井田川茶臼山古墳」「井尻古墳」「山下古墳」などがある。

●官衙跡

「伊勢鈴鹿関」については、長くその所在が不明であったが、平成 18 年に実施した発掘調査によりその一部が確認された。現在国庫補助事業により範囲確認調査を実施している。「伊勢鈴鹿関」と関連を持つ同時代の遺跡としては、「鈴鹿駅跡」（関）、鈴鹿市にまたがる「長者屋敷遺跡」（国史跡「伊勢国府跡」）などがある。

●中世城館

中世に亀山一帯を支配した関氏の居城跡としては、「峯城跡」「鹿伏免城跡」が県史跡に指定されているが、「関新所城」「亀山古城」は無指定である。また、「峯城跡」（県史跡）周辺には、天正 11～12 年（1583-84）の羽柴秀吉伊勢侵攻の折、攻防戦の舞台となった古城・陣屋群がある。「落山城跡」「古城跡」「青館跡」「野元坂館跡」などであり、指定等を行われていないが、周知の埋蔵文化財包蔵地としている。



■鹿伏免城跡

●古道

鈴鹿峠は東海道の難所のひとつであり、片山神社から峠に至る区間は「鈴鹿坂八丁二十七曲り」と呼ばれる急坂で、市内東海道中唯一地道が残っている。また、「梶ヶ坂の峠道」も大和街道の峠道として地道を残している。平成 20 年度に周知の埋蔵文化財包蔵地とした。

●城郭跡

亀山城周辺には、県史跡「亀山城多門櫓」を中心に、「本丸跡」「二ノ丸帯曲輪」「京口門跡」「江戸口門跡」など、亀山城に関連する遺跡が点在している。

●文化的景観

「坂本棚田」は「棚田百選」に選ばれている棚田で、野登山山麓の23haに約440枚の水田が広がっている。戦国時代から明治時代にかけて整備が進められたと伝えられており、集落と一体となった田園の風景は壮観である。棚田を形作る石積みは、その整備・補修のため、地域の人々により伝承される技術で民俗技術にあたる。

「亀山茶」は、延喜年間（901～923）に始まったとされており、鈴鹿山麓を中心に栽培が行われている。亀山藩の殖産興業策として奨励され、昭和12年には三重県農業試験場茶業分場が設置されている。昭和58年に完成した「中の山パイロット茶園」は、89haに及ぶ県下最大級の茶園であり、亀山茶の生産拠点である。

●石造物

「音吉道標」は、亀山製糸の創業者である田中音吉とその妻はるが、大正期に建てた道標である。100基以上の道標が市内各地の辻辻に残っている。

また、「西国三十三所観音」に関連して、江戸時代から昭和初期にかけての観音像が点在する。



■京口門跡（古写真）



■坂本棚田



■棚田祭り



■観音山の石仏

②歴史及び伝統を反映した人々の活動の状況

●無形民俗文化財

獅子舞・かんこ踊りなどについては、伝承活動が行われているものについては、市文化財としての指定を行っているが、数地区では不定期に行われており、これらは文化財指定の対象となっていない。

関宿の西北にある観音山には、「西国三十三所観音」の観音石仏があり、現在でもこれを巡る人々がいる。石仏は江戸時代後期に「丹波佐吉」を名乗る石工が刻んだものである。市内における「西国三十三所観音」は天神、下ノ庄、加太市場、野登山、石上寺、梅巖寺などにもあって、集落に近接し、眺望に優れた小高い山などが選ばれている。その管理は、近隣の有志などによって続けられている。



■「西国三十三所観音」下之庄

「亀山大市」は、明治41年（1908）旧正月の準備として亀山商店街で始まった売り出しで、現在でも東海道沿道である東町、本町の商店街を中心として、毎年1月末に行われている。

●民俗技術

関宿の桶は、旅籠における旅人の足洗い用の桶などの需要が多く、桶作りが職人の手仕事として定着した。「桶重」は明治3年の創業であるが、現在4代目が桶作りを続けている。

亀山城主石川家では、慶長19年（1614）の大阪冬の陣で川の中に浸かって戦う兵士に餅を配ったという故事にちなんで、毎年年末に餅を臣下に配る慣わしがあり、明治時代以降東町の「瓢軒（ひさごけん）」が受け継いで菓子として販売したのが「川ひたり餅」である。現在は、「瓢軒」から製法を受け継いだ市民グループが製造を続けている。

「関の戸」は寛永年間から関宿で作られている餅菓子である。関宿には製造販売を行う本店があり、手作りでの製造が続けられている。「志ら玉」も、同様に関宿で作られている菓子である。

伊勢茶は、江戸時代から続く農産品であり、栽培から製茶に至る各過程が、現在でも行われている。

関宿の町並み保存事業は、昭和55年に始まってすでに25年を経過している。保存地区では継続して伝統的建造物の修理修景事業を行っているが、修理は保存地区周辺に居住する技能者によって行われており、地域固有の建築技術である。

(3) 把握できる関連文化財群

(1) 及び(2)において把握した文化財等を、歴史的関連性や地域的関連性などに基づいて、相互に関連性のある一定のまとまりとして把握すると、以下の通りとなる。

①東海道53次に関連する文化財群

●鈴鹿峠と坂下宿周辺の文化財群

「東海道53次の峠と峠を控えた宿場町」としての関連性が認められる文化財群である。関宿を出てから坂下宿を経て鈴鹿峠に向かう区域で、峠道などの街道の道筋、街道に面する歴史的建造物、「坂下獅子舞」「鈴鹿馬子唄」などの無形民俗文化財などにより構成されている。

●関宿周辺の文化財群

「東海道53次で唯一重要伝統的建造物群保存地区に選定され、地蔵院(国重要文化財)を核として発展した関宿」としての関連性が認められる文化財群である。

重要伝統的建造物群保存地区に選定されている「亀山市関宿」、重要文化財(建造物)に指定されている「地蔵院本堂・愛染堂・鐘楼」を核として、市指定文化財である建造物、県指定史跡の「東の追分・西の追分」、市指定有形無形民俗文化財の「関の山車」、無指定ではあるが「関の桶」、関宿を代表する菓子「関の戸」、「観音山の西国三十三所観音」などにより構成されている。

●東海道野村集落周辺の文化財群

「野村一里塚(国史跡)を中心に東海道に沿った集落」としての関連性が認められる文化財群である。

国史跡に指定されている「野村一里塚」を核として、農村部の建築の影響を受けた町家と町並み、寺院群、市指定無形民俗文化財の「傘鉾」「布気獅子舞」などにより構成されている。

●東海道53次沿いに点在する小さな文化財群

以上のほか、東海道沿道では、歴史的建造物が点在し、市指定有形文化財の「和田道標」「谷口法悦題目塔」、市指定無形文化財の「川合かんこ踊り」などが、小さなまとまりを構成して点在している。

②伊勢亀山城と城下町に関連する文化財群

「伊勢亀山城とその城下町である東海道亀山宿」として関連性が認められる文化財群である。

伊勢亀山城に関連しては、県指定史跡の「亀山城多門櫓」を核として、市指定文化財(建造物)の「加藤家長屋門及び土蔵」、県指定無形文化財の「亀山藩御流儀心形刀流武芸形」、未指定ではあるが城主の菩提寺であった寺院群や武家住宅・武家屋敷、「京口門」「二之丸帯曲輪」「江戸口門」などの遺跡、「川ひたり餅」などにより構成されている。

城下町を兼ねる亀山宿に関連しては、市指定文化財(建造物)の「旧館家住宅」「福泉寺山門」「明治天皇行在所」「大久保神官家棟門」、街道沿いに連続する町家建築と町並み、

市指定無形文化財の「阿野田かんこ踊り」などにより構成されている。

これらは、城下町と宿場町が複合した当地域の特質を示すものであり、相互の関連性が強く、歴史的にも地域的にも一体的なものとしてとらえることができる。

③秀吉伊勢侵攻に関連する文化財群

「天正 11～12 年の羽柴秀吉伊勢侵攻」として関連性が認められる文化財群である。

秀吉は、天下統一に向けた足がかりとして伊勢侵攻を果たすが、この折、激戦として記録に残されているのが、峯城（県指定史跡）周辺での攻防である。峯城周辺には、伊勢侵攻の折、双方の陣屋、城とされた古城群が残っている。また、この折焼き討ちにあった野登寺や、「太閤腰掛石」「秀吉の橋板」など伝説・伝承類も残っている。

④ヤマトタケルに関連する文化財群

「江戸末期の国学者たちにより、ヤマトタケルの墓の候補とされた古墳」として関連性が認められる文化財群である。

現在、ヤマトタケルの墓として比定されているのは「能褒野王塚古墳」であるが、江戸時代には「白鳥塚古墳」（鈴鹿市）とする説が有力であった。しかし、江戸時代末期、本居宣長の『古事記』研究などにより、様々な古墳がヤマトタケルの墓として検討された。当市から鈴鹿市にかけては、研究の対象となった古墳が点在しており、ヤマトタケルのおばヤマトヒメ、妻オトタチバナヒメの伝承などとともに、文化財群を構成している。

⑤古代王権に関連する文化財群

「伊勢国庁跡（国史跡・鈴鹿市）、伊勢鈴鹿関など、古代王権の伊勢国支配」として関連性が認められる文化財群である。

「伊勢鈴鹿関」は古代三関のひとつに数えられる関所で、平成 18 年度の発掘調査によりその所在地が明らかとなった。周辺には「鈴鹿駅跡」や奈良時代の瓦が発掘された「切山瓦窯」などが所在する。また、亀山市と鈴鹿市にまたがる「長者屋敷遺跡」は、その一部が国史跡「伊勢国庁跡」として指定されている。

こうした遺跡群、峠を越えて伊勢国に入った貴人たちが詠んだ和歌など文学史上の事跡とともに文化財群を構成している。

⑥大和街道に関連する文化財群

「関宿西の追分で東海道から分岐し大和国につながる大和街道」として関連性が認められる文化財群である。

大和街道沿いには歴史的な町家が数多く残り、町並みを形作っている。これらに加えて、梶ヶ坂峠の峠道や 5 地区で伝承される市指定無形民俗文化財の「かんこ踊り」などにより構成されている。

⑦近代鉄道整備に関連する文化財群

「明治20年代に敷設された関西鉄道・参宮鉄道」として関連性が認められる文化財群である。

近代以降、亀山市は「鉄道の町」と評される。この背景となっているのが、明治20年代に敷設された関西鉄道・参宮鉄道である。両鉄道に関連し、明治20年代に建築・築造された駅舎・橋梁・隧道群、鉄道の敷設により活発化した地域の産業形態、鉄道会社に勤務した人々の生活と伝承などとともに、文化財群を構成している。

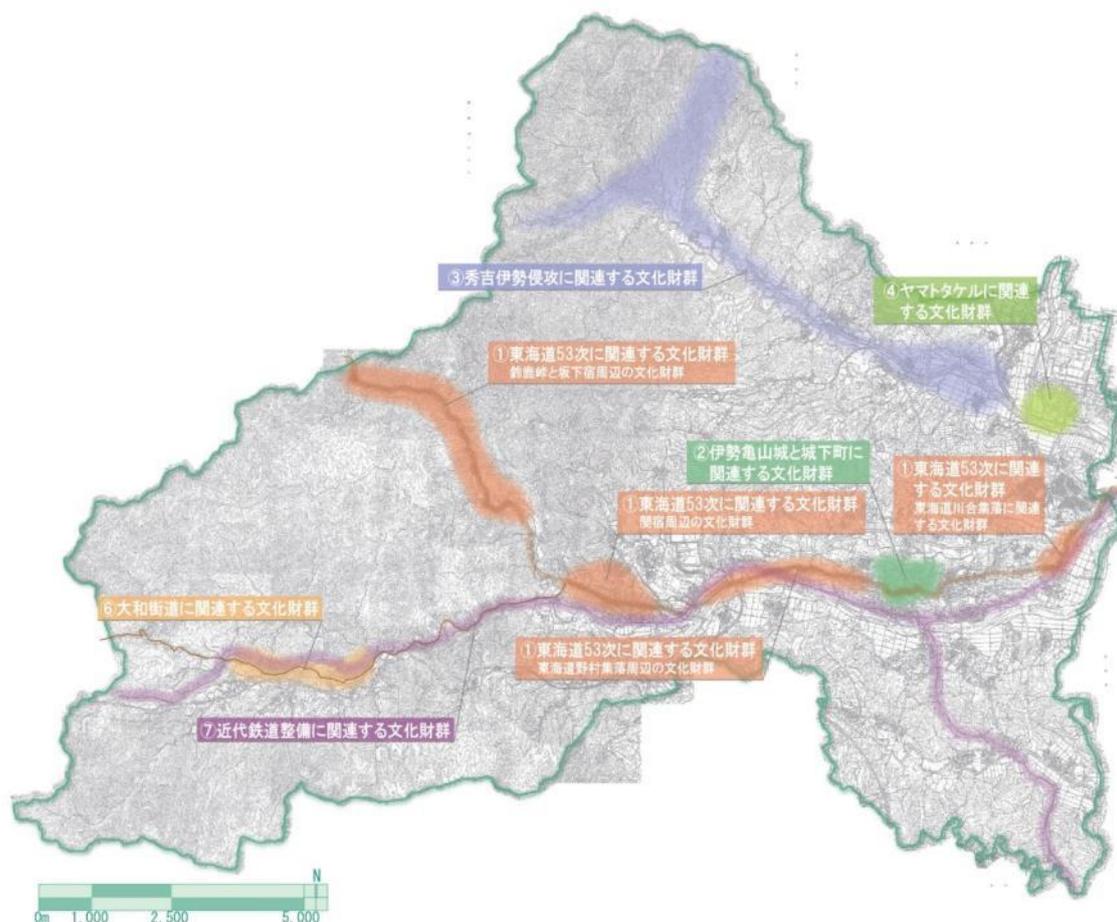


図2-2 関連文化財群の分布

(4) 亀山市の維持向上すべき歴史的風致

市域において把握できる関連文化財群のうち、地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動、及びその活動が行われる歴史上価値の高い建造物等が一体となった歴史的風致が形成されていると認められるのは、下記のとおりである。

①東海道 53 次 関宿周辺の歴史的風致

～「関の山車」の祭りと歴史的町並みが一体となった歴史的風致～

関宿は東海道 53 次の宿場町のひとつで、唯一重要伝統的建造物群保存地区に選定される歴史的町並みである。

関宿は、鈴鹿川と小野川にはさまれた河岸段丘上に位置しており、「東の追分・西の追分」(県指定史跡)の間約 1.8km に渡り、街道の両側に約 400 棟の建造物が軒を接して建ち並び、うち約 200 棟が江戸時代末から明治時代にかけて建築された歴史上価値の高い建造物である。

この関宿では、歴史上価値の高い建造物が並ぶ町並みを舞台として、毎年 7 月末に、2 日間に渡って神輿の渡御と山車の引き回しが行われる祭りがある。この祭りは、関宿の総鎮守である関神社の祭礼であるが、関神社に合祀される以前の熊野三所大権現(木崎・中町が氏子)と笛吹大明神(新所が氏子)で行われていたものを引き継いだものである。

山車の引き回しは、熊野三所大権現では旧暦 6 月 15・16 日、笛吹大明神では旧暦 6 月 14・15 日にそれぞれ行われていたもので、元禄期に始められたと伝えられている。最盛期を迎えた文化期には、各町が所有する山車は熊野三所大権現の氏子であった木崎・中町に 10 台、笛吹大明神の氏子であった新所に 6 台の、合わせて 16 台があったとされている。現在は木崎・中町三番町・中町四番町・北裏の 4 町が所有している。山車の運行は、山車を所有する各自治会員により行われるが、祭り全体の進行は 4 自治会の協議組織である「関宿「関の山車」保存会」によって取り仕切られている

神輿の渡御は、もとは笛吹大明神の祭礼として行われていたもので、文明 11 年(1479)に、笛吹大明神が新所に遷座された折、旧社殿から神霊を奉遷したことに由来するとされている。神主・氏子総代・神輿・世話役の順に並び、1 日目は関神社を出発して、関宿の街道筋を中心に、明神・東新田・西新田といった関宿周辺の氏子となっている集落を練りながら西に向かい、関宿西の追分にある御旅所まで渡御される。2 日目は御旅所を出発して前日と



■「関の山車」



■神輿渡御

は逆に東に向かい、夕刻関神社に戻る。関宿の街道に面した家々では、神輿の巡行に合わせて玄関の戸を開け、神輿は正面を家々に向けて祈祷を行う。神輿の渡御は、新所地区の若衆が担ぎ手となるが、これは、神輿の渡御が新所地区の鎮守であった笛吹大明神の祭礼であったことに由来する。

山車は、祭り当日の昼頃、関宿の町並みの中にある各町の山車倉から出されて組み立て・飾り付けが行われ、神輿が御旅所・関神社に納められる夕刻に街道に曳き出される。各家でも夕刻に合わせて軒下に提灯を出して山車を迎える準備がされる。

山車の巡行は、それぞれの町内を曳き回す「町曳き」を行った後、1日目は地蔵院または関宿内の街路上に、2日目は関神社に山車が集められ屋台回しが行われる。この屋台回しは、山車の上部のみを回転させるもので、ちょうちんの明かりの軌跡が幻想的な雰囲気盛り上げる。

山車には、笛・太鼓などによる囃子方が乗り込むが、毎年7月初旬には各町ごとに集会所などで稽古が始められ、関宿の町並み全体にお囃子が響き、祭りが近づいたことを人々に知らせるのである。また、街道に面したそれぞれの伝統的な建造物では、街道に面した格子等の建具をきれいにする「格子洗い」が行われるなど、伝統的な建造物を美しい状態に維持する日々の生活に反映している。

一時期祭りは寂れていたが、関宿の町並み保存の進捗とあわせて、再び盛り上がりを見せている。特に、電線・電話線の撤去が行われた後は、巡行の妨げとなっていったんとりのぞかれていた山車の上部を復原する動きも見られる。

関神社の祭礼の際の狭い街道に山車が引き出され、祭りに参加する住民、通行する旅人が折り重なって身動きも取れない様子が、限度いっぱいという意味の「関の山」の語源にもなったとされており、関宿の歴史的な町並みを舞台として繰り広げられる山車の祭りは、祭りにかける人々の熱気とともに、まさに「関の山」の風情を今に伝えている。



■街道にしつらえられた祭り提灯



■「関の山車」屋台回し



■祭り前夜のお囃子の発表



■祭り準備の「格子洗い」

～伝統産業と歴史的町並みが一体となった歴史的風致～

関宿の町家では、街道に面した前面の部屋は「ミセ（見世）」と呼ばれる板間である。ミセは、商品が並べられて店となったり、職人の作業場として使われ、客と店主が直接対面して商売が行われてきた。

関宿で手づくりの桶作りを続ける「桶重」は、明治15年の創業で、現在も4代目主人が桶作りを続けている。

歌川広重が描いた東海道53次浮世絵には、関宿の旅籠を描いた「旅籠屋見世之図」がある。この図には、街道に面した旅籠の前面が描かれており、旅人を旅籠へ引き込む老婆、旅人と話す番頭、店先の桶で足を洗う旅人などが描かれている。宿泊を決めた旅人は、まず女中が運んできた桶の湯で汚れた足を洗い建物に上がった。関宿の桶作りは、こうした旅籠での需要があったことに由来するものである。

「桶重」は関宿中町北側にあつて、街道に面した主屋は江戸時代末の建築と考えられ、関宿の歴史上価値の高い建造物のひとつである。桶作りの作業は、主屋の表店で行われており、町並みから桶作りの作業風景や道具を見ることができる。

「関の戸」（関所の扉の意）は、小豆餡を求肥でくるみ和三盆糖をまぶしたお菓子で、大名が江戸にいる家族への土産として購入したという高級菓子である。御室御所（仁和寺）の御用もつとめており、主人は御用のための専用の服に着替え、菓子を入れた「担い箱」を担いで京都と関を往復した。江戸時代の狂歌師太田蜀山人は、「ふりし名をここにとどめて鈴鹿山をとにたてたる関の戸の餅」と詠っている。関の文化が街道を介して京都や江戸へと伝わっていく様子を知ることができる。

「関の戸」を製造・販売する深川屋は、江戸時代の初期の創業時から関宿中町に店を構えており、現当主は13代目である。「関の戸」の店は、建築年代が18世紀後半にさかのぼり、関宿の歴史上価値の高い建造物のひとつである。特に2階前面に設けられた、菓子名を記した庵看板（屋根つきの看板）や、店内に展示された、御室御所に菓子を収めた折に使われた装束や担い箱などが、老舗の



■関宿の桶づくり（桶重3代目）



■関宿中町「関の戸」深川屋



■関宿中町「桶重」



■「関の戸」店内

風格を感じさせる。

「志ら玉」は小豆餡を白玉粉餅でくるんだ団子で、江戸時代に東海道を旅する人々が疲れを癒すために食したとされ、関宿中町に店を構える前田屋製菓で製造・販売が行われている。

「志ら玉」がいつ頃から作られたかは不明であるが、文久3年（1863）の記録には、新所誓正寺前に「白玉屋熊次郎」の名があり、その頃には店を構えていたことが確認できる。



■「志ら玉」を製造販売する前田屋

前田屋製菓の現在の主屋は、江戸時代末期に建築された歴史上価値の高い建造物で、前面を開放し、商品をいっぱい並べた店構えは、旅人で賑わった往時を偲ばせる。

関宿中町にある「かねき」は、慶応元年創業の茶問屋であり、伊勢（亀山）茶の製造・販売を行っている。伊勢茶は周辺農村の主力農産物であり、農村から集められた茶葉が関宿内の茶屋で加工・ブレンドされ、販売されている。製茶作業中には、主屋裏にある「ほいろ場」（製茶作業場）から茶の香りが町並みに漂う。



■志ら玉

関宿周辺における茶栽培は、もともとは畑の畦や道端に数十株の茶樹を植え、自家用として栽培していたものであったが、幕末期に伊藤平兵衛・村上政右衛門が販売のための茶栽培を始め、慶応年間に近江の技術を導入して以降、茶園が増加したとされている。

関宿中町南側にある主屋は、江戸時代末の創業時に建築されたものと考えられる歴史上価値の高い建造物で、その前面右手には、周辺の茶農家が茶葉を持ち込み、品質や量の確認を受けた計量場のカウンターがそのままの姿で残っている。



■お茶屋「かねき」

関宿のかつての産業に周辺の山林を資源とした林業があった。その例として「旧田中家住宅」が残る。田中家は江戸時代から質屋を家業とした大地主で、明治以降は古物商と呉服木綿商を兼業していた。大正8年には株式会社マルタ材木店を設立し、取引先は三重県内をはじめ、関東、中部、関西方面と広域に渡っていたことがわかっている。大正14年頃より経営を多角化し、業務内容に工場貸や土地貸がみられるようになる。昭和26年には社名を株式会社マルタ商店に変更し、マルタ材木店時代の業務に加えて、物産品の販売をしていたようである。

旧田中家住宅は、家相図（亀山市歴史博物館田中稲造家寄託若林家文書21）（文政10年（1827））から、江戸時代末期には現在の屋敷構えがおおよそ整っている様子がわかっている。このうち土蔵については、明治18年の「庄衛門土蔵普請見舞覚」が残り、その

頃には現在の土蔵が建ったものと考えられる。

また、関宿では、重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を形作ってきた建築技術が産業として息づいている。関宿周辺に居住する石工・大工・左官・瓦職人などの建築技術職であり、関宿で実施されている伝統的建造物の保存修理事業において、継続して業務にあたっている。

石工は、関宿の伝統的な建造物の軸組み基礎である延石積を担当している。大工は、軸組みなどの木工事を担当し、倒れた家屋を起こす「屋起こし」や、不動沈下を修正する「不陸調整」、柱下部や土台などの腐朽部分のみを取り替える「根継」などの技術を修理現場で活用している。左官は、関宿の伝統的な建造物の正面意匠の特徴である「虫籠窓」や「漆喰彫刻」の修理・復原を担当している。

関宿の伝統的な建造物の1階庇には、開放的なミセを風雨から守るため「幕板」と呼ばれる装置が取り付けられている。この「幕板」の年代が明らかな最も古い例は、安政4年(1857)の棟札が残る建造物に建築当初から取り付けられていたもので、横板に竪棧を取り付けたのみの単純な形式であった。明治時代になると、板に梓木を取り付けたり、板に明り取りの窓を設けた意匠・技法的に優れた幕板が取り付けられるようになる。最も新しい幕板は、昭和10年代に建築された建造物に取り付けられたもので、板の部分が全てガラスにされている。こうした幕板の変化は、関宿の伝統的な建造物にのみ見られるものであり、また、各時代に対応した変化の過程をたどることができ、地域固有の建築技術が地域内で受け継がれ、発展してきたことを物語っている。

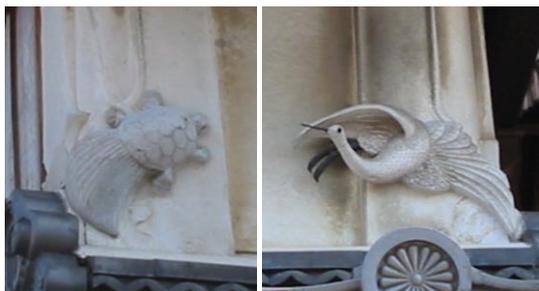
関宿の伝統的な建造物においては、町家の正面に



■幕板の変化



■旅籠玉屋の虫籠窓



■漆喰細工（鶴と亀）



■漆喰細工（鯉の滝登り）

表れる細部意匠において、施主の想いを形にする活動も行われてきた。特に、町家の 2 階正面の虫籠窓や漆喰細工、化粧瓦などに顕著に現れており、「旅籠玉屋」（市指定有形文化財建造物）の虫籠窓は、「玉屋」の屋号にちなんで宝珠がかたどられている。また、他の伝統的な建造物でも虫籠窓の両端に長寿や家運長久の象徴である「鶴亀」や、災厄除けの「竜虎」が一对で作られたり、袖壁に子どもの成長を願う「鯉の滝登り」がかたどられたりしている。

こうした建築表現は、施主の建築物にこめる家内安全や家運長久などの願いとともに、類似した建造物が連続する町並みの中にあって、少しでも他より目立とうとする自己表現の手段でもあったと考えられる。

関宿で引き継がれている建築技術は、ここに生活した人々の建物にかけの想いと、旅人への訴えかけの表現を含み、宿場の賑わいを演出するとともに、宿場町の建造物の豊かな表現力を今に甦らせている。

関宿の街道に面し伝統産業を引き継ぐ家々では、本来の「ミセ」の姿が生き続けており、また、類似する前面意匠をもちつつ、それぞれの店の特徴を引き出し、目立たせる伝統産業としての建築技術が継承されている。このように、多様な職業が伝統的な建造物群の中に息づいている様は、活気ある宿場町の風情を感じさせる。

～伊勢信仰の歴史的風致～

関宿の伊勢講に所属する家々では、「笑門」と記した「注連飾り」を一年間通して玄関口に飾り付けている。

関宿は、東海道で唯一重要伝統的建造物群保存地区に選定される歴史的町並みで、街道に面して約 200 棟の江戸時代末から明治時代にかけて建築された歴史上価値の高い建造物が並んでおり、その玄関口に年間通して飾られている「注連飾り」は、関宿の見学者の目を引く存在である。

「注連飾り」の飾り付けは、正月準備として年末に行われ、それまで付けられていた前年の「注連飾り」は、大晦日の「年越し参り」の折の「かがり火」か、翌年 1 月 15 日に行われる「どんと」で焼かれる。

関宿の東はずれにあたる「東の追分」（三重県指定史跡）は、東海道から伊勢別街道（参宮道）が分岐する箇所である。ここには、「是より外宮十五里（里）」と記した天保 7 年（1836）の道標、元文 5 年（1740）と享保 7 年（1722）の常夜燈 2 基などがある。これらの道標や常夜燈などは、「おかげ参り」などで伊勢に向かう旅人の安全のため、江戸・大坂・京などの商人が献じたものであるが、灯明などの日常の維持管理は、周辺の木崎地区居



■関宿の注連飾り



■関宿東の追分 常夜燈と鳥居

住者によって行われた。

こうした常夜灯の維持管理や「おかげ参り」の人々の接待などのため、住民により組織されたのが「伊勢講」である。「伊勢講」では、会員から会費を集めて運営費とされ、代表が伊勢神宮へお参りする代参も行われた。伊勢講がいつ頃から普及したかについては確かな資料は無いが、「おかげ参り」が流行し、燈籠などが寄進される江戸時代中期には、いくつかの団体があったと考えられる。

東の追分には、常夜燈などと並んで伊勢神宮の「一の鳥居」がある。鳥居には伊勢神宮を示す「大ー」の文字が記されており、東海道を急ぎ旅する人々にとっては、伊勢神宮を遥拝する場所でもあった。この鳥居は、20年に一度の伊勢神宮の式年遷宮の折、伊勢神宮から下賜されるものである。伊勢神宮の式年遷宮の次の年に、伊勢神宮内宮宇治橋たもとにある鳥居が解体されて関宿に運ばれ、東の追分での架け替え時には、材料を東の追分に運ぶため、関宿の歴史的な町並みが残る街道筋において、住民総出の「お木曳き」が行われる。現在の鳥居は、平成6年の伊勢神宮式年遷宮の翌年に建てられたものであり、今回の「お木曳き」は平成27年に予定されている。

関宿における伊勢講は、常夜燈の維持や「おかげ参り」が行われなくなった後は、各家における日常の生活においては歴史的な建造物の玄関口に飾られる「注連飾り」に、宿場町においては20年に一度の鳥居の架け替えに引き継がれ、現在に至っている。

関宿の伝統的な建造物に一年を通して飾られる「注連飾り」は、伊勢の国の玄関口として栄えた関宿の、生活に根付いた伊勢神宮への信仰を思い起こさせる風情である。

～関地藏院の歴史的風致～

関地藏院は、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている関宿のほぼ中央部に位置する真言宗寺院で、東海道の南側に直接面する境内には、本堂・愛染堂・鐘楼・庫裏がある。本堂は元禄13年（1700）年、鐘楼は寛永21年（1644）の建立である。また、愛染堂は現本堂が建築される前の本堂で寛永7年（1630）の建築とされており、以上3棟が重要文化財に指定されている。庫裏は延享4年（1747）の建築である。

関宿は、江戸時代の初めまでは「関地藏」と呼ばれ、関宿は関地藏院の門前町でもあった。地藏院門前は、現在でも「地藏町」の名で呼ばれてい



■お木曳き（平成7年）



■関地藏院境内



■護摩焚き

る。地蔵院の寺地は東海道に直接面しているため、諸堂と地蔵町の町並みは、一体となって境内空間を形成している。

関地蔵院は、聖武天皇の勅願によって開かれたという関宿周辺では一番の古刹であるが、檀家を持たないこともあって、広く信者を集めるため、様々な年中行事が行われている。1月24日の「初地蔵」、8月24日の「地蔵盆」、12月24日の「終地蔵」など、毎月24日の地蔵さんの日に写経会・



■火渡り行事

納経が行われるほか、2月18日と8月26日には「大護摩」が行われ、多くの参拝者は町並みにあふれんばかりである。「大護摩」では、境内中央に丸太が組まれ護摩が焚かれる。この護摩焚きでは、火が弱まった後その上を修験者や近在から集まった信者が渡る「火渡り行事」が行われ、一年の健康や家内安全が祈願されている。8月の「大護摩」では、年に一度の愛染明王（愛染堂の本尊）のご開帳もあわせて行われている。

また、大晦日には鐘楼の鐘で「除夜の鐘」が、参拝者一人ひとりの手によって鳴らされ、境内及び関宿に鐘の音が響き渡る。

こうした年中行事の起源・由来は明確ではないが、地蔵院の年中行事を記した安永4年（1775）の記録によると、旧暦1月24日に「初地蔵」の祭りとして護摩焚きや火渡りが行われている。また、7月26日には愛染明王の会式が、9月24日には1月と同様に火祭りが行われている。

関宿周辺に生活する人々は、地蔵院で行われる年中行事とその賑わいによって、一年の季節の流れを知るのである。普段は静かな地蔵院のハレを演出する風情である。

～観音山と観音講の歴史的風致～

関宿新所にある観音院では、付近の住民による観音講が続けられている。

市内における観音講は、江戸時代中期以降、寺院などにある観音堂において行われた記録がある。観音院においても、現在地に本堂が定められた後、その維持・管理を兼ねて行われてきたものと思われる。

観音院の縁起は、弘法大師が観音像を刻み関宿の南にある城山周辺に堂を開いたことに始まるとされている。その後、豊臣秀吉の関城攻略の際に焼失し、本尊だけが関宿の北にある観音山に祀られた。観音山の名前は、これに因むものである。

観音山の麓で関宿の街道に面した現在地に堂が構えられたのは、延宝6年（1678）とも寛文5年（1665）とも言われている。観音院本堂は、この折に建築された歴史上価値の高い建造物で、その後の改修記録として文政期の棟札が残っている。

観音院は、関宿新所北側にあつて、境内は直接東海道に面している。本堂は街道に接



■観音院 本堂

左が東海道、右奥が観音山

して東向きにある。このように街道に境内が直接面する寺院は地蔵院と観音院のみである。現在地への移動は、旅人の道中安全と関宿の商売繁盛を祈願するためとされているが、東海道を通る旅行者を強く意識していたことは確かである。

その後、観音院がもとあった観音山には、観音講の人々の寄進により、安政4年（1857）、大坂を中心に活躍した幕末の石工丹波（村上）佐吉が彫ったとされる「西国三十三所観音」巡りの石仏が安置された。観音山は標高222mあり、関宿を見渡すことができる眺望絶佳の地である。関宿に生活する人々にとっては最も身近な行楽地でもあり、日頃から、観音院とともに観音山の石仏を巡る人々も多い。

現在観音講の行事としては、1月18日の大般若経、春・秋の会式などがあり、会式の折に「西国三十三所観音」へのお参りや清掃なども併せて行われている。観世音菩薩の命日とされる毎月18日には、講員が観音院本堂にあつまって御詠歌が唱えられる。

観音院で唱えられる御詠歌と鉦の音は、観音院が面する関宿の町並みにも聞こえ、観音霊場であった観音山へと人々を誘うように独特の情緒を醸し出している。



■観音山の石仏に参る人々



■観音山からの関宿の眺め

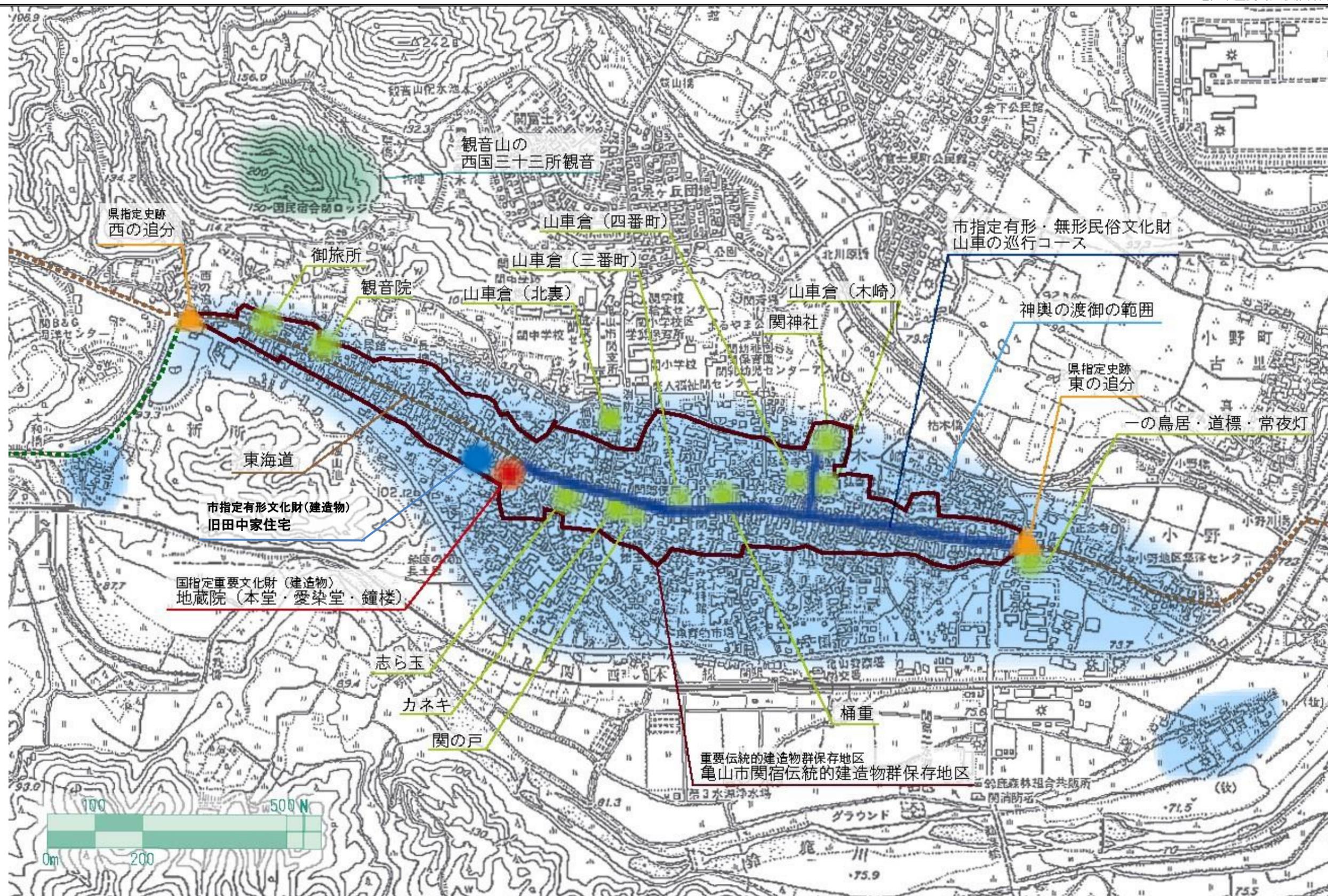


図2-3 関宿周辺の歴史的風致

② 亀山宿・亀山城を中心とした地域の歴史的風致

～武芸と城郭が一体となった歴史的風致～

「亀山藩御流儀心形刀流武芸形」（三重県指定無形文化財）は亀山藩公認の武芸流儀で、現在は亀山のみに残された古武道である。「心形刀流保存赤心会」により、亀山神社境内において伝承活動が続けられている。

心形刀流は、伊庭是水軒秀明が天和 2 年（1682）に創始したもので、亀山藩武芸指南役山崎雪柳軒（文政 11（1828）～明治 26（1893））が、心形刀流 8 代伊庭軍兵衛秀業に入門して免許皆伝を得、藩主をはじめ多くの藩士の入門者を得て亀山藩の御流儀となった。形には、居合・大太刀・小太刀・二刀・枕刀・座突・柄捕などがある。

亀山神社は、明治維新により亀山城が廃止されたあと、旧藩主を祀る神社として旧亀山城の中心部に創始された。亀山神社に隣接してある「旧亀山城多門櫓」（三重県指定史跡）の多門櫓と石垣は、周辺

が旧城郭内であったことを示す歴史上価値の高い建造物である。また、亀山神社内にある「大久保神官家棟門」（市指定文化財建造物）は、昭和 30 年に移築されたものである。

道着を着た子どもたちが、こうした歴史的価値の高い建造物の間を稽古で走ったり、亀山神社からは剣士たちの掛け声が周辺にこだまし、旧城郭の威厳を感じさせる風情である。

～亀山神社・八幡神社の祭礼に関連する歴史的風致～

旧東海道亀山宿及び旧亀山城下町は、亀山神社・八幡神社の 2 社の氏子に分かれている。江戸時代、東海道亀山宿及び亀山城下の鎮守は、東町にある八幡神社と、西町にある三社権現の 2 社で



■ 心形刀流武芸形



■ 旧亀山城多門櫓



■ 亀山神社

あった。亀山神社は、明治維新により亀山城が廃止されたあと、城内に旧藩主を祀る神社として創始されたものであるが、明治41年に三社権現を含むいくつかの神社を合祀し、亀山城の主に西から南にある西丸町・東丸町・市ヶ坂町・西町などや、鈴鹿川の南岸を氏子とするようになった。

亀山神社の境内は、旧亀山城の城郭中心部に当たり、周囲には旧亀山城の唯一残る城郭遺構である「旧亀山城多門櫓」や、明治13年明治天皇が御休みになった折の離れ座敷を移築した「明治天皇行在所」、「大久保神官家門」などの旧街道、城郭を示す歴史上価値の高い建造物に囲まれている。また、氏子となる町の内、西丸町には亀山藩主石川家の家老加藤家の屋敷跡があり、江戸時代末期の家相図でその存在が確認できる「加藤家長屋門及び土蔵」（市指定文化財建造物）及び主屋がある。また、西町には、明治5年に建築された町家「旧館家住宅」（市指定文化財建造物）があるほか、江戸時代末から明治時代にかけて建築された町家が並んでいる。これらは、それぞれの町が亀山宿または亀山城下町であったことを示す歴史上価値の高い建造物である。

亀山神社の大祭は、毎年10月14・15日に行われるが、いくつかの神社が合祀されたため、様々な行事が平行して行われる。

「阿野田かんこ踊り」（市指定無形民俗文化財）は、阿野田地区に江戸時代から伝承されている雨乞いの祭りで、保存会により伝承されている。祭り当日は、鈴鹿川の南岸である阿野田地区内で舞われた後、歴史上価値の高い建造物が並ぶ街道筋を巡行し、夜間に至って亀山神社境内で奉納される。

また、各町内では、町名を書いた大提灯を所有し、これを歴史上価値の高い建造物が並ぶ町内の辻々に掲げる。また、日が暮れると提灯を持って代表者が境内に集まり、宵山の酒宴が催され、町内及び町相互の親睦が図られる。

一方、八幡神社は、文永2年（1265）関氏が亀山城下の守護神として九州宇佐八幡宮から羽若（亀山城下の北側）に勧請したもので、元和4年



■「旧館家住宅」（市指定有形文化財）



■阿野田かんこ踊り



■亀山神社祭礼 宵山の酒宴



■八幡神社 鳥居の奥が神輿庫

(1618) に現在地江ヶ室に遷座された。江戸時代から、主に亀山城の東にあたる東町・本町・江ヶ室・北山町・北町などを氏子としてきた。

氏子となる町の内、東海道の街道筋となる本町には、江戸時代末期から明治時代にかけて建築さ

れた町家が残る。木造2階建棧瓦葺で、1階に瓦葺の庇屋根を付ける。真壁造が多く、2階前面の壁には化粧貫が付く。開口部のほとんどは格子戸であるが、1階の開口部はもと擦り上げ戸であった。これらは、本町が東海道亀山宿であったことを示す歴史上価値の高い建造物である。

八幡神社の大祭も10月14・15日に行われる。14日には、歴史上価値の高い建造物が並ぶ街道筋の辻々に町名を記した大提灯が掲げられ、夕刻となると、亀山神社と同様に境内に各町の代表者が集まり大提灯のもとで宵山の酒宴が催される。

15日には、境内にある神輿庫から神輿が曳き出され、子供たちにひかせて氏子町内を順次めぐっていく。巡行は、朝神社を出発して、江ヶ室・東台・北山・北町を経て旧東海道に入り、歴史上価値の高い建造物が並ぶ東海道沿いの本町、東町を経て昼過ぎに神社へ戻る。

神輿には、破魔弓が乗せられている。この破魔弓は、江戸時代に八幡神社の祭りとして行われていた破魔弓祭りに由来するものと考えられる。

以上の通り、亀山神社・八幡神社の祭礼では、奉納芸能や神輿の巡行が、当地域が東海道亀山宿や亀山城下町であったことを示す歴史上価値の高い建造物の間を通り、また各建造物には、祭りを盛り上げるため提灯が並べられるなどのしつらえが行われる。両神社は、東海道亀山宿・亀山城下町の氏子を二分し、また祭りは時を同じくして行われるため、東海道亀山宿及び亀山城下がひとつになった盛り上がりを見せる。

東海道亀山宿を含む亀山城下町の賑わいを感じさせる風情である。



■本町の代表的な町家



■本町の町並み



■八幡神社祭礼 神輿と大提灯



■八幡神社祭礼 神輿と提灯

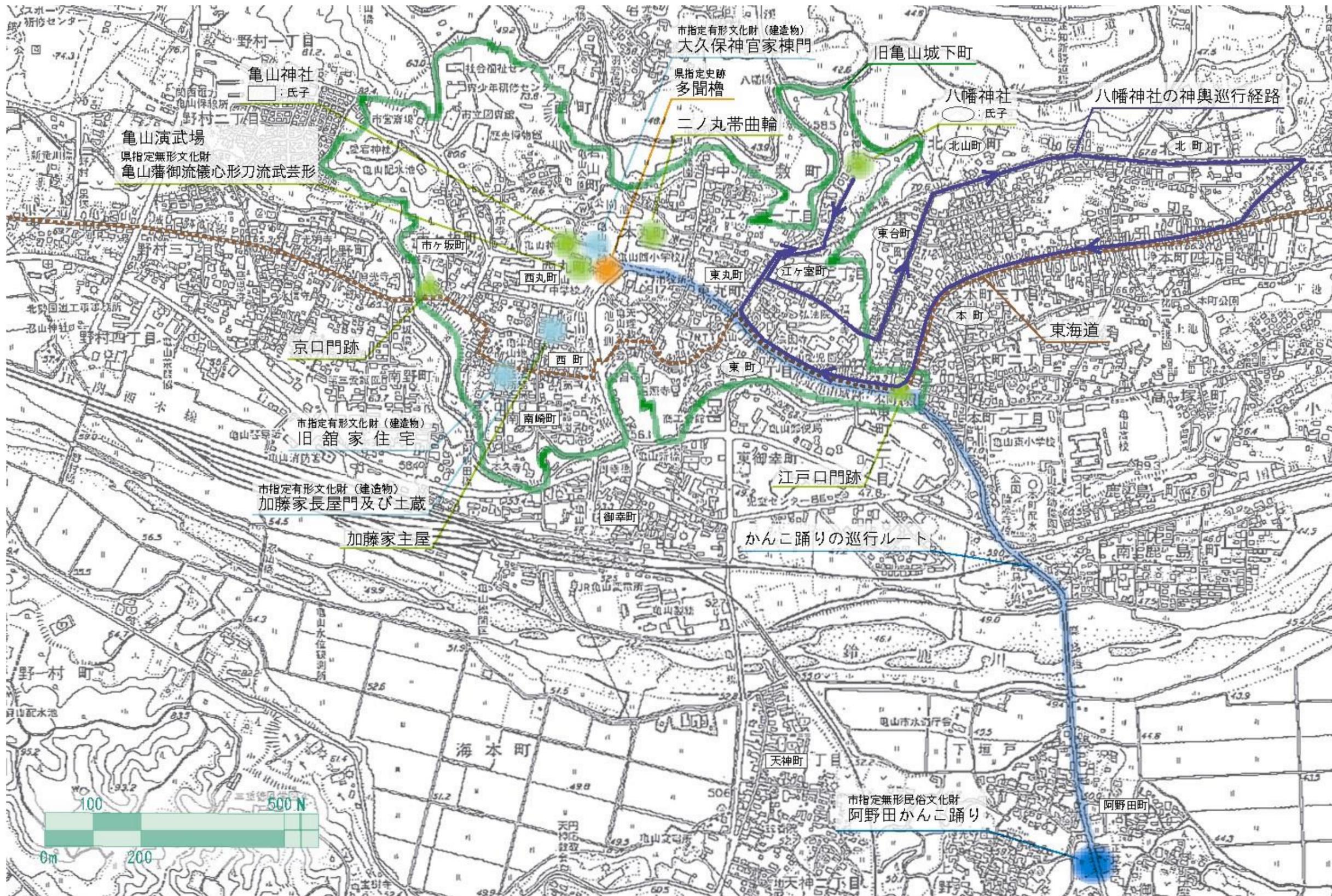


図2-4 亀山宿・亀山城を中心とした地域の歴史的風致

③坂下宿から鈴鹿峠に至る地域の歴史的風致

～宿場の復興を願い続けられる坂下獅子舞の歴史的風致～

「坂下獅子舞」（市指定無形民俗文化財）は、坂下地区の春祭りに3年に一度行われる獅子舞行事であり、保存会により伝承されている。

獅子舞が行われる坂下宿は、江戸時代の初めまでは現在地より鈴鹿峠よりの字古町にあった。しかし、慶安3年（1650）の大洪水により壊滅的な打撃を受け、宿全体を現在地に移して再興された。

現在行われている獅子舞は、大洪水により壊滅的な打撃を受けた町の再起の誓いと平安無事を祈願したことに起源すると伝えられている。

祭り当日は、坂下宿中心の公民館で舞われた後、坂下宿内を上手（京都側）から順に、宿内の1軒1軒を巡りながら舞われる。

獅子舞が舞われる坂下宿内の建造物のうち、坂下宿の中心にある法安寺の庫裏玄関（市指定文化財建造物）は、坂下宿本陣大竹屋の門を移築したものである。街道にそって並ぶ家々は木造2階建、棧瓦葺で、瓦葺の1階庇を付ける。江戸時代から明治初年に建てられたものは、2階開口部に格子戸を付け、1階開口部は擦り上げ戸とする関宿の町家と同様の形式である。一方、明治時代中期以降に建築されたものは、周辺の農家の影響を受け、1階の庇の出が大きくなり、2階は一部窓を残すものの真壁となる。東海道の宿場であったことを示す歴史上価値の高い建造物である。

坂下獅子舞は、鈴鹿峠の厳しい自然環境を背景として、歴史上価値の高い建造物が並ぶ坂下宿の歴史的街区において舞い踊られる。お囃子の笛・太鼓の音が町並みに迫る山々にこだまし、山間の宿場の風情を色濃く感じさせる。



■坂下宿



■坂下獅子舞

～街道を支えた馬子たちの労働歌 鈴鹿馬子唄の歴史的風致～

「鈴鹿馬子唄」（市指定無形民俗文化財）は、江戸時代以降、坂下宿から鈴鹿峠へと向かう山道を、荷物を積んだ馬を引いて越える馬子たちが謡ったとされる馬子唄である。「正調鈴鹿馬子唄保存会」が伝承活動を行っており、現在でも坂下宿から鈴鹿峠を越えるウォーキングなどの折には、峠道で披露されることがある。

坂下宿から鈴鹿峠に至る峠道は、「八町二十七曲り」と言われる急坂で、一部に江戸時代に整備されたと考えられる石畳や、江戸時代後期に奉納された常夜燈が4基ある。坂下宿には江戸時代末から明治時代中期に建築された伝統的な建造物が点在し、峠道の途中には江戸時代後期に刊行された「伊勢参宮名所図会」に描かれたそのままに片山神社の境内がある。さらに、鈴鹿峠には江戸時代には「峠の茶屋」があり、茶屋の屋敷の石垣が残っている。

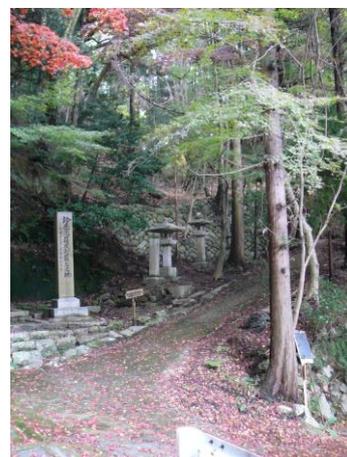
馬子唄には、亡父の敵討ちを果たした女性「関の小万」の話などが織り込まれており、馬子たちと旅人の交流を通して近隣に広められた。近松門左衛門は、関の飯盛女（遊女）小万と、馬方の与作の恋を扱った浄瑠璃「丹波与作待夜小室節」を著し、その中に鈴鹿馬子唄を盛り込んだ。芝居は大成功し、鈴鹿馬子唄が広く世間に知られるきっかけになったという。

現在、「正調鈴鹿馬子唄保存会」が伝承活動を行っているのは、坂下宿の町並みの南はずれにある「鈴鹿馬子唄会館」と「鈴鹿峠自然の家」（国登録有形文化財）である。「鈴鹿馬子唄会館」は、平成7年に建築された地域の集会施設で、鈴鹿馬子唄に関連する資料の展示等を行っている。一方、「鈴鹿峠自然の家」は、昭和13年に建築された「旧坂下尋常高等小学校」の校舎である。昭和54年に廃校となったが、現在の保存会会員の多くは当小学校の卒業生であり、学校で習い唄った馬子唄を歌い継ぎ伝承している。

両施設は、坂下宿から鈴鹿峠に至る峠道を挟んでその両側にあり、峠道まで響いてくる人の声と馬鈴のみで唄われる素朴な「正調鈴鹿馬子唄」は、厳しい峠道の風景を思い起こさせて独特の風情を醸し出している。



■鈴鹿馬子唄保存会
（鈴鹿馬子唄会館での発表風景）



■鈴鹿峠へ向かう坂道と燈籠

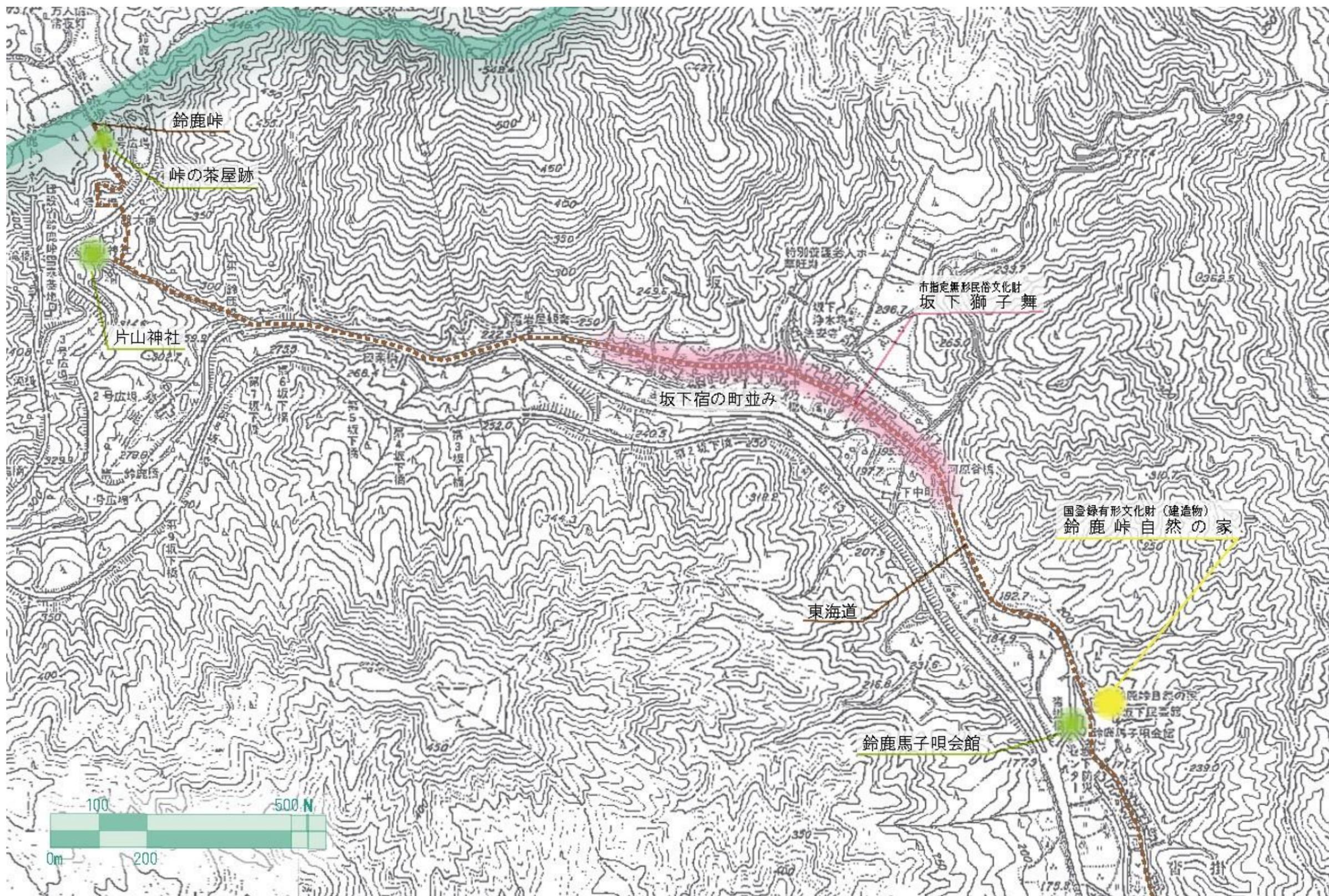


図2-5 坂下宿から鈴鹿峠に至る地域の歴史的風致

④ 東海道野村集落周辺の歴史的風致

～東海道を練る傘鉾祭りの歴史的風致～

「傘鉾」(市指定無形民俗文化財)は、毎年10月中旬に行われる忍山神社の祭礼である。

傘鉾とは、大竹で作った径約1.5m、高さ約4mの大傘一對に五色の紙を貼り、その先端に大御幣を取り付けたものである。祭りでは、数人の青年や厄年の人が傘鉾を捧げ、東海道沿いの町内を渡御するが、傘鉾の先端に取り付けられた御幣や色紙を氏子たちが争って奪い合うため、一巡すると骨だけの姿となる。奪い合った五色の紙は各家庭の神棚に供えられ、お守りとしてその年の家内安全と五穀豊穡が祈られる。

江戸時代初期までは、野村集落にあった牛頭天王社の祭りとして行われていたが中断され、享保13年(1728)に能牟良(野村)神社の祭礼として再興され、明治41年(1908)年野村神社が忍山神社に合祀されたため、現在は忍山神社の祭礼として引き継がれている。

巡行は、忍山神社を出発してまず京口門に至り、京口門から忍山神社に戻るコースをとる。五色の紙を奪うのは、野村集落に戻る折である。

野村集落は、東海道亀山宿と関宿との間の宿であり、街道に面して多くの伝統的な建造物が残っている。街道に面した主屋は、木造平屋建棧瓦葺で、瓦葺の庇を付ける。間口は6間程が一般的で比較的大きい。間取りは、玄関となる土間が東側にとられ、西側に座敷が2列に並ぶ形式である。前面は格子戸が多い。明治時代の初期から中期に建築されたものが多く、歴史上価値の高い建造物が並ぶ歴史的な町並みである。祭りの折には、これら歴史上価値の高い建造物に、傘鉾を迎えるため提灯が飾られる。

提灯が飾られた街道の歴史的な町並みに、傘鉾から五色の紙を奪い合う人々の歓声が響き、街道の賑やかな風情が感じられる。



■東海道野村集落を練る傘鉾



■東海道野村集落を練る傘鉾



■東海道野村集落の町並み

～東海道を練る布気獅子舞の歴史的風致～

布気皇館太神社に伝わる「獅子舞」（市指定無形民俗文化財）は、丑・辰・未・戌の年（3年に一度）、正月3ヶ日に布気神社から神辺、野村、野尻、落針、太岡寺、小野、山下、木下の各集落を巡奉している。

獅子舞がいつ頃始まったかについては不明であるが、布気皇館太神社は、亀山藩主関一政（在城慶長5（1600）～15（1610））から舞料として3石が寄進されており、この頃には、獅子舞が行われていたと考えられる。

元旦早朝の「出御祭」の後、御衣付の舞、神社への奉納の舞を行って、午後には自治会長が鉾を持って各地域を巡り祈禱を行う。3日目は神社が所在する野尻地区の各戸の祈禱を行い、夜間に至って獅子頭を本殿に納める。

布気獅子舞が巡行するコースは、野村集落から西の東海道沿道と、その周辺の集落である。野村集落の西はずれには、慶長9年（1604）、徳川家康の命により築造された「野村一里塚」（国史跡）があり、棕の大樹が威容を誇っている。これより西の東海道沿いには、野尻集落、落針集落がある。これら集落の街道に面した位置にある屋敷の主屋は、木造平屋建棧瓦葺で、街道から後退させて配置され、その前面には生垣などで囲んだ前庭を持っている。街道沿いでありながら、農家としての性格を強く持つと考えられるが、その多くが、明治時代の中ごろに建築された、歴史上価値の高い建造物である。さらに西に続く太岡寺は、鈴鹿川の堤防（堰）が街道となっている。

「野村一里塚」や、歴史的な建造物が数多く残る東海道筋の集落において、お囃子にあわせて舞われる獅子舞は、街道に訪れた新春の晴れがましさを感じさせる。



■布気獅子舞



■「野村一里塚」（国史跡）



■野尻の歴史的な町並み

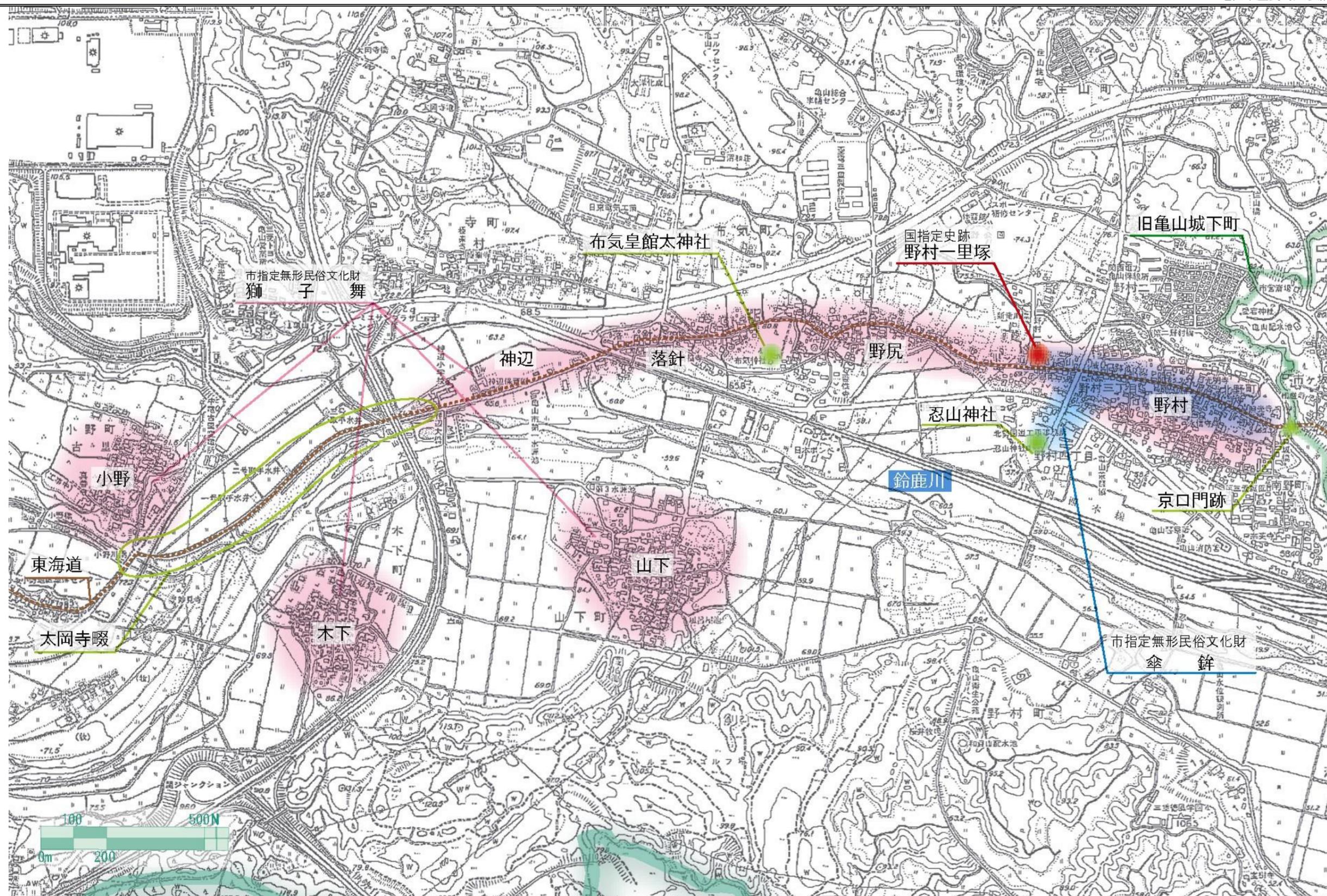


図2-6 東海道野村集落周辺の歴史的風致

⑤ 東海道川合集落周辺の歴史的風致

～川合かんこ踊りの歴史的風致～

東海道の亀山宿から東へ2キロ程のところ
に川合集落がある。川合集落では、雨乞いや豊年を
願うかんこ踊りが保存会により伝承されている。

かんこ踊りは、花笠をかぶった若衆がかんこを
抱え両手のバチでかんこを打ちながら踊るもの
であり、毎年10月に行われている。

川合集落にある須佐之男神社は鈴鹿峠にある
片山神社の別宮で、延宝4年(1676)から宝永3
年(1706)までの間に数十回の雨乞いが行われた
と伝えられ、片山神社に集まって雨乞いが行われ
たこともあるという。

祭り当日は、集落の有力者宅での「庄屋踊り」
に始まり、川合出屋敷集落にある須佐乃男神社で
の奉納の後、笛のみによるお囃子をしながら街道
を行列する「ネリ」が行われ、川合集落の公民館
前で舞って終わる。

川合集落は、街道筋ではあるが農村である。街道
に面して並ぶ民家のうち、明治時代に建てられたも
のは、街道に対して直交して配置されており、街道
には側面を見せている。主屋前面には広い庭が取ら
れており、庭の街道に面する部分には生垣が設けら
れるなど、この地域における農村の民家の特徴を引
き継ぐ、歴史上価値の高い建造物である。この主屋
前面にあって、街道に面した広い庭が「庄屋踊り」
の場となっている。

谷口法悦題目塔は、東海道の川合と和田の境にあ
り、京都の日蓮宗信者谷口法悦とその家族が延宝6
年頃から街道筋に立てた題目塔である。

祭りでは、勇壮な踊りとともに、囃子方の笛や太
鼓の音が東海道沿道の川合集落に響き、農村におけ
る収穫への喜びとともに、街道の賑わいを感じさせ
る。



■川合かんこ踊り



■川合かんこ踊り 「ネリ」



■川合集落と谷口法悦題目塔



■川合の町並み

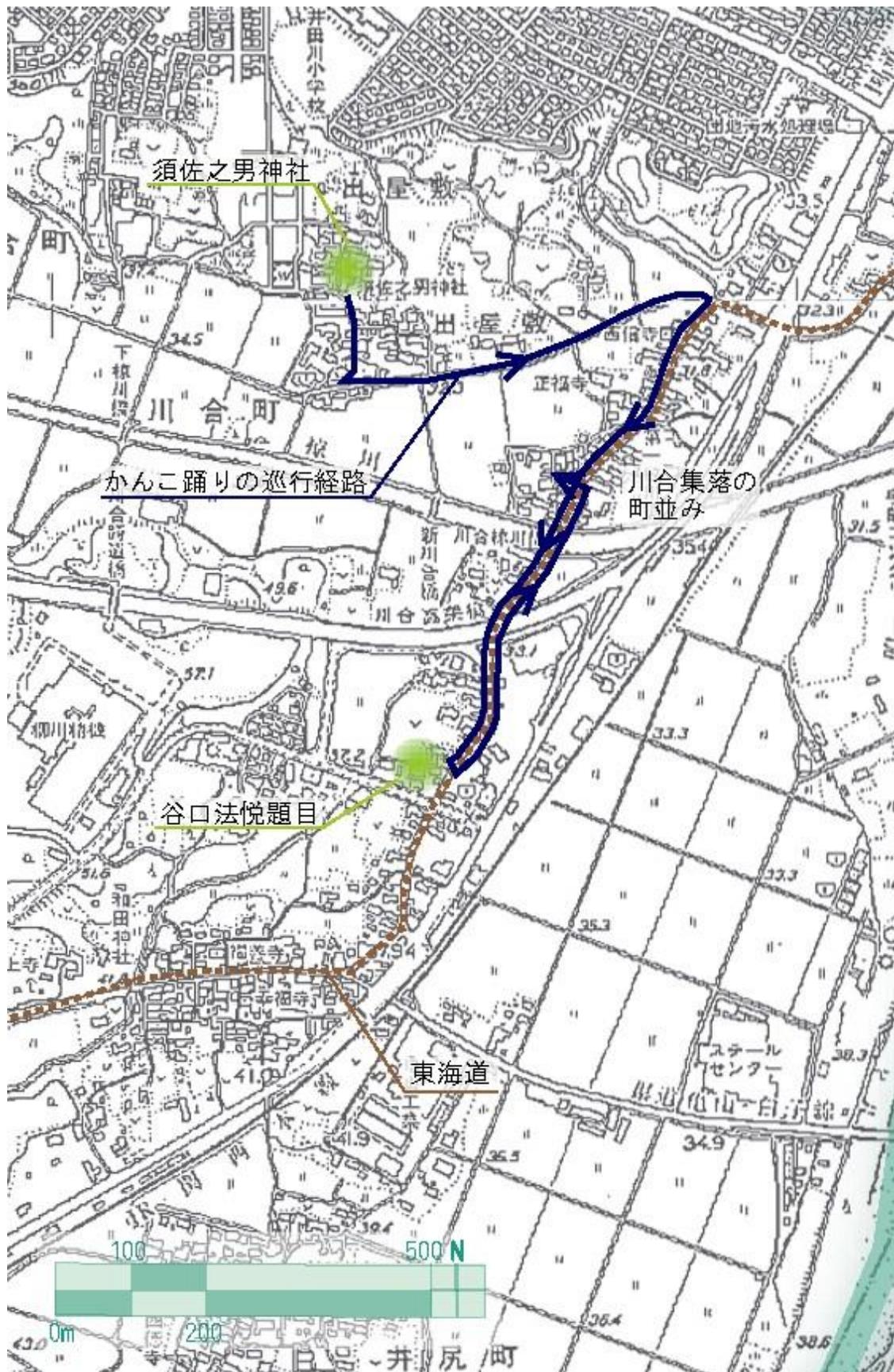


図 2-7 東海道川合集落周辺の歴史的風致

⑥大和街道加太宿の歴史的風致

～加太のかんこ踊り～

「かんこ踊り」（市指定無形民俗文化財）は、8月14、15日のお盆の時期に、加太地区の各集落の寺院境内で、先祖供養のために行われる踊りである。

加太地区は、亀山市の西部・鈴鹿川の支流のひとつ加太川の上流域にあたる。加太地区は、関宿西の追分で東海道から分岐した加太街道沿いに開けた。加太は、市場・向井・板屋・北在家・中在家などの集落の総称である。

各小集落は、寺院を核としてその周りに民家が一定のまとまりで集まっている。特に加太街道沿いの市場・板屋・北在家では、個々の建造物は街道に面して並び、木造平屋建棧瓦葺で、前面に格子戸が取り付けられるなど、町家的な特徴を持つ。主屋上手の座敷前面には、庭が設けられる例もある。

かんこ踊りは、加太地区の北在家、中在家、板屋、市場、向井の各集落に保存会があり、集落により、太鼓踊り・念仏踊り等の名称や、演目、踊り方が異なっているが、おおむね、木綿浴衣の白装束に黒足袋草鞋履きで、キリコ細工や花、灯籠で飾った一文字笠をかぶり、胸に太鼓をつけて踊られている。

かんこ踊りは、それぞれ天祥寺（北在家）、龍瀧寺（中在家）、浄専寺（板屋）、神福寺（市場）、聴川寺（向井）の本堂前に花飾りを付けた天蓋をしつらえ、その下で舞われる。

本堂の中には、集落で初盆を迎えた家の祭壇が組まれ、家族や親類縁者は本堂の中に喪服で並んで踊りを見つめる。踊りが終わると読経が行われ、近くの川原で灯籠が流される。

加太地区のかんこ踊りは、江戸時代の貞享～宝永年間（1684～1710）頃に始まった、雨乞いのお礼踊りとその起源と伝えられているが、先祖供養の盆行事として続けられている点に特徴がある。



■加太地区のかんこ踊り



■大和街道沿いの民家



■かんこ踊りが行われる浄専寺境内



■初盆の供養（龍瀧寺）

踊りの舞台となる、天祥寺本堂は明治16年、神福寺本堂は宝暦2年（1752）の建築である。また、龍淵寺観音堂は18世紀末頃、浄専寺本堂、聴川寺本堂はそれぞれ江戸時代末期の建築と推定される。

祭りの一団が隊列を組んでお寺に入る折には、歴史的建造物が並ぶ集落内で「練り込み」が行われ、節を唱える「ウタアゲ」の声や踊り手の太鼓の音が、寺院境内はもとより街道筋の集落に響き、先祖供養の厳かな風情を感じさせる。

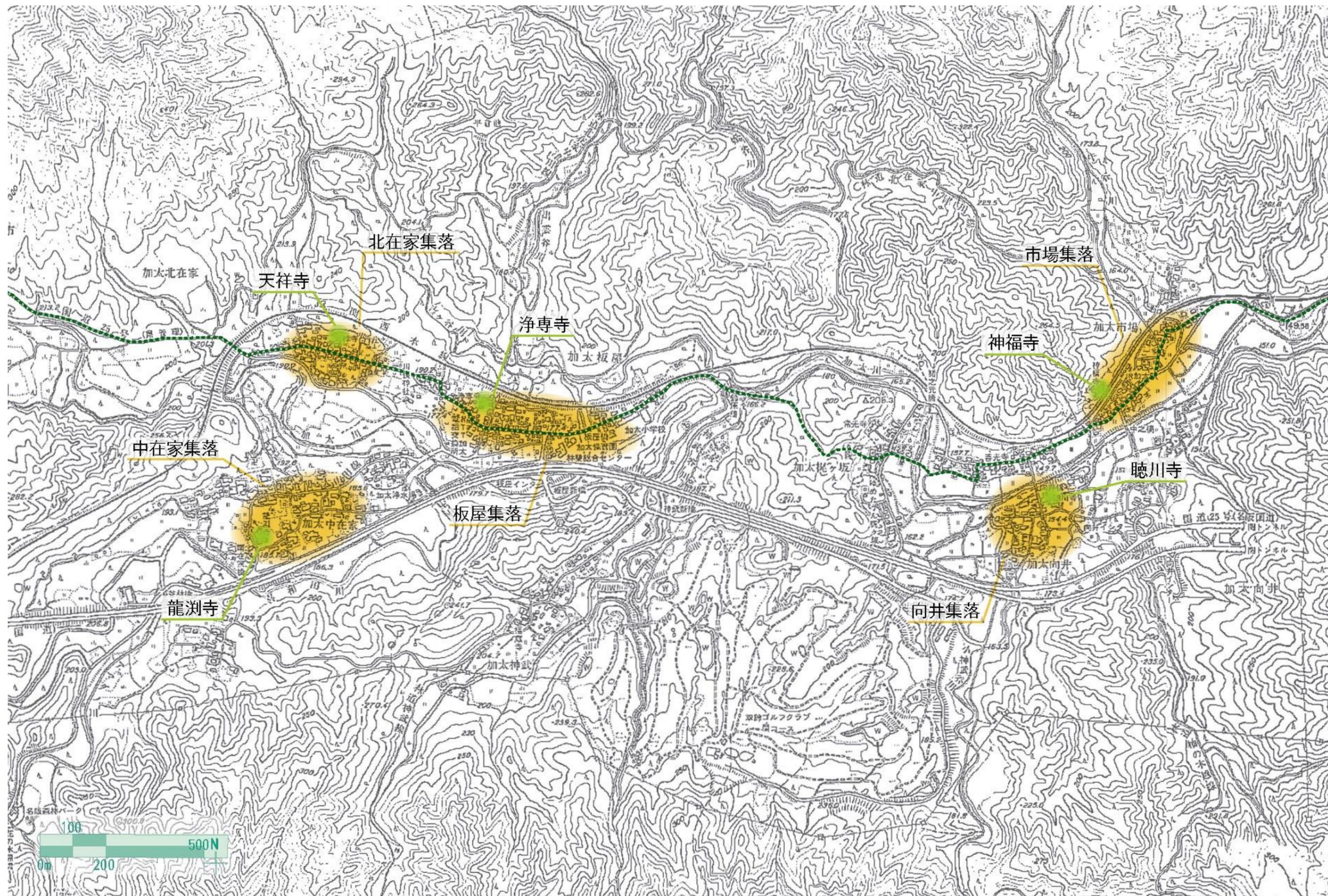


図2-8 大和街道加太宿の歴史的風致

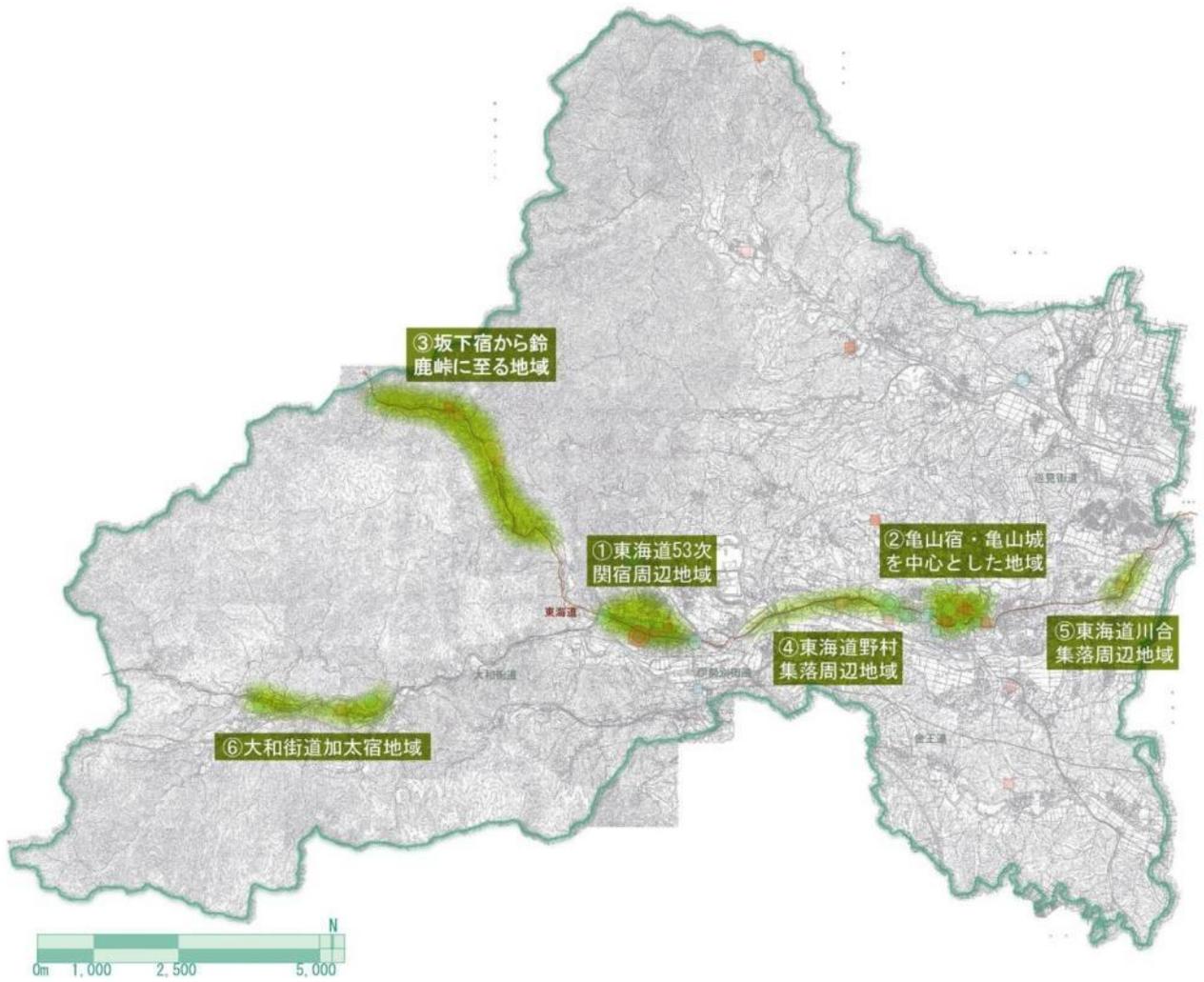


図2-9 亀山市の維持向上すべき歴史的風致の状況

◆まとめ

今も生きつづける街道文化
 ～旅人との交流が育んだ亀山の歴史的風致～

亀山は、奈良や京に都が置かれた頃から、恵まれた地理的条件によって東西交通の要衝として栄えてきた。慶長6年(1601)、徳川幕府により宿駅制が始められると、現在でも多くの人を知る「東海道」が整備され、市内には亀山宿、関宿、坂下宿の三宿が開かれた。この地を生活の場としてきた先人たちは、東海道を中心とした生業により生計をたて、一方、東西の地を往来していた旅人たちは、この地の景勝や芸能・文化・宗教などの文物に触れることで、厳しい旅の中にわずかな楽しみを見つけて休泊した。

「東西文化の接点」として多くの旅人たちによってもたらされた様々な文化の中で、亀山の気候風土や慣習に合ったものがこの地に根付き、長い年月の中で少しずつ姿を変えながら現在の亀山固有の歴史的風致を形づくってきた。

このように、亀山の歴史的風致は、東海道を中心に、そこに生活する人々と往来する人々の相互の交流によって生まれ、育まれ、今に伝え受け継がれてきた「街道文化」そのものである。



図2-10 亀山市の歴史的風致

(5) 歴史的風致の維持及び向上に関するこれまでの取り組み

① 関宿の重要伝統的建造物群保存地区

関宿の町並み保存については、昭和 55 年に町並み保存条例を制定して保存事業に着手し、昭和 59 年に国の重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けた。東海道 53 次が戦災や戦後の開発により大きく姿を変えていく中で、唯一関宿だけが東海道の宿場の景観を残していたことが大きな要因となっていた。保存地区では、伝統的建造物の保存修理修景事業を継続して実施するとともに、東海道の地道風カラー舗装や無電柱化などを実施して、伝統的建造物群の保存に取り組んできた。

関宿の町並み保存の特徴は、単に観光地化を目指すのではなく、そこに暮らす人々の生活とともに「生活の場」として保存することにある。

関宿では、昭和 55 年に「関町町並み保存会」が組織され、その後活動の幅を広げながら「関宿町並み保存会」「関宿保存会」「NPO 東海道関宿」と改称しながら現在に至っている。さらに、平成 12 年には見学者の案内活動を行う「関宿案内ボランティアの会」が、平成 16 年に関宿の祭りを保存する「関宿「関の山車」保存会」がそれぞれ設立されており、それぞれの団体が連携協力しながら多面的な保存活動を展開している。

こうした活動により、昭和 62 年の「日本の道 100 選」、平成元年の「手づくり郷土賞」、平成 12 年の「文化財保護法 50 周年記念表彰」、平成 17 年の「手づくり郷土賞大賞」などを受賞している。

関宿の町並み保存に対する取組みは、亀山市内の他の地域にも影響を与えており、現在では、市内の歴史的な資産をいかしたまちづくりのけん引役となっている。

② 東海道を中心としたまちづくりの推進

東海道を基軸にしたまちづくりとして官民様々な取組みを行ってきた。従来はどちらかというとハードを行政が、イベント等を民間が担う



■ 無電柱化整備



■ 保存会等の連携による高札場の復原



■ 関宿の案内活動

という形をとってきた。亀山宿江戸の道整備事業（平成元年～4年 自治省ふるさとづくり特別対策事業）では、武家屋敷地区周辺での白壁土塀、舗石舗装、歴史広場、案内板などの整備。東海道ルネッサンス事業（平成4～13年）では、街道ウォーク、和田一里塚の整備、道の駅関宿の整備。くらしの道づくり事業（平成11～17 建設省）では、旧東海道など4路線の美装化整備などを行っている。

近年は、歴史的な地区内のハード整備にも計画段階からワークショップで住民が深く関わったり、住民発意で協働事業が進められたり、あらたな取組みがみられるようになってきている。

その中で平成15年には、亀山宿に手作り屋号看板（約400枚）とポケットパーク（「お城見庭園」）を設置したまちづくり団体が「中部の未来創造大賞」を受賞したほか、街道沿いの旧家に絵手紙を展示し、現代の旅人との交流が図られるなど、民間主体の活動が活発化してきている。



■東海道におけるまちづくり活動



■屋号看板

(6) 亀山市の歴史的風致の維持及び向上に関する課題

①核となる歴史上価値の高い建造物等の保存・活用

亀山市内には、重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けている関宿だけでなく、亀山宿や坂下宿などの他の地域においても多くの歴史的建造物が残っている。市では、これまで、歴史的建造物に対して学術的な調査研究を進め、明らかとなった価値に基づき市文化財としての指定をし、また、国・県文化財としての指定・登録を受けてきた。更に、指定・登録された歴史的建造物については、歴史的考証のもと修理・修復に努めてきた。しかし、市内には文化財に未指定の歴史的建造物も数多く存在している。また、歴史的建造物は、文化財としての価値だけでなく、歴史を活かしたまちづくりや良好な景観形成の観点からも非常に重要な役割を担ってきている。

また、少子高齢化や若者の地区外への流出による後継者不足といった問題から空き家・空き地化が進んできており、貴重な歴史的建造物が失われつつある。

今後は、文化財に指定・登録されている歴史的建造物については、継続して適切な修理・修復を進めていくとともに、未指定・登録の歴史的建造物については、適切な評価を行い必要に応じて文化財保護法や歴史まちづくり法、景観法などを活用した保全方策を検討するとともに、歴史的建造物が歴史伝統を反映した人々の活動にふさわしい場となっていくよう、その活用方策を検討していく必要がある。

②宿場間の一体性の回復と街道沿いの景観整備

亀山市の歴史的風致は、東海道を中心とした街道上に位置している。歴史的風致を示す各区域ごとでは、その維持向上に資する事業、人々の活動が進められているが、それぞれが断片化しつつあり、改めてこれらの繋がりを取り戻す措置が必要である。

関宿では、昭和 50 年代から町並み保存に取り組み、昭和 59 年の重要伝統的建造物群保存地区選定を経て、道路の美装化や電柱移設などを行い、山車の祭り等の人々の活動と共に地区の歴史的風致を取り戻しつつある。こうした関宿での経験を、他の地区にどのように活かしていくかは大きな課題である。

特に、街道は、歴史伝統を反映した人々の活動の場となっており、美観だけでなく、人々の活動の場として充実したものとなるよう心がける必要がある。

また、亀山市は、液晶関連企業などの先端産業



■電線類の事例



■高層マンションの事例

が立地したことにより、国道1号沿いや亀山IC付近に高層マンションやホテルの建設が増加している。それらが、歴史的町並みや旧街道の周辺に立地する場合は、歴史的町並みに影響を及ぼす要因となる可能性があるため、経済発展と町並み保存の双方から土地利用に関しても検討し、各地区の実情にあわせて都市計画や景観法などを活用した手法を検討していく必要がある。

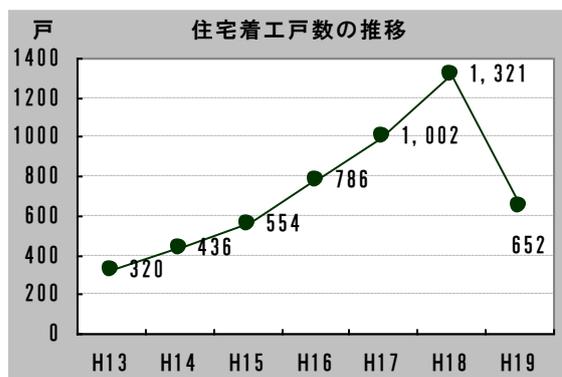


図2-11 近年の住宅着工戸数の推移



図2-12 市内の宿泊施設数

③歴史・伝統を反映した人々の活動の継承と交流の促進

亀山市には、歴史的風致を構成する要素として「関の山車」、「かんこ踊り」など各地域における祭りや伝統行事が数多く存在し、その多くは市指定無形民俗文化財に指定され、伝統文化の継承に努めている。しかし、多くの祭りや伝統行事において次世代の担い手が不足するとともに、これに伴って熟練者の高齢化・減少化が進んできている。

亀山市の歴史的風致を構成する人々の活動は、街道を維持し、旅人たちを受け入れながら暮らしてきた地域に根ざすものと、街道を通してこの地に至った旅人たちがもたらしたものの双方によって捉えられるものである。しかし、この地に至る旅人たちの活動は、街道の衰微とともにその存在感を薄め、地域の人々の「もてなしの心」に僅かにその痕跡を残しているのみである。当市の歴史的風致を維持し向上させていくためには、地域に根ざした人々の活動とともに、旅人（来訪者）による活動を取り込み、積極的に交流を果たしていくことが極めて重要である。

(7) 上位・関連計画における歴史的風致の維持及び向上に関する位置付け

① 第1次亀山市総合計画

本市では、平成19年3月に策定した第1次亀山市総合計画において「豊かな自然・悠久の歴史 光ときめく亀山」を本市が目指す将来都市像としている。さらに、基本施策において、次世代を担う人づくりと歴史文化の振興として、東海道を本市の歴史文化の基軸とした東海道歴史文化回廊の創出や文化財の保存・活用、まちなみ保存の展開、無形民俗文化財の次世代の保存・伝承など歴史的風致の維持及び向上のための施策が位置付けられている。

第1次亀山市総合計画	
将来都市像	豊かな自然・悠久の歴史 光ときめく亀山
基本施策	1. 美しい都市環境の創造と産業の振興／2. 市民参画・協働と地域づくりの推進／3. 健康で自然の恵み豊かな環境の創造／4. 道路・交通ネットワークの形成／5. 生きがいを持てる福祉の展開／6. 次世代を担う人づくりと歴史文化の振興
6. 次世代を担う人づくりと歴史文化の振興	歴史文化の継承：東海道歴史文化回廊の創造、文化財の保存・活用、埋蔵文化財の保存・活用、無形民俗文化財の保存・伝承 など 歴史的なまちなみの保存整備：「関宿」の伝統建造物群の保存の推進、まちなみ保存の展開

② 亀山市都市マスタープラン

旧亀山市の都市マスタープラン(H11年)においては、都市景観形成の方針として、「旧東海道筋の宿場町周辺の伝統的な街並みや人文的資源を保全・活用した景観づくりを図る。」と位置付けられており、旧関町の都市マスタープラン(H14年)においても、「現在の町並みを保存するとともに、歴史文化を大切に景観整備を行い、伝建地区だけでなく、「生きた歴史として町全体で歴史文化を表現できるまちづくりを進める。」となっている。平成22年3月に策定した亀山市都市マスタープランにおいても、旧街道の歴史景観を活かした景観形成の方針を位置付けている。

(8) 亀山市における歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針

本市の総合計画や維持向上すべき歴史的風致における取り組み状況及び課題を踏まえ、今後においても、亀山固有の歴史的風致の維持及び向上を図るため、以下に示す4つの基本方針を示す。

- ① 歴史的風致を示す伝統文化、歴史的建造物等の保存と活用
- ② 新たな歴史文化遺産の発掘と調査等による価値付け
- ③ 歴史的風致を維持向上するために必要な
諸施策・計画及び関連施設の整備
- ④ 歴史的風致を維持向上するための担い手の育成

①歴史的風致を示す伝統文化、歴史的建造物等の保存と活用

歴史的風致を構成する建造物のうち、すでに文化財としての保護の措置がとられているものについては、保存と活用の充実、強化につとめる。また、その他の歴史的建造物については、「歴史的風致形成建造物」としての指定を積極的に行い、その物件に合わせた保存と活用の措置を図る。その取り組みにおいては、文化財としての価値を把握するための調査を十全に行い、条件が整ったものについては文化財としての指定を進める。

また、すでに失われた建造物で、歴史的風致の理解の促進に寄与するものについては、歴史的な資料に基づき、復原や説明板の設置等を検討する。

歴史的風致の維持と向上を持続する上で欠かすことのできない伝統文化等の無形の要素についても、その実態を的確に把握しつつ、伝承活動等への支援を行う。また、条件が整ったものについては文化財としての指定を進める。

特に、歴史・伝統を反映した人々の活動の場となっている歴史的建造物等については、保存修理を計画的に進め、活用が人々の活動と結びついていくよう施設・設備・運営の充実を図る。

②新たな歴史文化遺産の発掘と調査等による価値付け

亀山市の近世以前に関連する歴史文化遺産は、地下に包蔵されているものが多い。これらは、亀山市の歴史、特に都市構造の発展を解明するための重要な資料であり、かつ歴史的風致の基礎構造を詳細に解析する上での大きな手がかりとなるものである。本計画に基づく事業及び市域におけるその他の事業の実施にあたっては、地下遺構の学術調査を十分に行い、歴史的風致の構成をさらに明らかにしていく。

また、新たな時代や分野の遺産を積極的に探し出し、市域における歴史や文化の発展との繋がりを解明する中で、歴史的風致の解釈の広がりや深まりを追及していく。

③歴史的風致を維持向上するために必要な諸施策・計画及び関連施設の整備

宿場間の一体性を回復するため、亀山市景観計画において、東海道沿道を景観形成を重点的に進める地区として位置付け、東海道の連続性に配慮しながら地域の歴史的風致をそこなわないよう景観形成等に関する施策による保護を徹底する。

特に、道路、公園等の公共施設については、「景観重要公共施設の整備に関する事項」として景観への配慮事項を定めるほか、宿場内及び宿場間の街路等の整備を重点的に進めることで、宿場間の一体性を高めるとともに、人々の活動の場としての充実を図る。

歴史的風致を損なっている建造物等については景観上の改善を行う。また、歴史的風致の維持向上を図る観点から必要な休憩・休養施設、交流施設、便益施設等の整備を行い、歴史的風致形成建造物及び歴史的風致維持向上施設の活用を促進する。

④歴史的風致を維持向上するための担い手の育成

祭りや伝統工芸など、歴史的風致を形成している地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動を活発にし、歴史文化を継承していくため、伝統文化の普及・啓発により市民の関心を高め、継承者の発掘に努めるとともに、熟練者の技術等の記録や発表の機会の充実などの対策を行う。特に、活動が行われる機会には、来訪者にむけた広報等を積極的に行い、継承者と来訪者との交流を図り、継承者の活動の動機を高めていく。

また、歴史的風致の維持向上に直接関わる活動や、活動を支援する活動に関わる地域団体、市民団体、保存団体等の育成に努める。

(9) 計画実現のための体制

亀山市では、全市をあげて歴史的風致の維持向上を図っていくために、「(仮称) 亀山市歴史まちづくり事業調整会議」の設置を行い、事業担当部署間の横断的調整及び庁内合意形成を行う。

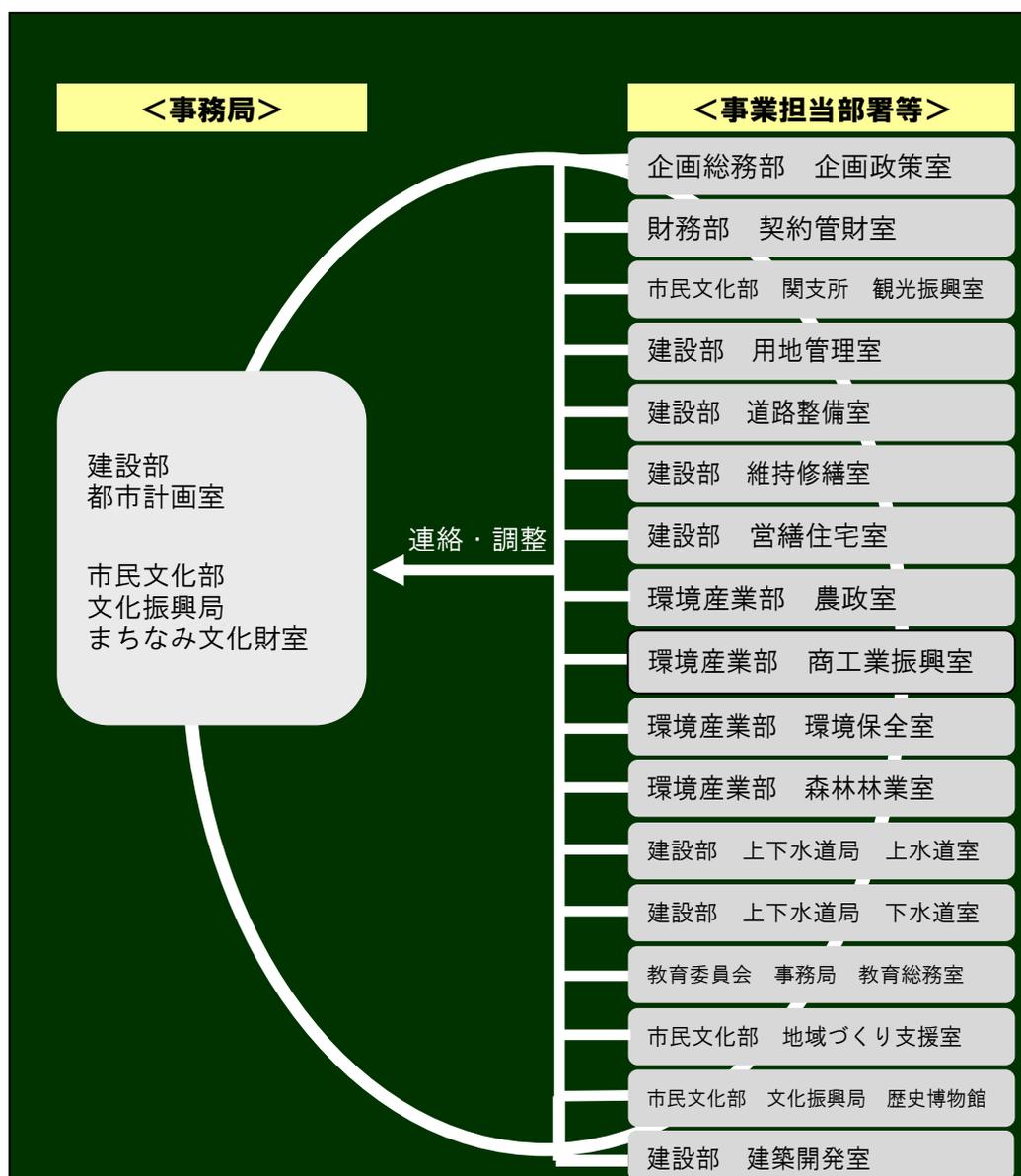


図 2-13 「(仮称) 亀山市歴史まちづくり事業調整会議」の体制

3. 重点区域の位置及び区域（5-2-2）

（1）重点区域設定の考え方

重点区域とは、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが必要な区域である。

このため、重点区域は、国指定文化財及びその他文化財などの歴史的建造物が集積して町並みが形成されている地域で、かつ、そうした町並みの形成に深く関わる歴史的・伝統的な人々の活動が引き継がれている地域を基本として設定する。

なお、重点区域は、「歴史まちづくり法」に基づいて、区域内に重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物が建つ土地などが含まれている必要がある。

重点区域は、上記を踏まえて、以下に示す2つの視点によるそれぞれの資源分布状況等を基本に設定する。

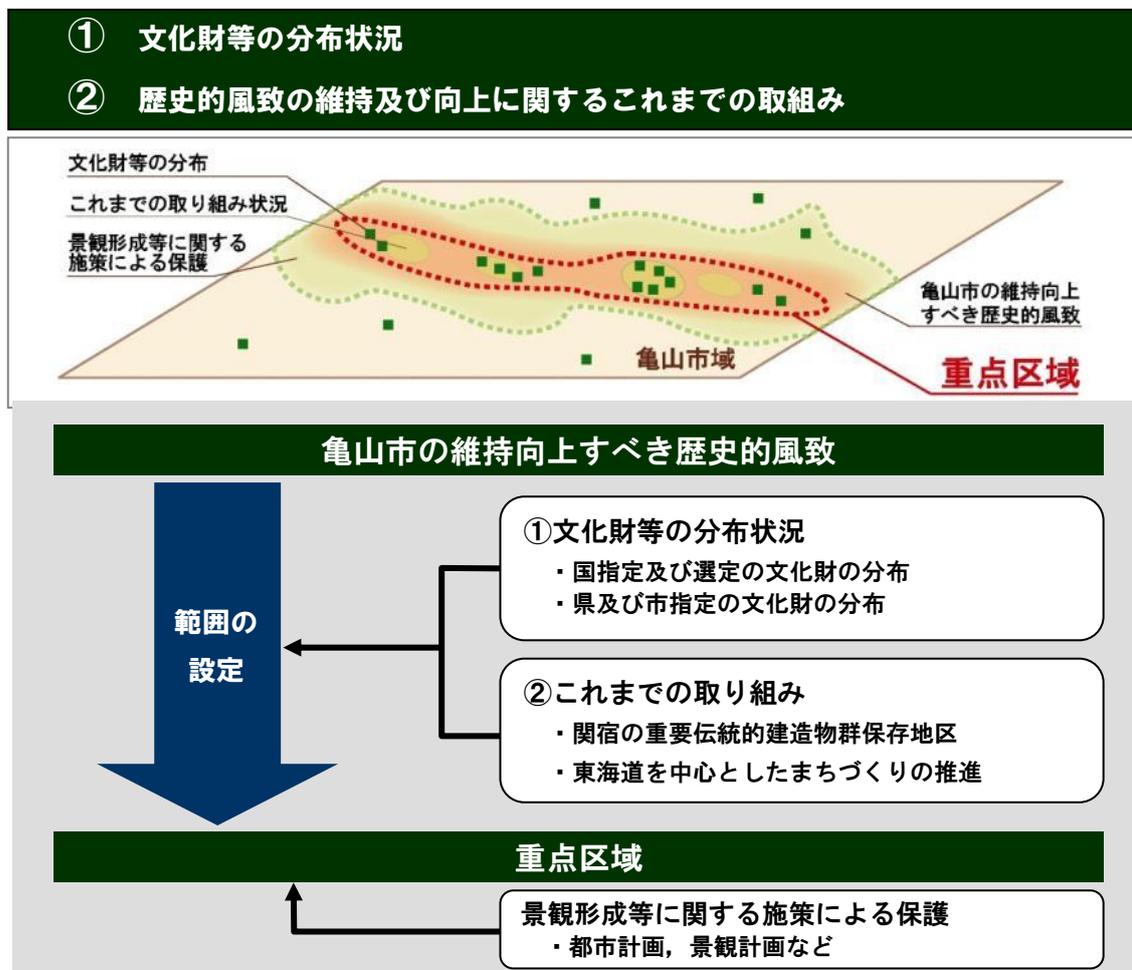


図3-1 重点区域の範囲設定の考え方

(2) 重点区域の位置及び区域

①重点区域の位置

重点区域は、本市における国、県、市の指定または登録文化財の分布状況や、本市における維持向上すべき歴史的風致の状況を踏まえ、文化財等が多く所在する東海道並びに東海道上に位置する坂下宿、関宿、亀山宿の3つの宿場町及び集落の範囲とする。なお、当該範囲には、地蔵院（重要文化財（建造物））、亀山市関宿伝統的建造物群保存地区（重伝建）、及び野村一里塚（史跡）が含まれている。



図3-2 重点区域位置図

②重点区域の区域

重点区域の位置については、図3-2に示したとおりである（詳細については、図4-3～5参照）。重点区域の範囲については、2（4）亀山市の維持向上すべき歴史的風致における地域区分に応じ、下記のとおり範囲を決定する。

～東海道53次 関宿周辺地域～

東海道53次関宿の周辺については、「地蔵院本堂・愛染堂・鐘楼」（重要文化財（建造物））・「亀山市関宿伝統的建造物群保存地区」（重要伝統的建造物群保存地区）が所在し、その他の指定文化財として、「東の追分・西の追分」（県指定史跡）、「旅籠玉屋」（市指定

有形文化財(建造物)・「関の山車」(市指定有形無形民俗文化財)・観音山(市指定名勝)がある。その他の未指定文化財としては、菓子・茶などの伝統産業に関連する文化財(民俗技術)、地藏院で行われる諸行事(無形民俗文化財)、観音信仰に関わる堂(建造物)や石造物群(有形民俗文化財)等がある。

これら文化財等が分布し、また祭礼においては巡行等が行われる範囲は、重要伝統的建造物群保存地区を核として、その周辺の城山・観音山等を含む範囲である。

～亀山宿・亀山城を中心とした地域～

亀山宿・亀山城を中心とした地域については、「旧亀山城多門櫓」(県指定史跡)、「加藤家長屋門及び土蔵」「旧館家住宅」「明治天皇行在所」「大久保神官家棟門」(以上市指定有形文化財(建造物))、「亀山藩御流儀心形刀流武芸形」(県指定無形文化財)、「阿野田かんこ踊り」(市指定無形民俗文化財)があり、その他の未指定文化財としては、亀山神社や八幡神社の祭礼などのほか、旧東海道上に伝統的な町家が点在している。

これら文化財等が分布し、また祭礼においては巡行等が行われる範囲は、旧亀山城の城郭・城下町及び東海道亀山宿の範囲であり、全体が丘陵上あってその縁辺は急崖の緑地となっている。

～坂下宿から鈴鹿峠に至る地域～

坂下宿から鈴鹿峠に至る地域については、「鈴鹿峠自然の家」(国登録有形文化財)、「法安寺庫裏玄関」(市指定有形文化財(建造物))、「坂下獅子舞」「正調鈴鹿馬子唄」(市指定無形民俗文化財)があり、その他の未指定文化財としては、鈴鹿峠の峠道などがある。

これら文化財等が分布し、また祭礼においては巡行等が行われる範囲は、東海道坂下宿と鈴鹿峠にいたる峠道の範囲である。

～東海道野村集落周辺～

東海道野村集落周辺については、「野村一里塚」(国史跡)があり、その他指定文化財として「傘鉾」「獅子舞」(市指定無形民俗文化財)がある。その他の未指定文化財としては、野村集落の東海道沿いに並ぶ歴史的建造物等がある。

これら文化財等が分布し、また祭礼においては巡行等が行われる範囲は、東海道亀山宿の西側に隣接する東海道の沿道である。

～東海道川合集落周辺～

東海道川合集落周辺については、「川合かんこ踊り」(市指定無形民俗文化財)、谷口法悦題目塔(市指定有形民俗文化財)があり、その他の未指定文化財としては、川合集落の東海道沿いに点在する歴史的建造物等がある。

これら文化財等が分布し、また祭礼においては巡行等が行われる範囲は、東海道亀山宿の東側に続く東海道の沿道である。

～上記以外の東海道沿道～

以上に加えて、これらの地域をつなぐ東海道の沿道については、歴史的建造物等が点在し、上記各地域の連続性を確保するとともに、周遊等における一体性を確保する意味から区域に含めることとする。その範囲については、集落の範囲、東海道沿い町家の一宅地分の奥行き（約50m）、河川や山の尾根線などの地形、町丁目界、主要な道路・鉄道などの地物から設定した。

③市における効果

重点区域として設定した東海道の沿道は、当市をほぼ東西に貫通する物理的な基軸であり、市民・来訪者の交流軸ともなっている。

当該重点区域において、歴史的な建造物等の保護、景観条例等に基づく景観形成、歴史的な建造物周辺の景観的整備、建造物等の活用の促進等を重点的・一体的に進めることにより、重点区域における歴史的風致が維持向上するとともに、東海道の一体性が回復して回遊性が高まる等により、市民・来訪者の交流が促進する。

さらに、この区域の歴史的風致を維持向上させることは、市民・来訪者双方に市の歴史的・文化的資産への理解を深めるとともに、これを活かしたまちづくりに対する意識・意欲を高め、市の歴史的風致を活かしたまちづくりを大きく進展させる。

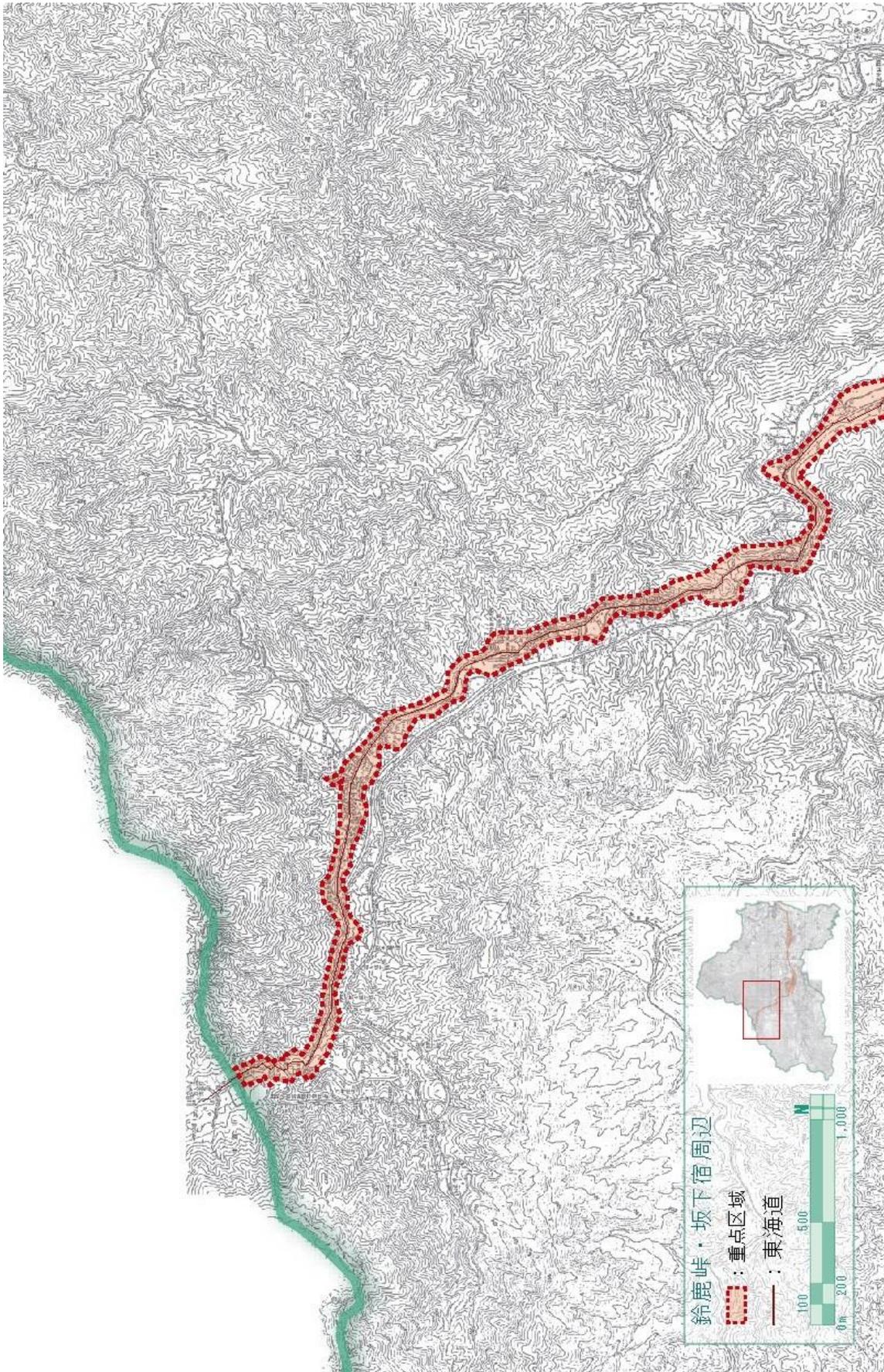


图3-3 重点区域位置图（鈴鹿峠・坂下宿周辺）

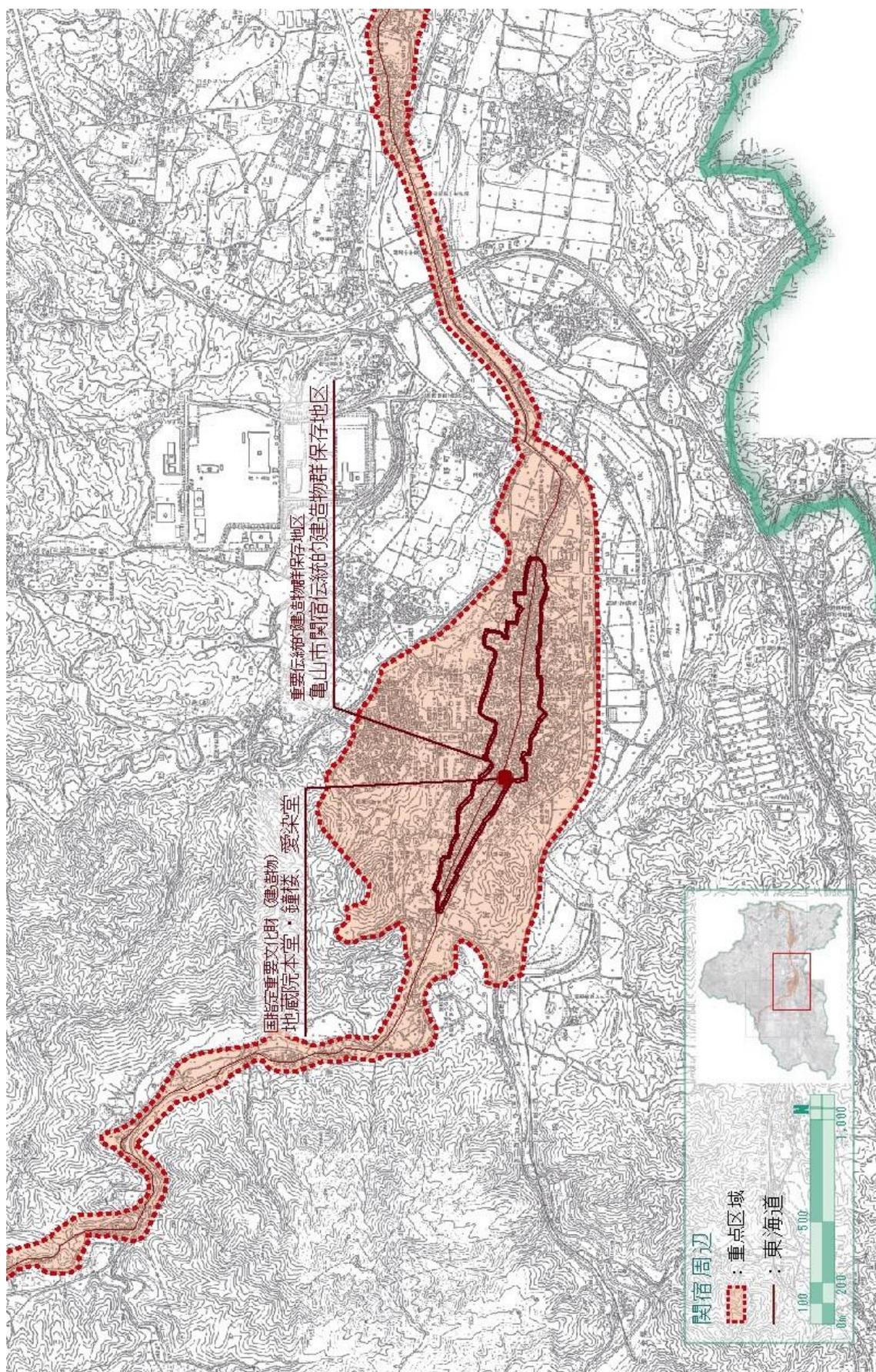


图3-4 重点区域位置图(関宿周辺)

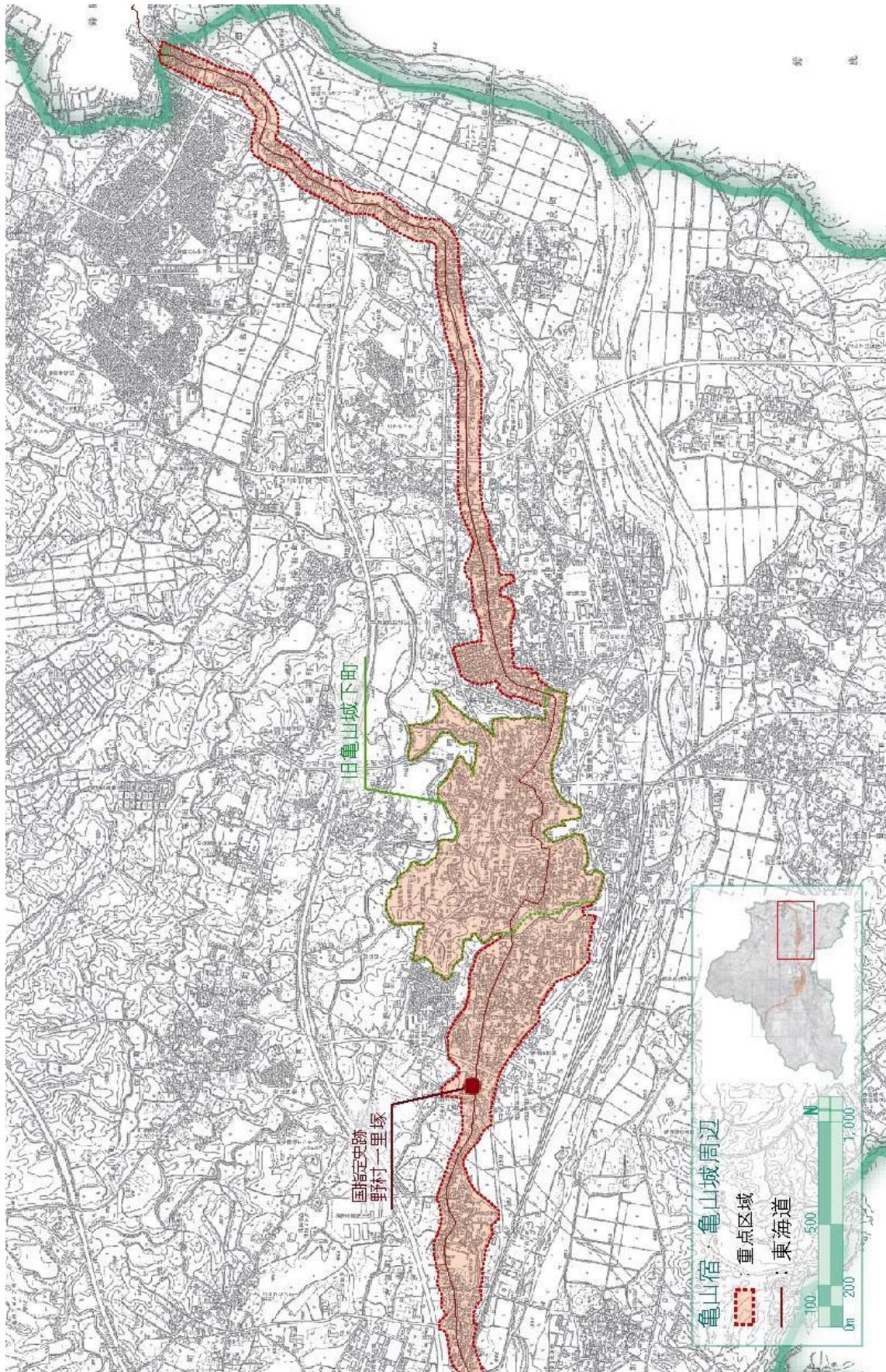


图3-5 重点区域位置图（龜山宿・龜山城周辺）

(3) 重点区域の景観形成に関する施策による保護

①都市計画の活用

本市は非線引き都市計画区域であり、市域（19,091ha）の約34%（6,447ha）が都市計画区域となっている。その内の約1,005haに用途地域を定めている。都市計画区域及び用地地域の指定状況は、図4-6に示すとおりである。

重点区域においては、鈴鹿峠を下り、関宿の西の追分周辺より東が都市計画区域に指定されている。用途地域の指定は、多くの範囲で第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域となっており、住環境に配慮した指定を行っている。亀山宿、関宿から発展した商店街については、近隣商業地域とし、特に、関宿の中心商店街においては、近隣商業地域と関宿重要伝統的建造物群保存地区の両指定から、町並みをいかした特色ある商店街としての措置が図られている。

表4-1 重点区域内の主な都市計画

用途地域	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、工業地域
伝統的建造物群保存地区	亀山市関宿伝統的建造物群保存地区

都市計画の活用においては、亀山市景観計画で定める高さ規制と整合を図りつつ、高度地区の指定を検討していくこととする。また、必要に応じて地区計画や景観地区などの指定も検討していき良好な市街地景観の保全を図っていくこととする。

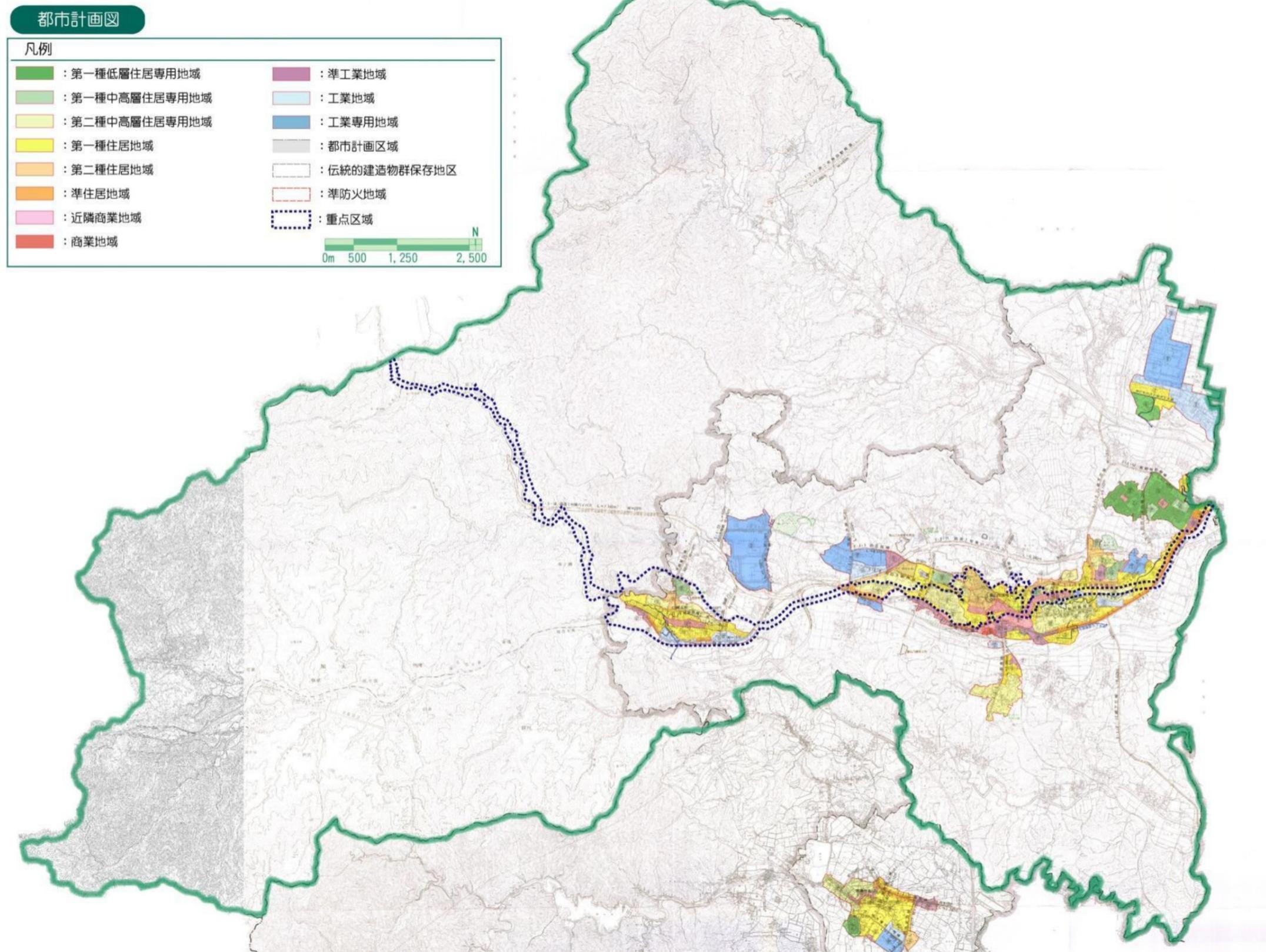


図3-6 都市計画図

②景観計画による保護の方針

本市では、平成 23 年 6 月に景観計画を策定し、市域全域を景観計画区域とした。

これまで、「亀山市環境保全条例」により、高さ 13m 超、又は、延べ面積 500 ㎡超の建築物を開発行為届出対象行為とし、開発行為計画書を提出することになっており、その際に、併せて景観計画書を提出させることで開発行為の審査の中で景観指導も行っていった。この景観指導は、「三重県景観計画」を基に行っていたが、現在は亀山市景観計画に基づきよりきめの細かい景観指導を行っている。

また、景観計画区域のうち本計画に位置付けている重点区域については、景観形成推進地区及び景観重点地区の候補地とし、より積極的な景観形成基準等を定める地区とし、高さの規制を行う。(図 3-8) さらに、景観形成推進地区及び景観重点地区において、良好な景観の形成が特に必要な地区は、地区住民の合意が得られるなどの条件が整い次第、景観地区や高度地区制度を活用する方針である。

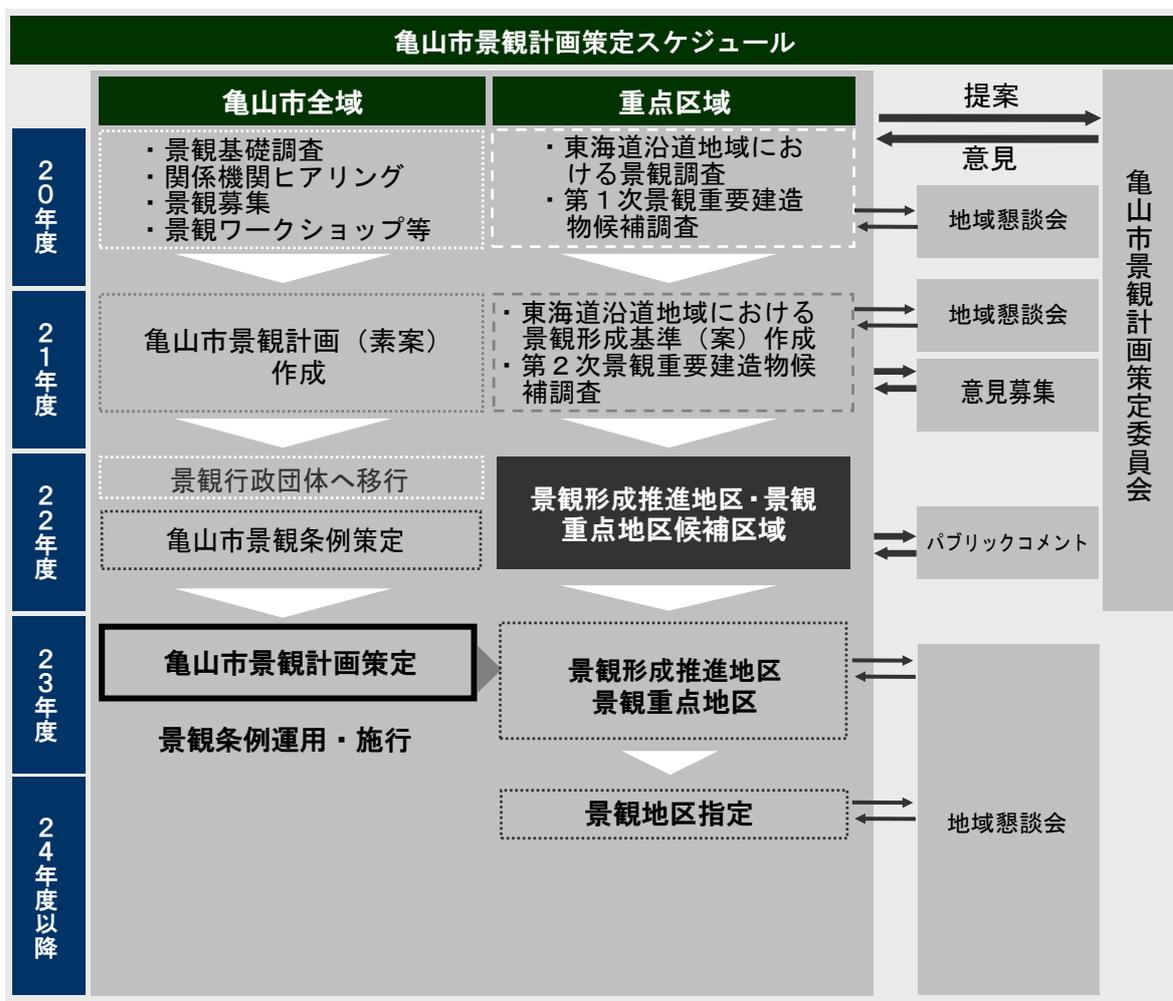


図 3-7 景観計画策定スケジュール

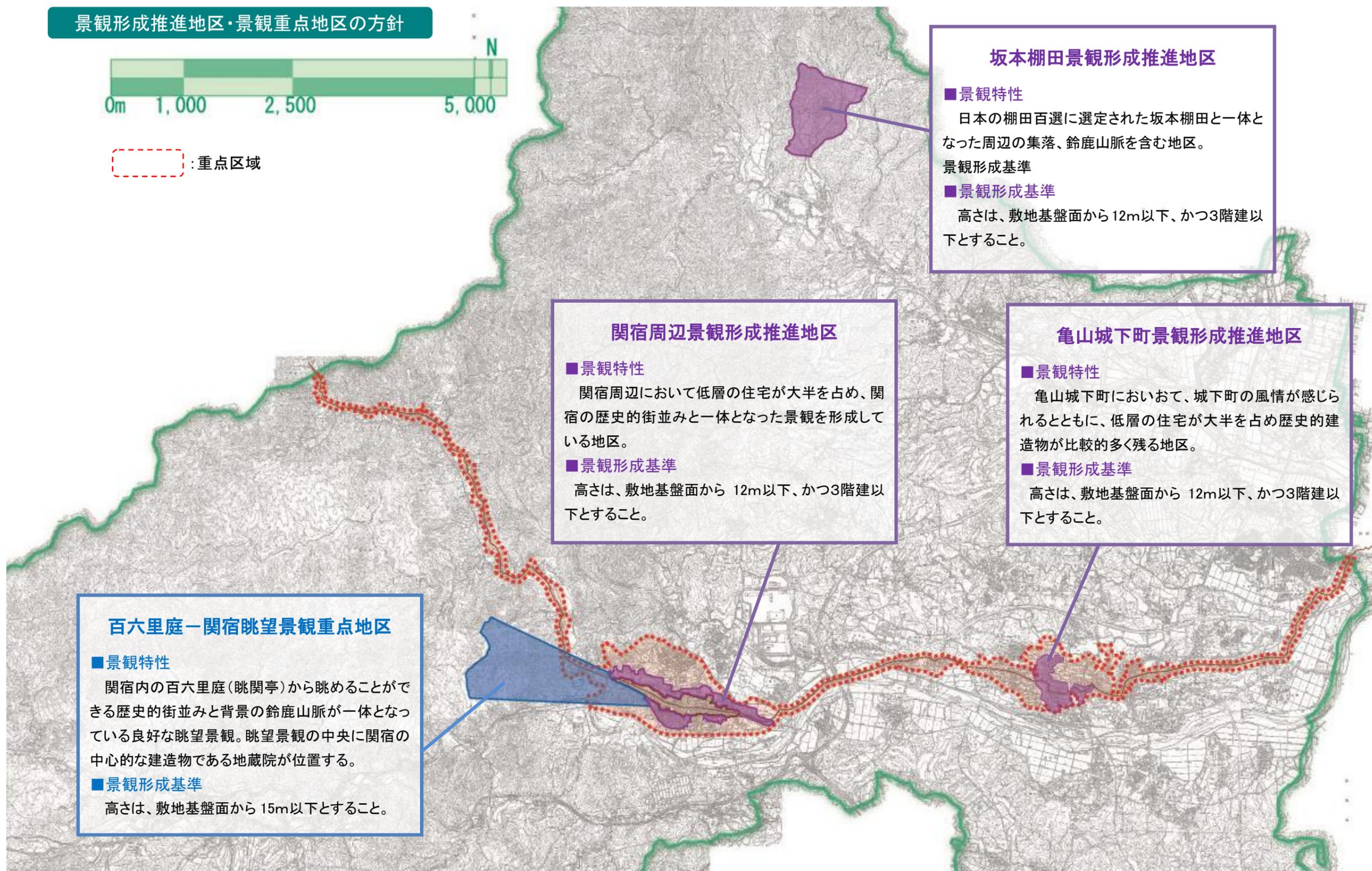


図3-8 景観形成推進地区・景観重点地区の方針

そのため、本市では、平成 20 年度から景観調査として、重点区域内の関宿周辺から亀山宿・亀山城周辺の建築物約 2,000 件の高さ、形態、意匠、付属物等の調査を実施している。現在、景観形成推進地区は 3 地区、景観重点地区は 1 地区指定しており、景観形成推進地区での建築物及び工作物の高さは 12m 以下かつ 3 階建以下、景観重点地区での建築物及び工作物の高さは 15m 以下と規制している。

また併せて、景観重要建造物候補のリストアップのための重点区域内の第 1 次調査として、町家・寺社を中心に約 130 件が抽出されており、今後これらの基礎データを元に、重点区域内の景観重要建造物指定等の措置を行うこととしている。

以上のことから城下町景観、街道景観等の歴史的景観を活かした景観誘導を図り、前述の開発行為と連動させた一体的な景観指導や規制を推進することで重点区域内の景観的な保護の措置を行うこととしている。

③屋外広告物の規制

本市では、「三重県屋外広告物条例」に基づき、三重県により屋外広告物の規制が行われている。「三重県屋外広告物条例」では、禁止地域、許可地域が指定されており、禁止地域、許可地域について、それぞれ高さ、大きさなどについての許可基準が設けられている。禁止地域については、基本的に屋外広告物を掲示することができないが、自家用広告物等で許可基準に適合しているものについては許可されている。本市における禁止地域は表 4-1 に示す地域となっており、その他の地域については全て許可地域となっている。

表 4-1 亀山市内に存する三重県屋外広告物条例に基づく禁止地域

第 1 種低層住宅専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、伝統的建造物保存地区
重要文化財又は県指定文化財に指定された建物の周囲 50m 以内の地域
史跡名勝天然記念物、県指定史跡名勝天然記念物に指定された地域
高速道路・自動車専用道路とその両側 500m の区域
道路・鉄道のうち、知事が指定する区間及びその両側の地域
都市公園・緑地
古墳、墓地
JR 亀山駅前広場
官公署、国又は地方公共団体が設置した図書館・学校・博物館・美術館・体育館・公民館・公衆便所等の建物及び敷地

本市は、平成 22 年 10 月 25 日に景観行政団体へ移行しており、今後、重点区域やその周辺の景観を保全していくため、三重県屋外広告物条例を踏まえ、市独自の屋外広告物の規制を検討し歴史的風致の維持及び向上を図っていくものとする。

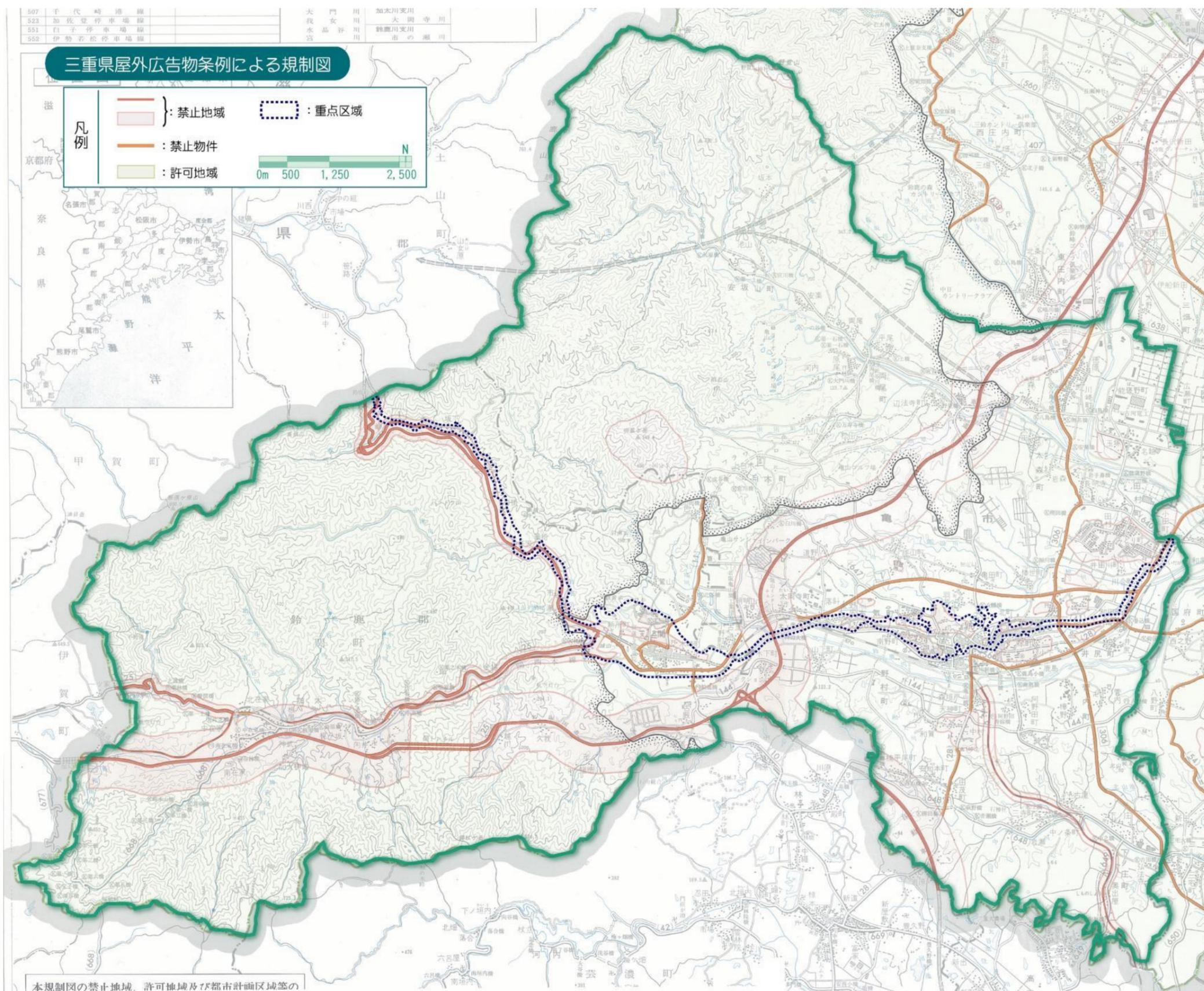


図3-9 三重県屋外広告物条例における亀山市内の規制図

④ 亀山市伝統的建造物群保存地区条例による保護

亀山市では、「亀山市関宿伝統的建造物群保存地区」において、「亀山市伝統的建造物群保存地区保存条例」に基づき、保存地区内の建築物等の現状変更行為について許可を行っている。建築物等の現状変更行為を行う際には、景観保存基準により教育委員会で十分事前相談を行い、市の都市計画部署が都市計画や都市景観の指導を行った上で申請を受け付けている。

⑤ 鈴鹿国定公園

亀山市の北西山間部は、野登山のブナ林（県指定）に代表される良好な自然環境があることから、自然公園法の規定に基づき、鈴鹿国定公園に指定されている。

この鈴鹿国定公園の地種区分としては、「特別保護地区」「第1種特別地域」「第2種特別地域」「第3種特別地域」があり、重点区域においては、鈴鹿峠周辺は第2種特別地域、坂下宿周辺は「第3種特別地域」、関宿北側は第1種特別地域となっている。これらの地域内での工作物の設置等の行為については、三重県知事の許可制となり、当該区域の風致の保全が図られている。また、大部分を占める「第3種特別地域」では、通常の農林活動は容認されることから、従来からの地場産業等とも共存しつつ、適切な保護が図られている。

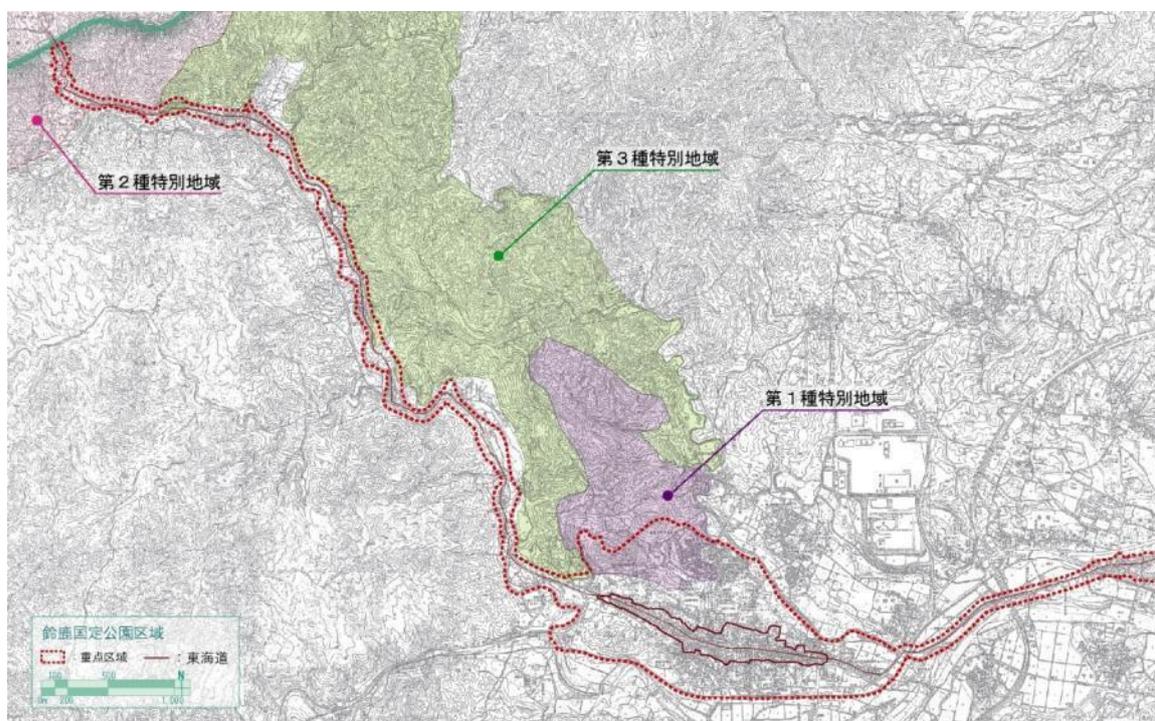


図3-10 重点区域周辺における鈴鹿国定公園の指定範囲

4. 歴史的風致の維持及び向上のために必要な事項（5-2-3）

イ. 文化財の保存及び活用に関する事項

（1）文化財の保存・活用の現況と今後の方針

市内全域における文化財の状況、関連文化財群の把握状況は、2.（1）～（3）に示したとおりである。有形・無形を問わず各文化財について、主要なものについてはその所在を確認したところであるが、市域の文化財の悉皆的な把握には至っておらず、今後各文化財種別ごとの悉皆的な調査を実施していく。その上で、価値が明らかとなった文化財については、市指定文化財としての指定を行っていく。

文化財の活用については、市が所有する文化財等については、原則公開としている。しかし、建造物等の文化財にあつては外部のみの公開としているものもあり、整備の進捗にあわせてその公開度を高めていく必要がある。民間が所有する文化財等についても、保存修理を進めるとともに、積極的に公開が行われるよう所有者等と協議を進めていく。

無形文化財、無形民俗文化財については、価値が明らかで保存伝承活動が行われている文化財を市指定文化財として指定している。各保存団体では、保存継承活動を行っているが、継承者の確保が大きな課題となっている。このため、市では平成19年度から映像による記録作成事業に着手している。市指定文化財を中心に記録作成事業を今後も継続し、伝承者の育成に役立てるとともに、広報等を通じて支援者の掘り起こしに努めていく。

指定文化財等に関する保存管理計画については、亀山市関宿伝統的建造物群保存地区（重伝建）に関しては、保存条例に基づいて保存計画を策定しており、計画に基づいて伝統的建造物の保存修理、公開等を行っており、今後も適切に保存管理を進めていく。なお、保存地区における事業の進捗などにより、保存計画の見直しが必要となった場合は、審議会等からの意見聴取や関係機関との協議を行った上で保存計画の改訂を随時行っていくものとする。

「旧亀山城多門櫓」（県指定史跡）に関しては、平成20年度に保存管理計画の策定を進めており、策定後は当該保存管理計画に基づいて適切に保存管理を進めていく。また、市指定有形文化財である「加藤家長屋門及び土蔵」、「旧館家住宅」については、「旧亀山城多門櫓」（県指定史跡）と隣接してあることから、「旧亀山城多門櫓」の保存管理計画に適切に位置づけることにより、亀山宿・亀山城周辺地域の一体的な保存整備を進めていく。この他の未策定の指定文化財については、文化財保護法、三重県文化財保護条例、亀山市文化財保護条例に基づき、個別案件ごとに許可制による行為の規制を行っている。今後より一層の保護措置を講じるため、必要に応じて保存管理計画の策定を進めていく。

亀山市教育委員会では、未指定の文化財等も含めた市域の歴史・文化遺産を積極的に保存し、かつ活用を図るための新たな方向性として、平成19年3月に「『東海道歴史文化回廊』の創出に関する方針」を策定し、平成20年4月にはその具体的方策として「『東海道歴史文化回廊』保存・整備基本計画」をまとめた。

方針では、「遺産」から「資産」へ ～「遺す」から「活かす」への展開」をキャッチフレーズとし、貴重な歴史文化資産である文化財の保護を積極的かつ確実に推進することを基礎として、文化財の活用の推進や、活用を進めるための人材育成を進める方策として、3つの展開過程を設定した。

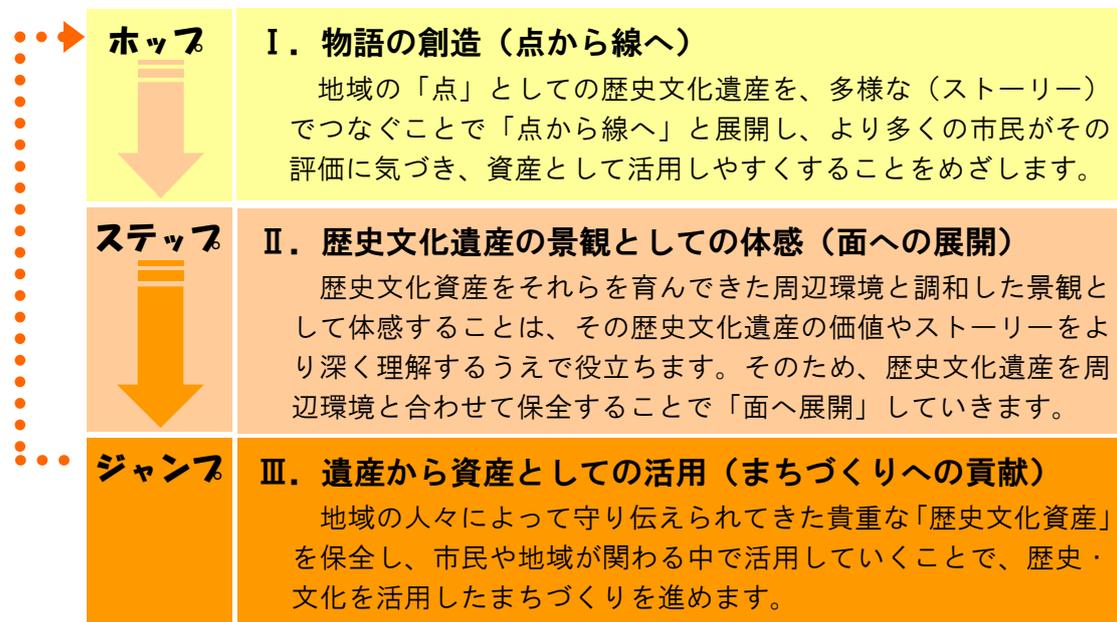


図4-1 『東海道歴史文化回廊』がめざすもの
 （出典：『東海道歴史文化回廊』の創出に関する方針）

保存・整備計画では、この3つの展開に対応して、市民の歴史文化資産への関心を高めながら文化財とその周辺の整備を進め、これを契機として地域における文化財を核としたまちづくりの活動を活発化させるための具体的方策を取りまとめた。

以上により、本市における文化財の保存及び活用に関する基本方針を、下記の4点にまとめる。

- ①前提となる文化財の保護の推進**
- ①-1 歴史文化資産の調査・研究の充実と法令に基づく指定の推進
- ①-2 保護事業の推進
- ①-3 埋蔵文化財の保護
- ②文化財の総合的な把握による普及・啓発の推進**
～物語の創造（点から線へ）～
- ③文化財と一体となっている周辺環境の整備**
～歴史文化資産の景観としての体感（面への展開）～
- ④市民・地域の参画による文化財を核としたまちづくりの推進**
～遺産から資産としての活用（まちづくりへの貢献）～

①前提となる文化財の保護の推進

文化財は、亀山市の歴史や文化を正しく理解するために必要なものであると同時に、将来の地域文化の向上発展を支える貴重な資源である。

このため、貴重な歴史文化資産である文化財を適切に保護していくことは、これに続く活用等の基礎となる事項であり、積極的かつ確実に推進していく。

①－１ 歴史文化資産の調査・研究の充実と条例に基づく指定の推進

地域の貴重な歴史文化資産を発見し適切に保護できるよう、文化財の調査・研究の充実につとめ、特に重要な歴史文化資産については、条例にもとづく文化財としての指定を進める。

①－２ 保護事業の推進

歴史文化資産を適切に管理し、また積極的に保存・活用を図るためには、必要に応じて保護事業を進める必要がある。保護事業として下記を実施する。

●維持・管理

文化財の適切な保護を図るためには、日々の管理がその基本となる。文化財の日々の管理は、第一には所有者・管理者等によるものであるが、文化財の維持管理に関する所有者・管理者の技術的・経済的負担を軽減する措置を講じる。

●修理・修復

日常の管理により、修理・修復が必要であると判断された場合には、速やかに修理・修復を行うこととする。所有者・管理者等が実施する修理・修復については、各法令に即して適切な手続きを行うとともに、必要に応じ技術指導を踏まえ実施するものとする。また、多額の費用を要するものについては財政的な支援をあわせて行うものとする。

復原にあたっては、詳細な調査に基づき、専門家の意見等も踏まえ、史実に基づく復原を行うこととする。

●公有化等

文化財の所有者・管理者等が、何らかの事情により、日常の維持・管理、修理・修復等を適切に行うことができない場合は、公有化等、文化財の適切な維持・管理、修理・修復を進めるための具体的な手立てを検討するものとする。

●防災

文化財の適切な保存及び活用を図っていくためには、文化財及びその周辺環境の状況を適切に把握し、火災や震災などの災害に対する備えを十分に行っておくことが必要である。

このため、修理・修復などの機会をとらえて、



■鈴鹿峠自然の家での消火訓練

文化財の種類、規模、形態などに応じて必要な消防設備の設置・改修や耐震の措置を施すとともに、文化財周辺の環境の保全に努める。これらに加え、文化財担当部局、所有者、管理者、地域住民、地域防災組織、消防署が一体となって設備機器の保守点検、訓練等を定期的に行う。

また、盗難、き損等の人的な災害に備えるため、文化財の状況を把握できるように定期的なパトロールを実施するとともに、所有者、管理者、地域住民等への情報提供を行っていく。

①-3 埋蔵文化財の保護

市内における周知の埋蔵文化財包蔵地は、旧亀山市域で357遺跡、旧関町域で47遺跡あったが、平成17～20年度で、国庫補助事業により旧関町域において遺跡詳細分布調査事業を実施し、50遺跡を追加して454遺跡となった。

旧関町域については、近世の遺跡を含む周知の埋蔵文化財包蔵地の把握を行ったところであるが、旧亀山市域については近世の遺跡は「亀山城跡」など一部を把握するにとどまっており、今後現地踏査、文献史料調査等により確認を進め追加していく。

また、文化財の保存・活用にあたっては、当該文化財が所在する地点の埋蔵文化財の状況を把握した上で、その保護に充分留意するものとする。このことは、当該文化財の周辺に所在する、時代や性格等の上で一連の遺跡についても同様とする。

開発行為にあたっては、周知の埋蔵文化財包蔵地については試掘調査を実施したうえで、必要に応じて発掘調査を実施する。また、周知の埋蔵文化財包蔵地以外についても、開発担当部局、及び事業者との事前協議を実施し、必要に応じて試掘調査を行うなど、開発行為と文化財保護との整合につとめる。協議にあたっては、三重県教育委員会との連絡調整を図るとともに、必要な指導を受ける。

なお、市内における周知の埋蔵文化財包蔵地については、各事業に関連した位置図中に示した。



■発掘調査

②文化財の総合的な把握による普及・啓発の推進 ～物語の創造（点から線へ）～

有形・無形の文化財を、歴史的関連性や地域的関連性などに基づいて、相互に関連性のある一定のまとまり（「関連文化財群」）としてとらえ、これらをつなぐ物語を創造する。これにより、より多くの人々が文化財の価値に気づき、資産として活用しやすくする。



■散策パンフレット

パンフレットの作成などにあたっては、文化財相互の関連性に着目し、個々の文化財への理解とともに、文化財相互の関連性があわせて理解されるような構成とする。各種イベントなどの開催にあたっては、関連する文化財等を物語に即して巡るなど、参加者に文化財が一定のまとまりとして意識されるよう努める。

③文化財と一体となっている周辺環境の整備

～歴史文化資産の景観としての体感（面への展開）～

関連文化財群により、文化財等が一定の範囲に集中する場合には、文化財等と一体となって価値を成す周辺の環境まで含め、亀山市景観計画を通じ、文化財の周辺環境の保全を図る。

見学者の利便とともに地域住民との交流が行えるよう、適切な場所を選んで駐車場や案内板・説明板、トイレ等を整備する。また、文化財がよりよく望むことができる眺望のポイントの整備や、文化財の周囲における官民両空間における景観整備などにより、文化財が周辺の環境と一体となっていることが意識されるよう努める。

④市民・地域の参画による文化財を核としたまちづくりの推進

～遺産から資産としての活用（まちづくりへの貢献）～

文化財の保存及び活用は、人々に文化財と触れる「きっかけ」や、文化財に関わる様々な活動の契機を提供することとなる。

文化財の保存と活用を進めることにより、市民が文化財に触れる機会を充実するとともに、市民が文化財を核とした地域のまちづくり活動に参加することができるよう、施策の展開を図っていく。また、文化財に触れる機会や、文化財を核としたまちづくり活動を介して、人々の交流が進められるよう積極的な施策の展開を図る。

必要に応じて「活かそう地域文化提案事業（県制度）」の活用を検討する。



■文化財をきっかけとしたまちづくり活動（地域の史跡見学会）

なお、「『東海道歴史文化回廊』保存・整備基本計画」（平成20年、亀山市教育委員会）では、本市における『東海道歴史文化回廊』を創出するための取り組みの全体像を次ページの通り取りまとめている。



図 4-3 『東海道歴史文化回廊』を創出するための取り組みの全体像
(出典: 『東海道歴史文化回廊』保存・整備基本計画) 概要パンフレット)

(2) 文化財の保存及び活用に関する体制

①文化財保護に関わる庁内体制

平成17年1月の旧亀山市・旧関町の合併により、両市町の文化財保護担当者をあわせて、教育委員会社会教育課内に「文化・まちなみ係」を設置して、文化財保護及び文化振興を担当していたが、平成18年4月の機構改革により文化財の保存と活用の専門部局として「まちなみ・文化財室」を設置した。

平成22年4月の機構改革において、歴史まちづくりに関わる庁内体制を充実するため、市長部局に文化部を創設して「まちなみ文化財室」、「観光振興室」、「歴史博物館」を設置した。なお、教育委員会がすべき文化財の保護に関すること（文化財の指定、現状変更行為に関する規制等）は、市長部局の職員（まちなみ文化財室）に補助執行させることとした。

現在、「まちなみ文化財室」は室長1名、室員5名、嘱託職員（学芸員）1名の体制で、歴史的建造物（2名）、埋蔵文化財（2名）、民俗（1名）の各専門分野（内学芸員有資格者4名）に分かれている。一方、「亀山市歴史博物館」は館長1名、館員2名、嘱託職員（学芸員）5名の体制で、埋蔵文化財（1名）、歴史（4名）、民俗（1名）、美術（1名）の各専門分野（内学芸員有資格者7名）に分かれている。

「まちなみ文化財室」と「亀山市歴史博物館」の担当分担は、「まちなみ文化財室」が町並み保存事業を含む文化財保護行政全般を担当し、史資料の保存管理、展示、及び市史編さん業務を「亀山市歴史博物館」が担当している。以上により、亀山市における文化財の保存及び活用に関する体制は、学芸員有資格者を中心として各専門分野に応じた専門職員が配置されている。また、文化財の調査等の結果が博物館における展示等に直接的に反映される体制が整っている。今後も、こうした体制の維持・充実を図るとともに、相互の連携を深めていく。

加えて、各事業に伴う専門的な事項については、亀山市文化財保護審議会、亀山市伝統的建造物群保存地区保存審議会など、審議会・指導委員会等を設置して各分野を代表する学識経験者等の指導を受けており、今後も、必要に応じて委員会等の設置を行っていく。

表5-1 審議会・指導委員会等の設置状況

名 称	委員数	委員の専門分野別人数
文化財保護審議会	13	郷土史(8)、考古(1)、美術(1)、自然(1)、民俗(2)
伝統的建造物群保存地区保存審議会	9	建築史(2)、考古(3)、歴史(1)、地域代表(2)、関係行政機関(1)
亀山城跡保存整備指導委員会	6	考古(3)、建築史(1)、建築工学(1)、土木史(1)
無形文化財・無形民俗文化財記録作成指導委員会	4	民俗(3)、地域代表(1)
ネコギギ保護指導委員会	5	自然(4)、地域代表(1)
遺跡詳細分布調査指導委員会	4	考古(2)、地域代表(2)

まちづくり行政を担当する「都市計画室」は、都市計画・景観形成を主に所掌事務としている。「まちなみ文化財室」とは、町並み保存事業や景観計画の策定業務などにおいてこれまでも連携を行ってきており、各業務における委員会・ワーキンググループ等において相互に委員等を務めるなど、亀山市のまちづくりを進める上でその方向性を共有する関係にある。

②文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO等各種団体の状況

文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO等各種団体としては、各文化財ごとに組織された保存・活用団体等と、こうした文化財毎に組織された保存・活用団体等の活動を支援する全市的な団体の2分類がある。

各文化財ごとに組織された保存・活用団体としては、歴史的建造物等を対象としたものでは、亀山市関宿伝統的建造物群保存地区における「NPO東海道関宿(関宿保存会)」や「関宿案内ボランティアの会」などが、無形文化財等を対象としたものとしては、「心形刀流赤心会」「関宿「関の山車」保存会」「正調鈴鹿馬子唄保存会」などがある。

一方、保存・活用団体等の活動を支援する団体としては、「ふるさと文化資産保全活用研究会」がある。「ふるさと文化資産保全活用研究会」は、地域の歴史文化資産の保全活用を進めるために組織された民間組織であり、三重県が平成17～18年度に開催した「歴史的・文化的資産保全活用推進員養成講座」を受講・修了した者により、平成19年に結成された。



■研究会による文化財講座の開催

会員の主体は地域で活動する建築士等であり、歴史的建造物の調査、保存修理修復に関する設計監理等に技術者として関わるほか、文化財に関わる講座等（平成19年度は文化財防災、登録有形文化財制度に関する講座、平成20年度は文化財レスキューに関する講座を開催済み）を開催している。

(3) 重点区域における具体的な計画

①文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

●亀山市関宿伝統的建造物群保存地区（重要伝統的建造物群保存地区）

伝統的建造物群保存地区に関する保存及び活用に関する事項については、すでに「保存計画」に定めているところである。

保存地区内における建造物等については、所有者・管理者による管理が行われているが、現状変更行為については許可制を取っており、文化財として十分な現状変更規制が行われている。また、伝統的建造物の修理及び伝統的建造物以外の建造物の修景に対しては、国、県の支援を得て保存修理修景事業補助金の交付とともに、必要な技術的支援を行っている。伝統的建造物等に対する保存修理修景事業は、



■亀山市関宿伝統的建造物群保存地区

伝統的建造物群保存地区における保存及び活用の基礎となるものであり、今後も計画的に実施していく。

公有化した伝統的建造物については、その保存修理とともに、公開・活用を積極的に進める。また、地区の防災に必要な消防設備等の整備や、街路環境の整備を行う。

関宿の歴史的風致を形成する重要な要素である「関の山車」については、山車（市指定有形民俗文化財）の保存とともに、お囃子など（市指定無形民俗文化財）の保存・伝承を図るため、「関の山車会館」を整備する。

亀山市関宿伝統的建造物群保存地区保存のための方針（保存計画からの抜粋）

○保存の方向

保存地区の特性を生かしながら、伝統的建造物群及びこれらと一体をなす環境を保存し、加えて住民の生活向上を配慮しつつ保存地区の管理、修理、修景、復旧に努めるものとする。

○内容

保存地区においては、伝統的建造物群の保存とこれと一体をなす歴史的風致の維持を主体とする。伝統的建造物は、主として正面の外観等を保存するため修理を実施し、また保存地区の管理に必要な防災施設等の整備を実施し、伝統的建造物以外の建築物等についても住民の協力を得て、可能な限り伝統的建造物と調和するよう修景につとめる。

これらのことは、別に定める関町関宿重要伝統的建造物群保存地区景観保存基準（以下「保存基準」という。）によって行う。

○保存地区内における建造物等の保存整備

保存地区内では比較的良好に保存活用されている建造物が多いが、不適切な改造、経年による老朽化や破損、非伝統的な広告あるいは無秩序な増改築もみられる。しかしこれらの中には

適切な修理、修景を施せば地区にふさわしい姿に回復できる可能性をもっているものも多い。

このような現況において、地区住民の理解と協力を得て、一方では生活環境の改善をはかりながら、主として伝統的建造物の外観を保存するための修理、伝統的建造物以外の建築物については適切な修景を実施する。

○建造物及び環境物件に係る助成措置等

保存条例第10条並びに同施行規則第4条の規定に基づき、別に定める補助要綱により経費を補助する。

○保存地区の保存のため必要な管理施設、設備並びに環境の整備

- (1) 保存地区内の管理のために説明板、案内板等の充実を図る。
- (2) 地区の保存のために消化施設、警報設備などを充実設置する。
- (3) 下水道、駐車場等の生活環境整備につとめる。

●地蔵院（本堂・愛染堂・鐘楼）

地蔵院愛染堂については昭和 32 年に、本堂及び鐘楼について平成 10 年に保存修理事業を完了しており、適切な維持・管理を行っていく。

あわせて、地蔵院が関宿の中心部分に位置し、関宿の発展と密接な関係にあることから、上記伝統的建造物群保存地区と一体的に保存と活用を進めていく。



■関地蔵院 本堂

●その他の国指定文化財

国史跡に指定されている「野村一里塚」については、市が維持・管理を行っている。塚の土砂の崩落が認められ、発掘調査等を実施する必要がある。また、塚を構成する椋の木については、樹勢に衰えは無いものの根が露出するなどしており、その整備の実施が望まれる。このことから、史跡の整備が進められるよう関係機関との調整を行う。

「正法寺山荘跡」については、市が維持・管理を行っている。史跡指定範囲周辺に関連すると考えられる遺構が確認されており、現在国庫補助事業により範囲確認のための調査を実施している。今後、史跡指定範囲周辺の遺構の保護について、関係機関との調整を行っていく。

●国指定・選定文化財以外の文化財

国登録文化財、県及び市指定文化財については、「(1)文化財の保存及び活用の基本的方策」に基づいて、保存と活用を図る。

民間所有の文化財について、所有者による保存・活用が困難となった場合には、当該所有者の求めに応じて支援団体の仲介や設立、公有化等の検討を行う。

未指定の文化財等を含むその他の文化財についても、有形・無形を問わず、発掘調査、史料文献調査などの詳細な調査を実施し、明らかとなった各々の歴史的あるいは文化的な価値に応じて、文化財としての指定を行った上で、適切な保存と活用を図る。

特に、歴史的風致の維持及び向上に必要な歴史的な建造物に対しては、歴史的風致形成建造物の指定を行うほか、伝統文化等の無形の文化財等については、順次映像等による記録を作成して伝承者の育成を図るとともに、広報等を通じた普及・啓発を行うなど、より確実な保護の措置を講じる。

②文化財の修理に関する具体的な計画

文化財の修理に関する一般的な方針については、前記したとおりである。

重点区域においては、「鈴鹿峠自然の家」、「旧亀山城多門櫓」、「亀山藩主石川家家老加藤家屋敷跡」、「旧館家住宅」、「明治天皇行在所」、「大久保神官家棟門」について、順次修理事業を実施する。

●「鈴鹿峠自然の家」（国登録有形文化財）

平成 21 年度において、耐震補強及び外壁の修理を行う。

「鈴鹿峠自然の家」については、国登録有形文化財であることから、文化財保護法に基づき、修理の実施にあたっては必要に応じて技術的指導を求めるとともに、必要な現状変更の届出を行う。

●「旧亀山城多門櫓」（県指定史跡）

平成 21 年度に多門櫓石垣の保存修理、平成 22～23 年度に多門櫓（建造物）の保存修理を行う。

「旧亀山城多門櫓」については、県指定史跡であるため、県条例に基づき現状変更の手続きを行う。旧亀山城周辺の保存整備については、すでに有識者等を含む委員会を設置しており、今後も委員会の指導を受けていく。

●「亀山藩主石川家家老加藤家屋敷跡」（市指定史跡）、「旧館家住宅」、「明治天皇行在所」、「大久保神官家棟門」（いずれも市指定有形文化財（建造物））

「亀山藩主石川家家老加藤家屋敷跡」は、平成 20 年度に敷地の公有化、平成 21 年度に敷地内の発掘調査、平成 22～23 年度に主屋（未指定）の保存修理を行う。

「旧館家住宅」は、平成 20 年度において、耐震補強を含む保存修理を行う。

「明治天皇行在所」「大久保神官家棟門」は、平成 23 年度において、保存修理を実施する。なお、「明治天皇行在所」の保存修理にあたっては、当該建造物が移築建造物であることから、周辺に存する「旧亀山城多門櫓」などの文化財、及び周辺の整備状況にあわせて、適切な位置への移築を検討する。

いずれも、市指定有形文化財であることから、市条例に基づき、審議会への諮問等を行うほか、必要がある場合には有識者等を含む委員会を別に設置し、その指導を受ける。

③文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

文化財の活用のために、案内板・説明版・標柱等を設置する。

文化財を巡るための周遊路を整備する。

特に「東海道」は、重点区域を貫通し、歴史的風致を形成する人々の活動の場となっていることから、優先的・重点的に街路環境の整備を進め、重点区域内の広域ネットワークとして位置づける。また、東海道と歴史的風致形成建造物を繋ぐ街路についても、周辺の文化財等の整備状況と整合させながら整備を進める。



修理等を実施した文化財等については、積極的に公開・活用を進める。また、建造物にあっては、展示を行うなどにより建造物内部の公開・活用に努める。

④文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

●亀山市関宿伝統的建造物群保存地区（重伝建）・関地藏院（重要文化財建造物）

関宿の伝統的建造物群保存地区については、多くの来訪者があるため、保存地区内及び保存地区周辺において交流施設や便益施設を整備する必要がある。

現在、保存地区の北側（保存地区外）に駐車場・便所があり、この周辺に住民と見学者との交流施設を整備する。

また、観光バスの進入経路が町並み保存地区の主要街路と交差しており、歴史的風致を損なうとともに、来訪者の安全・便益上大きな課題となっている。これを早期に解消するため、保存地区周辺における新たな駐車場の整備のため検討を進める。

●野村一里塚（国史跡）

野村一里塚は、重点区域を貫通する主要街路である東海道に直接接して所在しており、周辺の街路への案内板の設置や、路面の美装化などにより街路環境を整備する。

●旧亀山城多門櫓（県史跡）・明治天皇行在所（市建造物）等

旧亀山城内に所在する文化財は、互いに近接しており、歴史的風致形成建造物に指定したうえで、継続して修理等を実施し、一体的な整備を進めていく計画である。これにあわせて、これら歴史的風致形成建造物相互や東海道とを繋ぐ周遊路への案内板の設置や路面の美装化などの街路環境の整備を行う。また、周遊路周辺の歴史的風致を損なっている建造物等について景観上の改善を行う。

●旧館家住宅（市建造物）・加藤家長屋門及び土蔵（市建造物）等

旧館家住宅や加藤家長屋門及び土蔵などは、亀山城下の武家屋敷地区・町人地区（亀山宿）にそれぞれ所在しているが近接しており、歴史的風致形成建造物に指定したうえで、一体的な整備を進めていく計画である。このことから、これら歴史的風致形成建造物相互や東海道とを繋ぐ周遊路への案内板の設置や路面の美装化などの街道環境の整備

を行う。また、周遊路周辺の歴史的風致を損なっている建造物等について景観上の改善を行う。

●街道環境の整備

東海道は、重点区域を貫通する主要街路であり、人々の活動の場となっている。このことから、案内板の設置や路面の美装化などの街道環境の整備を行う。特に鈴鹿峠周辺、坂下宿、太岡寺畷、野村集落については、文化財調査の結果に基づき、重点的・優先的に取り組みを進める。

街道周辺にあり歴史的風致を損なっている公共施設については、計画的に景観上の改善を進める。また、その他の建造物等についても、景観条例に基づく規制等により周辺環境の保全に努める。

⑤文化財の防災に関する具体的な計画

旧館家住宅・旧亀山城多門櫓・鈴鹿峠自然の家など、歴史的風致形成建造物として修理を行う歴史的建造物については、整備とあわせて必要な耐震の措置を施し、防火設備を設置するなど、防災対策の充実と強化を図る。

旧亀山城多門櫓については、石垣上に建造物が存することから、石垣の安全性について地盤工学などの見地からその安全性の確認を行うとともに、3次元測量により定期的な変位測定を行っていく。

鈴鹿峠の峠道などの遺跡についても、崩落危険箇所などがあり、文化財としての価値の所在を早急に明らかにし、防災的な見地から必要な整備方法について検討を行う。

旧館家住宅・加藤家長屋門及び土蔵・旧亀山城多門櫓など、現在内部を非公開としている文化財についても、修理が完了した後は公開施設とする予定であることから、人的災害を防ぎ、また、災害時の避難誘導を迅速に行うなど不特定多数の入場者の安全を確保する意味から、適切な人員の配置を行う。ただし、近接する文化財等については、複数の文化財を一体的に管理するなどの効率的な手法について研究を進めることとする。

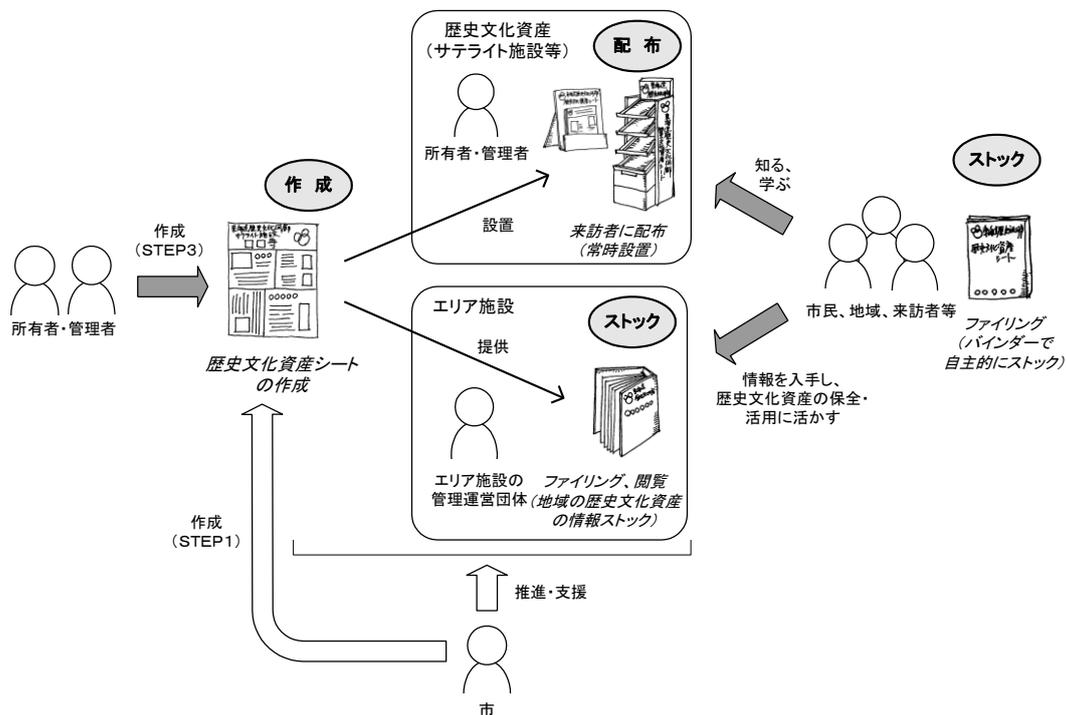


■修理現場公開

⑥文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

文化財の保存および活用の普及・啓発に関しては、案内板・説明版・標柱等の設置や、パンフレット、文化財説明シートの作成・設置などを、重点区域において積極的に展開していく。また、説明版の設置・パンフレットの作成などと連動させ、文化財講座や現地説明会、見学会などを実施する。

また、整備事業過程や整備事業に伴う発掘調査等についても現場公開を実施する。



⑦埋蔵文化財の取り扱いに関する具体的な計画

重点区域内においては、「鈴鹿関跡」「亀山城跡」など面的に広がりを持つ周知の包蔵地があり、また鈴鹿峠などでは街道の道筋を周知の埋蔵文化財包蔵地としている。

「亀山市関宿」(重伝建)及び「関地蔵院」(重要文化財(建造物))周辺は、「鈴鹿関跡」に包含され、開発等に当たっては試掘調査を実施したうえで、必要に応じて発掘調査を実施する。発見された遺構については、現地保存に努める。

東海道は、古代から近世にわたる遺跡であるため、現地踏査や試掘に加え、重点区域に関連する宿場絵図・城下町絵図などの近世の文献史料を活用するなど、各時代に応じた調査を行うとともに、包蔵地として認められる箇所は、随時範囲の拡大や追加指定を行っていく。

重点区域内において、歴史的風致の維持及び向上に必要な整備事業を実施する場合には、発掘調査や史料文献調査などを前提とし、貴重な遺構が発見された場合はこれを保護するとともに、調査結果が整備内容・手法に十分反映されるよう調整・協議を行う。

特に、亀山城関連施設の復原事業にあっては、安易に施設の復原を前提とするのではなく、発掘調査等の結果に基づいて、適切な整備方法を検討することとする。

⑧文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO等各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

無形・無形民俗文化財などの保存会等に対して、保存継承活動への助成、支援を継続して行っていく。また、各団体が行う広報活動・公演活動等についても、情報提供、活動支援を行っていく。

関宿の町並み保存に関連する「NPO東海道関宿（関宿保存会）」「関宿案内ボランティアの会」「関宿「関の山車」保存会」については、すでに広報の発行、イベントの開催、案内業務など、会が主体的な活動を進めており、活動に対する助成、支援に加えて、必要に応じて活動の場の提供、整備などを検討していく。また、3者が連携し活動の効果が高まるよう、相互の連絡調整を行っていく。

来訪者に対する案内活動については、現在、地区ごとに「関宿」「亀山宿」で別個に活動が行われている。重点区域の回遊性を高めていくためには、さらに案内活動の人的・面的な広がりが必要であり、講習会を開催するなどして案内者の育成に市が主体的に関わっていくとともに、受付業務や案内用具の確保など必要な支援を行っていく。なお、亀山商工会議所では、平成19年度から「亀山検定」を実施しており、人材の発掘において連携を図っていく。

文化財周辺や地域において新たな保存団体、愛護団体の設立の動きがある場合は、その設立や活動の進展を支援することとし、必要に応じて市の「市民協働参画推進支援事業補助金」などを活用した財政的な支援も検討する。

文化財に関わる技術者・技能者の組織化や、保存団体等の活動を支援できる団体の育成についても市が主体的に関わっていく。特に、すでに活動を行っている「ふるさと文化資産保全活用研究会」については、文化財保存に関わる技能の習得や講座・講習会の開催など協働で事業の推進にあたることで、その活動を支援していく。

ロ. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

(1) 歴史的風致維持向上施設となりうる施設の整備又は管理に関する基本的な考え方

歴史的風致維持向上施設とは、亀山市固有の歴史的風致を維持及び向上するために必要な公共施設等である。このため、歴史的風致維持向上施設は、以下のような公共施設等とし、適切な整備又は維持管理を行っていくこととする。

① 現存する道路・公園、歴史紹介施設などの公共施設

現在する道路や公園、歴史紹介施設などの公共施設については、その施設や区域の歴史的背景を十分に調査した上で、歴史的風致を維持向上するため形態や意匠に工夫を施すものとする。

特に、歴史的景観に配慮した石張り路面やカラー舗装、街路灯等の美装化箇所は、良好な周辺環境を損なわないよう今後も適切に維持管理していくものとする。

亀山城址を有する亀山公園内においては、石垣等の文化財は教育委員会部局が、周辺は公園部局が維持管理していることから、今後も関連部局が連携し維持管理に努めるものとする。

また、亀山市道路ふれあい月間、市内一斉清掃等の全市的な公共施設の環境活動を継続しつつ、地域の公園等においては、「亀山市公園等環境美化ボランティア推進事業実施要綱」により、市と地域の役割分担や共同による維持管理を進めるものとする。

② 歴史的風致を維持向上するために、新たに整備する道路・公園などの公共施設

亀山固有の歴史的風致を維持向上するために、新たに整備する必要のある道路・公園等については、歴史的背景を十分に調査した上で、必要に応じて学識経験者や市民による検討会や懇話会を開催し、歴史的風致を維持向上するため形態や意匠に工夫を施すものとする。

③ 歴史上存在した京口門や城門・櫓などの歴史的風致を形成する施設

歴史上存在したもので、過去において亀山固有の歴史的風致を形成していた建造物等においては、発掘調査や史料文献調査などを行った上で、亀山固有の歴史的風致の維持及び向上のために必要と認められるものについては、復原または案内板等を設置するなどして、歴史的風致の維持及び向上に努める。復原した建造物等については、公開・活用を行っていくこととし、維持管理においては、それぞれの状況に応じて、文化財部局と公園・道路部局等が連携し適切な役割分担のもと維持管理を行うこととする。

(2) 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

① 都市公園の維持及び整備に関する事業

周知の埋蔵文化財包蔵地
遺跡名称

<p>事業の名称</p>	<p>1 亀山城跡を含む亀山公園及び周辺の歴史的環境整備事業</p>	
<p>整備主体</p>	<p>亀山市</p>	
<p>活用する国の支援事業の名称</p>	<p>歴史的環境形成総合支援事業</p>	
<p>事業期間</p>	<p>平成 20～22 年度</p>	
<p>事業箇所及び区域</p>	<p>本丸町</p>	
<p>事業の概要</p>	<p>旧亀山城址外堀の一部であり都市公園内にある公園池の外周囲路の修景・美装化を行う。また、それに伴う埋蔵文化財調査を先立って行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="499 869 1358 1305">  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div data-bbox="507 1361 895 1671">  <p>■ニ之丸帯曲輪の復原状況</p> </div> <div data-bbox="911 1346 1278 1671">  <p>■「板倉時代亀山城下絵図」</p> </div> </div>	
<p>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</p>	<p>亀山公園は亀山城郭の一部で、亀山宿・亀山城を中心とした地域の歴史的風致を形成する重要な要素のひとつである。しかし、歴史的な区域としての整備は十分に行われていない。当事業により亀山公園へのアクセス路や周遊路を確保することにより、建造物等の景観上の改善が果たされるとともに、歴史的風致形成建造物として指定予定の、旧亀山城多門櫓・明治天皇行在所・大久保神官家棟門・亀山演武場・二ノ丸帯曲輪の活用を促進することができる。</p>	

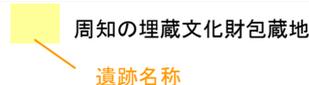
周知の埋蔵文化財包蔵地
 遺跡名称

②道路の整備に関する事業

<p>事業の名称</p>	<p>2-1</p>	<p>東海道街道環境整備事業（鈴鹿峠）</p>	
<p>整備主体</p>	<p>亀山市</p>		
<p>活用する国の支援事業の名称</p>	<p>社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）</p>		
<p>事業期間</p>	<p>平成27年度～平成32年度</p>		
<p>事業箇所及び区域</p>	<p>市内の東海道整備箇所（延長約4km）のうち鈴鹿峠</p>		
<p>事業の概要</p>	<p>東海道上の鈴鹿峠において、峠の茶屋跡・峠道など関連する遺跡を保存整備するとともに、案内標識・ベンチ・東屋等を設置して街道環境を整備する。</p> <p>■鈴鹿峠の峠道（落石危険箇所）</p> <p>■「東海道絵図」（部分）（亀山市歴史博物館蔵加藤家文書）</p>		
<p>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</p>	<p>東海道は重点区域として物理的な基軸をなす根幹的なものである。この坂下宿から鈴鹿峠に至る峠道は当事業により遺跡を整備することで、歴史的風致維持向上施設（街道）の景観上の改善が果たされ、また、鈴鹿馬子唄の舞台となっている良好な街道環境を維持することができる。</p>		

周知の埋蔵文化財包蔵地
 遺跡名称

事業の名称	2-2	東海道街道環境整備事業（坂下宿）	
整備主体	亀山市		
活用する国の支援事業の名称	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）		
事業期間	平成 27 年度～平成 32 年度		
事業箇所及び区域	市内の東海道整備箇所（延長約 4km）のうち坂下宿		
事業の概要	<p>東海道上の坂下宿において、路面の美装化、案内標識・ベンチ・東屋を設置して街道環境を整備する。</p> <p>■坂下宿中心部の現況</p>		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>坂下宿の街道環境は、坂下獅子舞などの活動が行われる場であり、坂下宿から鈴鹿峠に至る地域の歴史的風致を形成する重要な要素である。当事業により、歴史的風致を損なっている歴史的風致維持向上施設（街道）の景観上の改善が果たされるとともに、獅子舞の舞台となる良好な街道環境を向上させることができる。</p>		



<p>事業の名称</p>	<p>2-3</p>	<p>東海道街道環境整備事業（太岡寺囃）</p>	
<p>整備主体</p>	<p>亀山市</p>		
<p>活用する国の支援事業の名称</p>	<p>社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）</p>		
<p>事業期間</p>	<p>平成 26～32 年度</p>		
<p>事業箇所及び区域</p>	<p>市内の東海道整備箇所（延長約 4km）のうち太岡寺囃</p>		
<p>事業の概要</p>	<p>東海道上の太岡寺囃において、路面を美装化するとともに、案内標識・ベンチ・東屋・植栽を設置し、街道環境を整備する。</p>  <p>■太岡寺囃の現況</p>		
<p>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</p>	<p>太岡寺囃の街道環境は、布気獅子舞などの人々の活動の場であり、東海道野村集落周辺の歴史的風致を形成する重要な要素である。当事業により、歴史的風致を損なっている歴史的風致維持向上施設（街道）の景観上の改善が果たされるとともに布気獅子舞の舞台となる良好な街道環境を向上させることができる。</p>		

周知の埋蔵文化財包蔵地
 遺跡名称

<p>事業の名称</p>	<p>2-4</p>	<p>東海道街道環境整備事業（野村集落～野村一里塚）</p>	
<p>整備主体</p>	<p>亀山市</p>		
<p>活用する国の支援事業の名称</p>	<p>社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）</p>		
<p>事業期間</p>	<p>平成 26～32 年度</p>		
<p>事業箇所及び区域</p>	<p>市内の東海道整備箇所（延長約 4km）のうち野村集落</p>		
<p>事業の概要</p>	<p>東海道上の野村集落において路面を美装化するとともに、案内標識・ベンチ・東屋を設置し街道環境を整備する。</p> <p>■野村一里塚（国史跡）及び周辺の現況</p>		
<p>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</p>	<p>野村集落の街道環境は、布気獅子舞・傘鉾などの人々の活動の場であり、東海道野村集落周辺の歴史的風致を形成する重要な要素である。当事業により、歴史的風致を損なっている歴史的風致維持向上施設（街道）の景観上の改善が果たされるとともに、国史跡「野村一里塚」や、街道周辺の歴史的建造物等の活用を促進することができる。</p>		

周知の埋蔵文化財包蔵地
 遺跡名称

③その他歴史的風致維持向上に資する歴史的建造物の保存・復原に関する事業

事業の名称	3	鈴鹿峠自然の家改装事業	
整備主体	亀山市		
活用する国の支援事業の名称	歴史的環境形成総合支援事業		
事業期間	平成 21 年度		
事業箇所及び区域	関町沓掛		
事業の概要	<p>「鈴鹿峠自然の家」(国登録有形文化財、歴史的風致形成建造物指定予定)の耐震補強及び外壁の修理・復原を行う。</p> <div style="text-align: center;">  <p>■鈴鹿峠自然の家(国登録有形文化財) 下写真はその玄関部</p> <div style="display: flex; align-items: flex-start;"> <div style="width: 150px;">  </div> <div style="margin-left: 10px;"> <p>○鈴鹿峠自然の家</p> <p>鈴鹿峠の「三子山」を背景として建つ洋風意匠の校舎は、地域のシンボリック存在である。</p> <p>「鈴鹿馬子唄」(市無形民俗文化財)の伝承活動に使用されている。</p> </div> </div> </div>		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>鈴鹿峠自然の家は、鈴鹿馬子唄を伝承する人々の活動の場であり、坂下宿から鈴鹿峠に至る地域の歴史的風致を形成する重要な要素である。</p> <p>当事業によりその保存が図られるとともに地域の誇りを育み、景観上の改善や活用の促進が図られる。</p>		

周知の埋蔵文化財包蔵地
 遺跡名称

<p>事業の名称</p>	<p>4</p>	<p>「関の山車」会館整備事業</p>	
<p>整備主体</p>	<p>亀山市</p>		
<p>活用する国の支援事業の名称</p>	<p>社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）</p>		
<p>事業期間</p>	<p>平成 28～30 年度</p>		
<p>事業箇所及び区域</p>	<p>関町</p>		
<p>事業の概要</p>	<p>文化財としての山車を保管するとともに、見送り幕等の関連品や資料の保管、学習・展示、地元保存会や住民の寄り合いや山車の保存・伝承活動を行うため、「関の山車」会館を整備する。</p> <p>■関の山車の祭り</p> <p>「関の山車」会館整備事業と関連して、会館を公開する、パンフレットの作成、普及啓発イベントの開催などを実施し、施設活用を進めるとともに、東海道を核とした亀山市の歴史的風致についての市民の理解・関心を高める。</p>		
<p>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</p>	<p>関の山車は、関宿の歴史的風致を形成する重要な人々の活動であり、その保存伝承施設を整備することにより、末永く活動や山車等を存続させることができ、地域の誇りを育むことができる。</p> <p>また、「関の山車」会館整備予定地は、重要伝統的建造物群保存地区内のメイン道路である旧東海道に面しており、保存地区の活用を促進することができる。</p>		

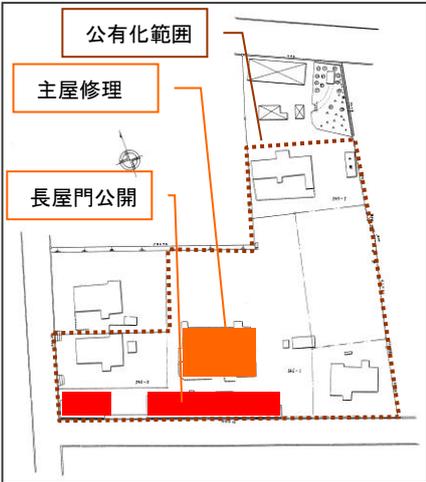
周知の埋蔵文化財包蔵地
 遺跡名称

<p>事業の名称</p>	<p>5</p>	<p>関宿周辺環境整備事業</p>	
<p>整備主体</p>	<p>亀山市</p>		
<p>活用する国の支援事業の名称</p>	<p>歴史的環境形成総合支援事業</p>		
<p>事業期間</p>	<p>平成 20 年度</p>		
<p>事業箇所及び区域</p>	<p>関町</p>		
<p>事業の概要</p>	<p>「旧木村邸」（歴史的風致形成建造物指定予定）を関宿散策者の休養・案内施設として整備する。</p> <p>■旧木村邸配置図</p> <p>■旧木村邸外観</p>		
<p>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</p>	<p>旧木村邸は関宿周辺部における農村部の建築形式を伝える建造物であり、関宿周辺の歴史的風致を形成する重要な要素として、歴史的風致形成建造物の指定を予定している。隣接して関宿見学者駐車場、便益施設等があり、旧木村邸周辺を休養・休憩施設等として整備することにより、地域住民との交流や見学者等の利便性が高まり、歴史的風致形成建造物の活用が促進される。</p>		

周知の埋蔵文化財包蔵地
 遺跡名称

<p>事業の名称</p>	<p>6 旧亀山城多門櫓保存整備事業</p>	
<p>整備主体</p>	<p>亀山市</p>	
<p>活用する国の支援事業の名称</p>	<p>歴史的環境形成総合支援事業</p>	
<p>事業期間</p>	<p>平成 21～25 年度</p>	
<p>事業箇所及び区域</p>	<p>本丸町</p>	
<p>事業の概要</p>	<p>「旧亀山城多門櫓」(歴史的風致形成建造物指定予定)の保存修理を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="491 734 1008 1160"> </div> <div data-bbox="1018 734 1305 952"> </div> </div> <p>○旧亀山城多門櫓 (三重県指定史跡) 旧亀山城多門櫓は、旧亀山城本丸に設けられた櫓のひとつで、県内では唯一現存する城郭遺構である。</p> <div style="display: flex; justify-content: center; margin-top: 20px;"> </div> <p>■「板倉時代亀山城下絵図」</p>	
<p>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</p>	<p>亀山城多門櫓は、亀山宿・亀山城を中心とした地域の歴史的風致を形成する特に重要な要素のひとつで、歴史的風致形成建造物として指定を予定している。当事業により、その保存が図られ地域の誇りを育むとともに、常時公開できることで一層の活用を促進することができる。</p> <p>また、周辺には歴史的風致形成建造物として指定を予定している明治天皇行在所・大久保神官家棟門・二ノ丸帯曲輪などの歴史的建造物等があり、これらと一体となって城跡周辺の良い景観を飛躍的に向上させることができる。</p>	

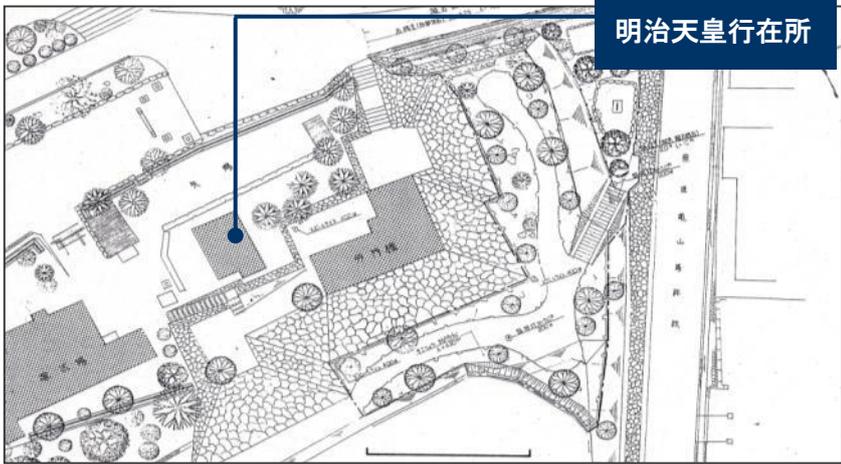
周知の埋蔵文化財包蔵地
 遺跡名称

<p>事業の名称</p>	<p>7 加藤家屋敷保存整備事業</p>	
<p>整備主体</p>	<p>亀山市</p>	
<p>活用する国の支援事業の名称</p>	<p>歴史的環境形成総合支援事業 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）</p>	
<p>事業期間</p>	<p>平成 20～26 年度</p>	
<p>事業箇所及び区域</p>	<p>西丸町</p>	
<p>事業の概要</p>	<p>「加藤家長屋門及び土蔵」（市指定有形文化財建造物、歴史的風致形成建造物指定予定）、「加藤家主屋」（歴史的風致形成建造物指定予定）の土地の公有化を図るとともに、保存修理を行う。</p> <p>公開時には、パンフレットの作成、普及啓発イベントの開催などを実施する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>■加藤家長屋門及び土蔵</p> <p>○加藤家屋敷</p> <p>加藤家は、亀山藩主石川家の家老職を代々つとめた家で、亀山城下の武家地に屋敷を構える。</p> <p>屋敷内には、現在でも主屋、長屋門及び土蔵が残り、すでに長屋門及び土蔵については市有形文化財として指定し、修理等を終えている。なお、亀山藩主石川家家老加藤家屋敷跡を市史跡として指定している。</p>	
<p>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</p>	<p>加藤家長屋門及び土蔵は、亀山城下町において、屋敷・建造物が一体となって保存されている唯一の武家屋敷であり、亀山宿・亀山城を中心とした地域の歴史的風致を形成する特に重要な要素のひとつで、歴史的風致形成建造物として指定を予定している。当事業により、その保存が図られ地域の誇りを育むとともに、屋敷全体を公開することで一層の活用を促進することができる。</p> <p>また、周辺には歴史的風致形成建造物として指定を予定している亀山城多門櫓・旧館家住宅などの歴史的建造物等があり、これらと一体となって周辺の歴史的な景観を形成することができる。</p>	

周知の埋蔵文化財包蔵地
 遺跡名称

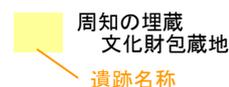
事業の名称	8	旧館家住宅保存整備事業	
整備主体	亀山市		
活用する国の支援事業の名称	歴史的環境形成総合支援事業		
事業期間	平成 20～21 年度		
事業箇所及び区域	西町		
事業の概要	<p>「旧館家住宅」（歴史的風致形成建造物指定予定）の保存修理（耐震化を含む）を行う。平成 21 年度からの公開時には、パンフレットの作成、普及啓発イベントの開催などを実施する。</p> <p>○旧館家住宅</p> <p>旧館家は亀山宿を代表する商家で、建造物は明治 5 年に建築された。</p> <p>平成 19 年に市文化財に指定するとともに、文化財調査を実施し、公開のための改修設計を行った。平成 20 年度において、部分改修工事を実施し、平成 21 年度公開予定。</p> <p>■旧館家住宅 外観</p>		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>旧館家住宅は、亀山宿を代表する商家として地域の歴史的風致を形成する特に重要な要素のひとつで、歴史的風致形成建造物として指定を予定している。当事業により、その保存が図られ地域の誇りを育むとともに、活用を促進することができる。</p> <p>また、周辺には歴史的風致形成建造物として指定を予定している加藤家長屋門及び土蔵・亀山城多門櫓などの歴史的建造物等があり、これらと一体となって街道筋の良好な景観に寄与することができる。</p>		

周知の埋蔵文化財包蔵地
遺跡名称

<p>事業の名称</p>	<p>9 明治天皇行在所保存整備事業</p>	
<p>整備主体</p>	<p>亀山市</p>	
<p>活用する国の支援事業の名称</p>	<p>社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）</p>	
<p>事業期間</p>	<p>平成 24～32 年度</p>	
<p>事業箇所及び区域</p>	<p>本丸町</p>	
<p>事業の概要</p>	<p>「明治天皇行在所」（歴史的風致形成建造物指定予定）を復原・修理（耐震化を含む）する。当該建造物については、数度の移築がされた経緯、「心形刀流」の伝承活動に使用されている点、周辺の文化財及び回遊路などの整備状況を考慮して、保存・活用に適した場所への移築を検討する。</p> <div data-bbox="512 808 1353 1272">  </div> <div data-bbox="512 1279 911 1585">  <p>明治天皇行在所 外観</p> </div> <div data-bbox="927 1279 1353 1563"> <p>○明治天皇行在所</p> <p>明治天皇行在所は、明治 13 年、明治天皇が三重県内を巡行された折の行在所。数度の移築を経て現在、亀山公園内にある。隣接する文化財等、周辺の樹木などに隠れ、必ずしも良好な環境にない。</p> </div>	
<p>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</p>	<p>明治天皇行在所は、亀山城内に位置し、周辺の城跡関連の建築物等と景観的な一体感を有することから歴史的風致を形成する特に重要な要素のひとつとして、歴史的風致形成建造物として指定を予定している。</p> <p>当事業により、その保存が図られ地域の誇りを育むとともに、活用を促進することができる。また、周辺には祭礼が行われる亀山神社があり、この神社の参道に面していることから、参道空間と一体となり良好な環境整備に寄与することができる。</p>	

周知の埋蔵文化財包蔵地
 遺跡名称

<p>事業の名称</p>	<p>10</p>	<p>大久保神官家棟門保存整備事業</p>	
<p>整備主体</p>	<p>亀山市</p>		
<p>活用する国の支援事業の名称</p>	<p>社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）</p>		
<p>事業期間</p>	<p>平成 24 年度</p>		
<p>事業箇所及び区域</p>	<p>本丸町</p>		
<p>事業の概要</p>	<p>「大久保神官家棟門」（歴史的風致形成建造物指定予定）を復原・修理（耐震化を含む）する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: right;">大久保神官家棟門</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p>○大久保神官家棟門</p> <p>大久保神官家棟門は、東海道沿いの旧社「忍山神社」の神官大久保家の門で、現在は、「亀山藩御流儀心形刀流武芸形」（三重県指定無形文化財）の保存伝承施設である道場「亀山演武場」（歴史的風致形成建造物指定予定）の表門として使用されている。</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>■大久保神官家棟門 外観</p> </div>		
<p>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</p>	<p>大久保神官家棟門は、亀山藩御流儀心形刀流武芸形に関する人々活動の場となっており、亀山宿・亀山城を中心とした地域の歴史的風致を形成する特に重要な要素のひとつで、歴史的風致形成建造物として指定を予定している。</p> <p>当事業により、その保存が図られ地域の誇りを育むことができる。また、周辺には祭礼が行われる亀山神社があり、この神社の参道に面していることから、参道空間と一体となり良好な環境整備に寄与することができる。</p>		



<p>事業の名称</p>	<p>11</p>	<p>亀山城関連施設復原事業</p>	
<p>整備主体</p>	<p>亀山市</p>		
<p>活用する国の支援事業の名称</p>	<p>・歴史的環境形成総合支援事業（平成 21 年度～平成 22 年度）・社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）（平成 23 年度～</p>		
<p>事業期間</p>	<p>平成 21～32 年度</p>		
<p>事業箇所及び区域</p>	<p>本丸町、西丸町他</p>		
<p>事業の概要</p>	<p>旧亀山城内（亀山公園）、及び東海上の、亀山城に関連する「亀山城本丸三重櫓」、「京口門」、「外堀」（歴史的風致形成建造物指定予定）等について、文化財調査に基づき復原・遺構復原展示を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="501 801 954 1077"> <p>■京口門と京口坂（古写真）</p> </div> <div data-bbox="959 801 1347 1077"> <p>■京口門周辺の現況</p> </div> </div> <p>○亀山城 京口門跡 亀山城京口門は、亀山城の西の入り口に当たり、東海上にあった。安藤広重の「東海道五十三次」浮世絵に描かれた亀山宿の風景は（「雪晴」）は、雪の日に京口門に向かう坂道を登る大名行列を描いたものである。 現在櫓などは取り壊されており、坂の部分には樹木が生い茂っており、さらに隣接して道路橋がかけられている。 今後、京口門周辺の坂道などを、東海道に関連する周遊路として整備するとともに、周辺の街路の美装化等を進める。</p> <div data-bbox="491 1361 810 1608"> </div> <p>○亀山城二ノ丸帯曲輪 亀山城二ノ丸帯曲輪は、隣接する亀山西小学校改築に伴う発掘調査により、その遺構が確認され、土居及び土塀の一部が復原された。しかし、残る土塀・埋門については、遺構を保存し、建造物の復原を行っておらず、今後実施していく。</p>		
<p>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</p>	<p>亀山城関連施設は、亀山城の中核となっていた櫓や、亀山城下町を区切っていた門・堀などである。その多くは取り壊されてしまい、長い年月を経て、地域の歴史的風致を著しく損なっている。 これらの建築群を復原・遺構復原展示することにより、地域の誇りを育むことができるとともに、歴史的亀山宿・亀山城を中心とした地域の歴史的風致を景観的に改善することができる。 また、亀山宿・亀山城の区域を明確化することで、散策の目標点となって回遊性を高め、活用を促進することができる。</p>		

事業の名称	12	歴史的風致形成建造物修理事業
整備主体	亀山市	
活用する国の支援事業の名称	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）	
事業期間	平成 26～32 年度	
事業箇所及び区域	重点区域内	
事業の概要	民間所有の歴史的風致形成建造物に指定した建造物について、その修理に対し補助金を交付する。	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	老朽化が激しい民間所有の歴史的風致形成建造物の修理を支援することにより、その保存を図るとともに、活用を促進する。	

周知の埋蔵文化財包蔵地
 遺跡名称

<p>事業の名称</p>	<p>13 旧田中家住宅保存整備事業</p>	
<p>整備主体</p>	<p>亀山市</p>	
<p>活用する国の支援事業の名称</p>	<p>社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業)</p>	
<p>事業期間</p>	<p>平成 31～32 年度</p>	
<p>事業箇所及び区域</p>	<p>関町</p>	
<p>事業の概要</p>	<p>「旧田中家住宅」(歴史的風致形成建造物指定予定)を公開施設として整備する。</p> <p>■旧田中家住宅配置図</p> <p>■旧田中家住宅(正面外観) ■旧田中家住宅(文庫蔵・土蔵)</p>	
<p>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</p>	<p>旧田中家住宅は関町新所地区に位置しており、屋敷内には主屋・離れ座敷のほか、土蔵・文庫蔵・長屋門等がある。主屋・離れ座敷は重要伝統的建造物群保存地区の街道に面しており、屋敷の構成が全体として良好に残されている。関宿の歴史的風致を形成する重要な要素として、土蔵・文庫蔵を歴史的風致形成建造物の指定予定としている。公開施設として整備することにより、関宿における西の回遊性を高めることが期待される。</p>	

(3) 歴史的風致の維持向上に資するソフト事業

亀山の歴史的風致を維持向上させるには、ハード事業及び歴史的建造物の活用のほかに、地域住民の歴史的風致に対する熱意を高め、地域特性を活かしたまちづくりや市民活動が展開できるよう、下記のソフト事業を実施する。

事業の名称	1	東海道関宿街道まつり
整備主体	東海道関宿街道まつり実行委員会	
活用する国の支援事業の名称	市単独事業	
事業期間	昭和 61 年度～	
事業箇所及び区域	旧東海道関宿の街道一帯	
事業の概要	<p>「関の山車」巡行。お囃子の発表。引き回しへの一般市民の参加。</p> <p>□東海道関宿街道まつり</p>	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	「関の山車」の巡行技術・お囃子の発表により、新たな担い手の育成が図られる。	
事業の名称	2	玉屋宿泊体験
整備主体	亀山市子ども会育成者連絡協議会	
活用する国の支援事業の名称	市単独事業	
事業期間	平成 9 年～	
事業箇所及び区域	関宿・関宿旅籠玉屋歴史資料館	
事業の概要	<p>重要伝統的建造物群保存地区・関宿内にある関宿旅籠玉屋歴史資料館（市指定文化財建造物）において、小学校高学年を対象とした宿泊体験学習会</p> <p>□かまど体験 □宿泊体験記念写真（玉屋前で）</p>	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	文化財指定建造物の当初の用途（旅籠）を基本とした再現型の活用事業である。関宿における伝統的な建造物の価値や、住まい方を体験から学ぶとともに、次代の担い手の育成を図ることができる。	

事業の名称	3	亀山市納涼大会（葛葉太鼓、灯おどり）
整備主体	亀山市納涼大会実行委員会	
活用する国の支援事業の名称	市単独事業	
事業期間	平成4年度～	
事業箇所及び区域	亀山公園野外ステージ他	
事業の概要	<p>伝統文化の発表</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>□「灯踊り」（灯おどり保存会）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>□「葛葉太鼓」（葛葉太鼓保存会）</p> </div> </div>	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>各種地域伝統芸能（葛葉太鼓、亀山音頭、関ふれあい音頭、灯おどり等）の発表により、担い手の育成が図られ、各種保存会の活性化につながる。</p>	

事業の名称	4	亀山薪能
整備主体	亀山市	
活用する国の支援事業の名称	市単独事業	
事業期間	平成17年度～（隔年）	
事業箇所及び区域	亀山城跡	
事業の概要	<p>亀山城多門櫓（県指定史跡）を背景とした薪能の開催。</p> <div style="text-align: center;">  <p>□亀山城多門櫓を背景とした薪能</p> </div>	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>「旧亀山城多門櫓」を舞台の背景とすることにより、歴史的風致形成建造物の活用を促進できる。</p>	

事業の名称	5 無形文化財・無形民俗文化財記録作成事業
整備主体	亀山市
活用する国の支援事業の名称	市単独事業
事業期間	平成 20～24 年度
事業箇所及び区域	市内各地
事業の概要	<p>市内の無形文化財・無形民俗文化財の映像記録を作成し、保護伝承に役立てる。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>□撮影風景</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>□加太かんこ踊り</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>無形文化財・無形民俗文化財は、後継者の不足に直面しており、現状で記録を残しておくことは、緊急の課題である。</p> <p>記録作成が、地元の伝承へかける意識を高めるとともに、後継者の育成に大きな役割を果たすことができる。</p>

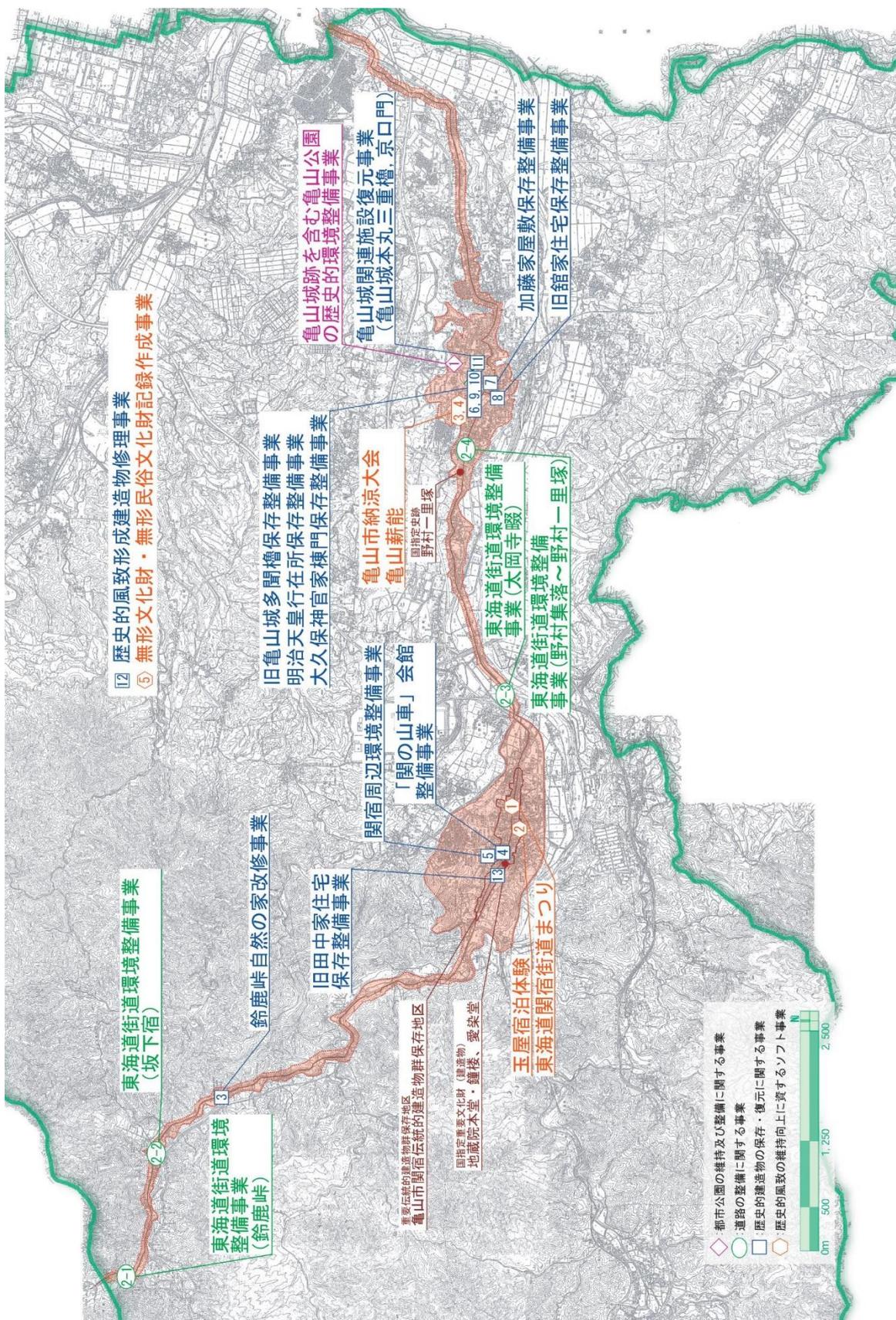


图 4-5 事業位置图

5. 歴史的風致形成建造物の指定の方針

(1) 歴史的風致形成建造物の指定における基本的な考え方

亀山市では、これまで歴史的建造物などについては、その状態などを調査し、歴史的価値に応じて市の文化財保護条例に基づく指定を行い、その保存及び活用を行ってきた。また、三重県の指定を受ける歴史的建造物も現に存する。

今後においても亀山固有の歴史的風致の維持及び向上を図っていくために、重点区域内において、歴史的風致を形成する上で重要な構成要素である歴史的建造物について、歴史・伝統を反映した人々の活動との関連性をふまえて、「歴史的風致形成建造物」として指定するものとする。

亀山市関宿伝統的建造物群保存地区及びその周辺においては、伊勢講・観音講・関地蔵院への信仰などに関わる工作物等、及び関宿における商業活動に農産物を供給した農村における歴史上の価値を有する民家等を、その他の各宿場及び東海道の沿道においては、民俗行事等の舞台となって町並みを形成している町家・農家、及び寺院・神社建築を、亀山城下町においては武家住宅などを対象とする。また、上記に関連する石造物、橋梁・門及び土塀等の工作物も対象とする。

歴史的風致形成建造物の指定においては、下記のいずれかに該当するものとする。

- ① 意匠、技術が優れているもの
- ② 歴史性、地方性、希少性の観点から価値が高く、保全が必要なもの
- ③ 外観が景観上の特色を有するもので、重点区域の歴史的風致の維持・向上のために必要なもの。

なお、民間が所有・管理するものにあつては、今後、当該建造物の適切な維持管理が見込まれ、一般公開等が継続して行われることを条件とする。

(2) 歴史的風致形成建造物の指定の方針

亀山市における歴史的風致形成建造物の指定条件を以下に示す。

- ① 国登録有形文化財建造物、及び県・市指定有形文化財建造物等
- ② 現に指定等がされていない歴史的建造物
- ③ 過去において区域の歴史的風致を形成していた歴史的建造物

① 国登録有形文化財建造物、及び県・市指定文化財建造物等

国登録有形文化財、県・市指定有形文化財（建造物）及び県・市指定文化財（史跡）を構成する建造物等、伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物（重要伝統的建造物群保存地区内を除く）など、文化財としての価値に基づき指定等がすでに行われている建造物等のうち、本計画に記載する重点区域内に位置してその歴史的風致を形成し、また

はその歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められるものを、歴史的風致形成建造物として指定するものとする。

②現に指定等がされていない歴史的建造物

現に指定等がされていない歴史的建造物については、文化財的調査を実施してその歴史上、文化上の価値が認められたもののうち、本計画に記載する重点区域内に位置してその歴史的風致を形成し、またはその歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められるものを、歴史的風致形成建造物として指定するものとする。

亀山市景観計画では、景観重要建造物、景観重要公共施設の特定を行っていく予定である。景観重要建造物・景観重要公共施設については、景観計画策定に伴う調査に加えて適宜文化財的調査等を実施してその価値を明らかにするとともに、区域内において重点的に指定を進めることとする。同時に、歴史的風致との関連性が明らかなものについては、歴史的風致形成建造物として指定するものとする。

③過去において区域の歴史的風致を形成していた歴史的建造物

重点区域内で、過去において区域の歴史的風致を形成していた建造物等のうち、これを復原し、かつ公開することが、区域の歴史的風致の維持及び向上のために特に必要と認められる場合は、これを復原した上で歴史的風致形成建造物として指定し、公開・活用を行うこととする。

ただし、復原・公開・活用に当たっては、復原場所の発掘調査や、その建造物に関する学術的な調査・研究に基づき、区域の歴史的風致が正しく引き継がれるよう特に留意する。



図5-1 歴史的風致形成建造物（指定予定）位置図（鈴鹿峠・坂下宿周辺）

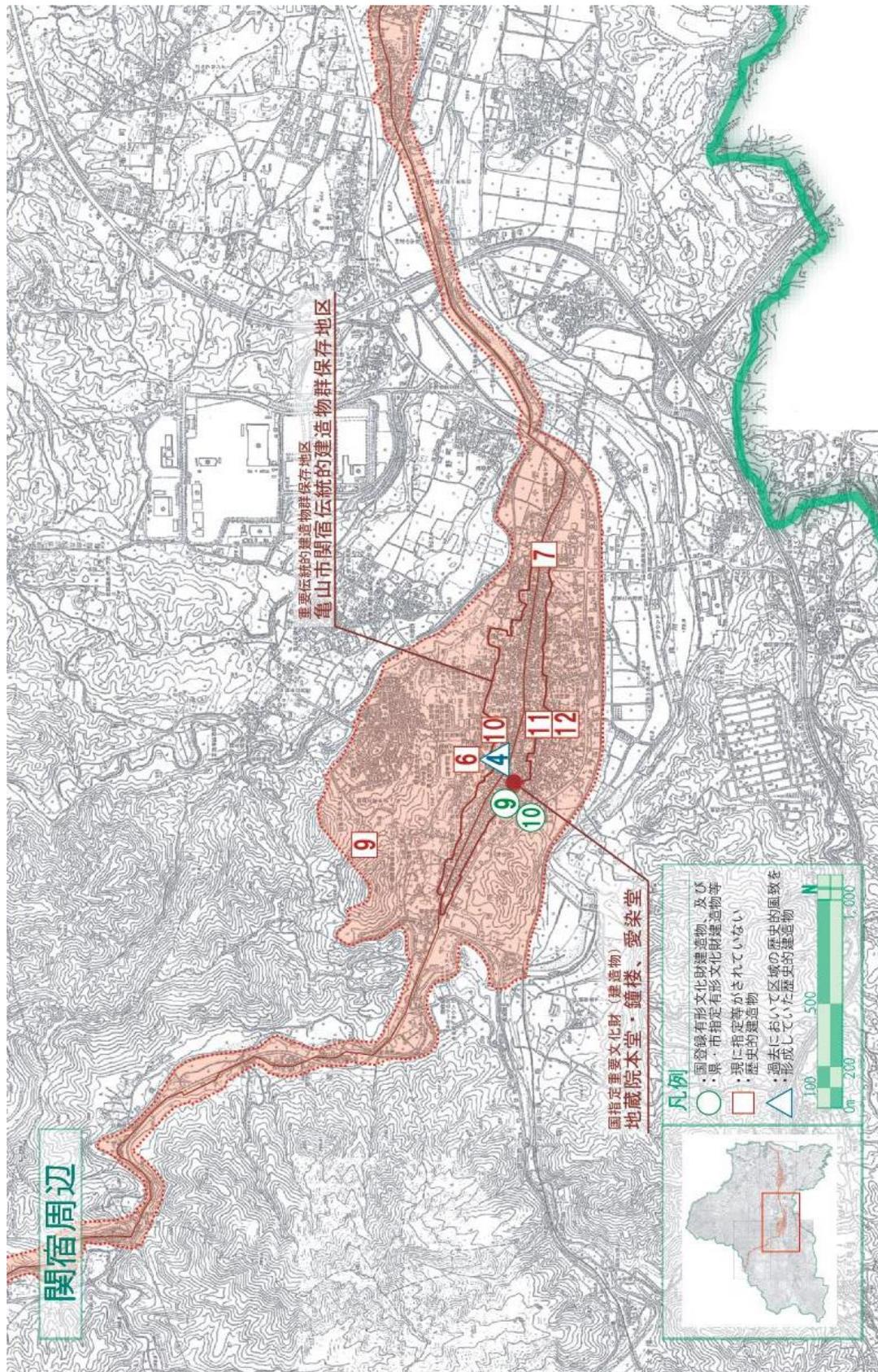


图 5-2 歴史的風致形成建造物（指定予定）位置図（関宿周辺）

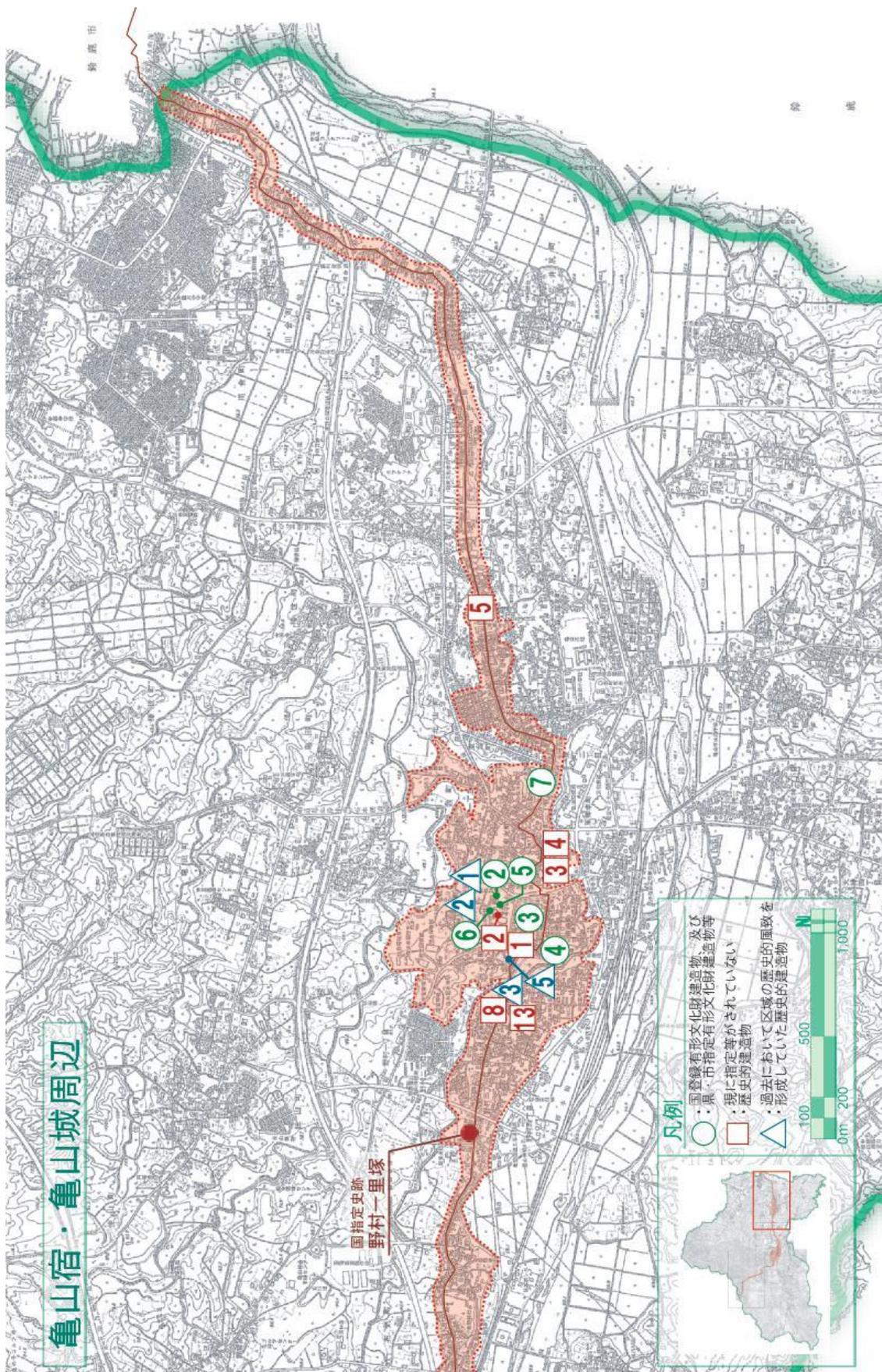


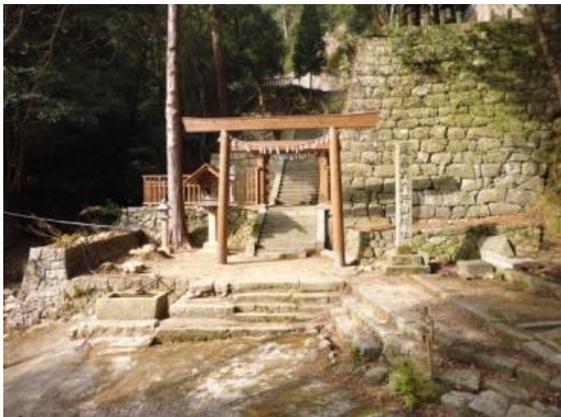
図5-3 歴史的风致形成建造物（指定予定）位置図（龜山宿・龜山城周辺）

□歴史的風致形成建造物（指定予定）の概要

（１）国登録有形文化財建造物、及び県・市指定有形文化財建造物等		
名称	建築年代	建築物の概要
1. 鈴鹿峠自然の家	昭和 13 年	<p>昭和 13 年「坂下尋常高等小学校」として建築された。坂下地域で建築された最初の小学校建築である。建物は、木造平屋建、切妻造平入、瓦葺で、外観はペンキ塗りの洋風下見板張りである。建物中央に切妻妻入形式の玄関が付けられている。</p> <p>昭和 54 年に廃校となってからは、地域の集会施設や、青少年研修センターとして活用され、校庭では地区のまちづくりに関連する行事などが現在でも行われている。また、鈴鹿峠を越える馬子たちが謡ったとされる「鈴鹿馬子唄」の伝承活動にも活用されている。</p> <p>校庭から校舎を見ると、鈴鹿峠の三子山が背景となる。地域住民のほとんどは「坂下小学校」の出身者であり、同校でのさまざまな体験・交流を通して、地域のまとまりのシンボリックな存在である。</p>
所在地	文化財指定	
関町沓掛	登録有形文化財 (H16.6.7)	
歴史的風致形成建造物指定		
平成 21 年 9 月 16 日		
		
名称	建築年代	建築物の概要
2. 旧亀山城多門櫓	江戸時代	<p>亀山城は、天正 18 年（1590）岡本良勝が亀山城主となり築かれた。多門櫓は、東西 8 間・南北 6 間、建坪 32 坪の木造平屋建、入母屋造棧瓦葺である。建築年代は不詳であるが、江戸時代中期にさかのぼると考えられ、三重県下では唯一現存する城郭建築物である。明治時代には、失業士族の木綿段通織授産場として使用されたため破却を免れた。石垣は高さ 14.5m あり、野面積みで、隅部には算木積を用いており、天正期にさかのぼると考えられる。亀山城は、伊勢亀山藩の藩政の中心であったが、東海道が城内を通過することもあって、旅人の関心を集めた。歌川広重に描かれた東海道 53 次の浮世絵では、亀山宿に関しては、城が描かれることが多い。また、東海道を旅したシーボルト等の紀行文にも、亀山城の美しい姿が述べられている。志賀直哉の小説『暗夜行路』では、主人公が自らのルーツを求めて、亀山城周辺を探訪する姿が叙述されている。このように、亀山を象徴する歴史的風致の核である。</p>
所在地	文化財指定	
本丸町	県指定史跡 (S28.5.7)	
歴史的風致形成建造物指定		
平成 21 年 11 月 20 日		
		

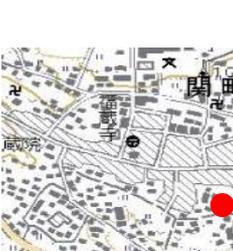
名称	建築年代	建築物の概要
3. 加藤家長屋門及び土蔵	江戸時代	<p>亀山藩主石川家家老加藤家の屋敷にある長屋門及び土蔵である。建築年代は不詳であるが、江戸時代中期にさかのぼると考えられる。平成3年復原(幕末)済み。長屋門は木造平屋建、入母屋造棧瓦葺の塗屋造りで、正面左寄りに入口を設けている。内部は、「男部屋」「若党部屋」「物見部屋」「厩」の4室からなる。加藤家屋敷のある場所は、南三ノ丸に当たり、亀山藩の重臣の屋敷が配置されていた。文化9年(1812)には、二ノ丸藩主御殿の焼失により、仮御殿として使用された。</p> <p>亀山城周辺の武家屋敷としては唯一現存するものであり、城下町の構造、武家の生活文化を伝える貴重な存在である。</p>
所在地	文化財指定	
西丸町	市指定(建造物) (S25.12.1)	
歴史的風致形成建造物指定		
平成21年9月16日		
		
名称	建築年代	建築物の概要
4. 旧館家住宅	明治6年	<p>亀山宿西町に所在する、明治6年(1873)建築の東海道亀山宿を代表する町家建築のひとつ。</p> <p>街道に面して主屋・土蔵を並べて配置し、屋敷内の残地には庭園が整備されている。主屋は、木造一部二階建、切妻造平入棧瓦葺である。外観・内観ともによく整備されている。</p> <p>亀山宿の町家建築は、関宿のそれと比較して、規模が大きく、意匠的に優れているものが多い。これは、宿としての活動が活発な関宿においては、宿機能を支えるため主に旅籠として使われることが多かったのに比べ、亀山宿では城下町の商家として富の蓄積が進んだためと考えられる。東海道沿い市内3宿の宿場町としての性格の違い、ひいては生活文化の差異を示す好例である。</p>
所在地	文化財指定	
西町	市指定(建造物) (H19.8.23)	
歴史的風致形成建造物指定		
平成21年9月16日		
		

名称	建築年代	建築物の概要
5. 明治天皇行在所	明治時代	<p>明治 13 年 (1880) 明治天皇が県下を巡行された折、7 月 10～11 日に行在所として 2 泊された。当時は、亀山宿東町藤屋旅館にあったが、玉座の奥八畳間のみが 2 度移築を経て、昭和 32 年現在地 (亀山神社境内) に移された。</p> <p>亀山宿は、明治 23 年 (1890) の関西鉄道、明治 26 年 (1893) の参宮鉄道開通以来、ターミナル駅として機能し、伊勢神宮を参拝される天皇陛下が下車されることがあった。また、お召し列車の運行に関わった鉄道職員も多かった。こうしたことから、行在所建物への関心が高く、取り壊しの危機が発生するたびに、市民の力により移築され、保存が図られてきた。</p>
所在地	文化財指定	
本丸町	市指定 (建造物) (S 26. 12. 26)	
歴史的風致形成建造物指定		
指定予定		
		
名称	建築年代	建築物の概要
6. 大久保神官家棟門	江戸時代	<p>大久保家は、忍山神社・能牟良神社の神官で、その屋敷の棟門であった。一旦移築されて亀山西小学校の裏門として利用されていたが、昭和 30 年亀山神社境内に移築され、現在は「亀山演武場」の門として使用されている。</p> <p>忍山神社は、延喜式内社で、ヤマトタケル (倭健命・日本武尊) の妃のひとりであるオトタチバナヒメ (弟橘媛) の生誕地と伝えられている。毎年 10 月 14 日の大祭には、傘鉾の巡行 (市指定無形民俗文化財) が行われる。</p> <p>「亀山演武場」は「亀山藩御流儀心形刀流武芸形」(県指定無形文化財) の伝承施設である。</p>
所在地	文化財指定	
本丸町	市指定 (建造物) (S 30. 2. 19)	
歴史的風致形成建造物指定		
平成 24 年 11 月 14 日		
		

名称	建築年代	建築物の概要
7. 福泉寺山門	寛政7年(1795)	<p>一間一戸の楼門。本瓦葺。正面軒唐破風付。棟札に「寛政七年」の銘が見られ、建立年代が明確である。小規模ながら、正面の唐破風や棟飾りに鯨瓦をのせるなど、派手さを指向した外観意匠が見られ、地方有力寺院の一傾向を示している。</p> <p>福泉寺は、慈覚大師の創建した天台宗の古刹であったが、寛正元年(1460)に真慧上人の伊勢国巡化の折り、当山住持が帰依して真宗高田派となった。亀山藩193ヶ寺中の筆頭寺院として藩主から特別な待遇を受けた。</p> <p>亀山城下及び亀山宿は段丘上に位置するが、寺院・神社は段丘の縁辺や、複雑に段丘に切り込む谷に囲まれたベロ状の台地に位置する。主要街路となる東海道からは、街道に沿った町家の背後や小路の先に、社寺の本堂や門がのぞく景観的特徴を持つ。</p>
所在地	文化財指定	
東町	市指定(建造物) (H8.10.24)	
歴史的風致形成建造物指定		
平成27年10月1日		
		
名称	建築年代	建築物の概要
8. 片山神社	不明	<p>片山神社は、その由来が古代にさかのぼる延喜式内社で、鎌倉時代には現在の場所に鎮座していたと言われている。斎王群行の際に皇女が休泊した「鈴鹿頓宮」の跡とも言われている。江戸時代には「鈴鹿権現」と呼ばれ、東海道を往来する人々の信仰を集めた。昭和53年に市史跡に指定されているが、平成11年の火災により本殿などを焼失した。</p> <p>境内の石垣・鳥居・門・常夜灯などは、『伊勢参宮名所図会』にも描かれており、当時のものが保存されてきていると考えられる。鈴鹿峠の歴史的風致を形成する重要な建造物である。</p>
所在地	文化財指定	
関町坂下	市指定(建造物) (S53.9.22)	
歴史的風致形成建造物指定		
平成26年3月1日		
		

名称	建築年代	建築物の概要
9. 旧田中家住宅土蔵	明治時代初期	<p>田中家は、関町新所で江戸時代後期に栄えた「田中三家」のひとつで、当主は代々「庄右衛門」を襲名した。屋敷は、関宿の街道南側にあり、屋敷内には街道に面した主屋・離れ座敷のほか、土蔵・文庫蔵・長屋門がある。主屋のみ伝統的建造物に特定されている。田中家は最も栄えたと考えられる江戸時代後期から明治時代中期の屋敷を構成する諸建造物が良好に保存されているとともに、屋敷の構成が全体として良好に残されているため、その貴重性から平成24年6月12日に市有形文化財（建造物）に指定されている。</p> <p>土蔵は、敷地南寄りに独立して建つ。木造二階建土蔵造棧瓦葺で、明治時代初期の建築と推定されている。</p>
所在地	文化財指定	
関町新所	市指定（建造物） (H24. 6. 12)	
歴史的風致形成建造物指定		
指定予定		
		
名称	建築年代	建築物の概要
10. 旧田中家住宅文庫蔵	明治時代初期	<p>上記の「旧田中家住宅土蔵」と同様に、屋敷を構成する建造物のひとつ。</p> <p>文庫蔵は、間口2間半、奥行4間、木造二階建土蔵造棧瓦葺で、街道に面している主屋から南側に伸びる便所・風呂等に付随する廊下を介して続いている。古文書・美術品などの家財を収めた土蔵で、建築年代は明治時代初期と推定されている。</p>
所在地	文化財指定	
関町新所	市指定（建造物） (H24. 6. 12)	
歴史的風致形成建造物指定		
指定予定		
		

(2) 現に指定等がされていない歴史的建造物				
名称 (所在地)	写真	位置	概要	歴史的風致形成 建造物
1. 加藤家主屋 (西丸町)			「亀山藩主石川家老加藤家屋敷跡」(市史跡)内にある主屋。江戸時代の建築。	平成 22 年 8 月 11 日
2. 亀山演武場 (本丸町)			「亀山藩御流儀心形刀流武芸形」の伝承活動に使用されている歴史上価値の高い建造物	指定予定
3. 遍照寺本堂 (西町)			東海道亀山宿西町にある寺院本堂。明治時代の建築。本堂玄関は、亀山城二ノ丸御殿の玄関を移築したもの。	指定予定
4. 遍照寺山門 (西町)			東海道亀山宿西街にある寺院本堂。東海道に面する。江戸時代の建築。	指定予定
5. 能褒野神社 二の鳥居 (本町)			東海道から能褒野神社へ向かう道の分岐点にある。大正時代の建造。八幡神社の祭礼コースに位置する。	指定予定
6. 旧木村邸 (関町新所)			関宿周辺の旧農家。隣接して関宿見学者の駐車場・便所等がある。	平成 21 年 9 月 16 日

<p>7. 東の追分一の鳥居 (関町木崎)</p>			<p>関宿東の追分(県史跡)を構成する建造物のひとつ。隣接して江戸時代建造の常夜燈・道標がある。</p>	<p>指定予定</p>
<p>8. 森家住宅 (野村)</p>			<p>東海道沿い野村集落の街道に面した町家。明治時代前期の建築。</p>	<p>指定予定</p>
<p>9. 観音山石仏 (関町新所)</p>			<p>観音山にある「西国三十三所巡り観音」。江戸時代末。</p>	<p>指定予定</p>
<p>10. 北裏山車倉 (関町中町)</p>			<p>関宿の山車を保管する山車倉のひとつ。</p>	<p>指定予定</p>
<p>11. 旧三谷家住宅土蔵 (関町木崎)</p>			<p>東海道に面した町家内の土蔵。伝統的建造物として指定されている主屋と共に町家の生活の一旦を伝えている。</p>	<p>平成 29 年 5 月 10 日</p>
<p>12. 旧三谷家住宅離れ、表門及び塀 (関町木崎)</p>			<p>東海道に面した町家内の離れ、表門及び塀。伝統的建造物として指定されている主屋と共に町家の生活の一旦を伝えている。</p>	<p>平成 29 年 5 月 10 日</p>

<p>13. 旧佐野家住宅（野村）</p>			<p>野村集落の京口橋南西橋詰に位置し、明治初年の建築とされており東海道沿いの歴史的風致を形成する重要な建造物である。</p>	<p>平成26年 3月1日</p>
---------------------------	---	---	---	-----------------------

(3) 過去において区域の歴史的風致を形成していた歴史的建造物

名称(所在地)	写真	位置	概要	歴史的風致形成建造物
<p>1. 二ノ丸帯曲輪 (本丸町)</p>			<p>亀山公園内にある復原建造物。旧二ノ丸帯曲輪の土塀。平成17年度に発掘調査結果に基づいて復原した。</p>	<p>平成21年 9月16日</p>
<p>2. 本丸三重櫓 (本丸町)</p>			<p>旧亀山城の本丸櫓。明治時代初年に取り壊し。</p>	<p>指定予定</p>
<p>3. 京口門 (市ヶ坂)</p>			<p>旧亀山城城下町を区切る城門のひとつ。東海道亀山宿の西の出入口となる門。</p>	<p>指定予定</p>
<p>4. 末広座 (関町中町)</p>			<p>昭和2年に関宿内に建築された芝居小屋。現在は、取り壊され、茶工場となっている。</p>	<p>指定予定</p>

<p>5. 亀山城 外堀遺構 (西町)</p>			<p>亀山城の関連施設のひとつであり、東海道と外堀が接する景観上重要な場所であることから史跡公園として公開をしている。</p>	<p>平成 22 年 8 月 11 日</p>
---------------------------------	---	---	---	-----------------------------

6. 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

歴史的風致形成建造物は、「4. 歴史的風致形成建造物の指定の方針」に示したとおり、国登録有形文化財、県及び市指定文化財、景観法に基づく景観重要建造物などの、各法令により指定・登録されている歴史的建造物を基本としつつ、これに過去において区域の歴史的風致を形成していた歴史的建造物（復原建造物）を加えたものである。

歴史的風致形成建造物の管理等については、法第14条から第21条に定められており、これを基本とするが、各法令により指定・登録をされている歴史的建造物については、歴史的風致形成建造物としての指定が重複して行われることとなり調整が必要である。

歴史的風致形成建造物は、現に地区の歴史的風致を形成するとともに、公開・活用されることによって歴史的風致の維持及び向上に寄与することが望まれる。このため、官民の所有を問わず積極的な公開・活用が不可欠である。

歴史的風致形成建造物の公開・活用が進められるよう、所有者等からの問い合わせ、相談等に積極的に対応できる体制を整備するとともに、パンフレット・ホームページなどを通じての広報活動、散策イベントなどによる普及啓発活動等を継続的に実施していくものとする。

ただし、公開・活用にあたっては、建造物の耐震性など防災的見地からの配慮や、公開・活用によって建造物の文化財価値が損なわれることがないように十分に配慮する必要がある。

①県及び市文化財としての指定と重複するもの

県及び市文化財の指定を受けているものは、それぞれ対応する条例（三重県文化財保護条例、または亀山市文化財保護条例）に基づき、専門の審議会等の設置を背景として現状変更行為等の行為規制等が現に行われている。

具体的には、建造物の内・外部を対象として、現状の維持または調査に基づく修理を基本とし、公開・活用などのために必要な防災上の措置等について、価値の保存に支障を与えない範囲で実施するものとする。特に、民間が所有するものの修理等にあたっては、文化財に関わる補助制度等を活用して所有者等の負担の軽減に努めるとともに、関連する審議会、学識経験者などによる必要な技術的な指導等を踏まえ実施するものとする。

②国有有形文化財としての登録、景観重要建造物としての指定と重複するもの

国登録有形文化財、景観法に基づく景観重要建造物については、法と同様に届出・勧告等を主体とする行為規制が行われている。ただし、景観法に基づく景観重要建造物に対する行為規制等については、今後、亀山市景観計画を拡充していく中で具体的な規制措置等を整備していくこととする。

具体的には、建造物の外部を対象として、現状の維持または調査に基づく修理を基本とし、公開・活用などのために必要な防災上の措置等を実施するものとする。なお、公開・活用のため内部についても復元的措置を講じる必要がある場合には、必要な技術的指導等を踏まえ実施するものとする。特に、民間が所有するものについては、所有者等の負担を軽減するため、修理等に対する補助・助成制度等の新たな支援策が必要であるが、亀山市景観計画とあわせて別に定めることとする。

③歴史的風致形成建造物としてのみ指定が行われるもの

復原建造物等、歴史的風致形成建造物としてのみ指定されるものについても、指定後においては、景観法に基づく景観重要建造物としての指定等と重複させるよう努めるものとする。

特に、復原建造物については、復原時にその根拠とされた事項が復原後においても十分に尊重されるよう留意するとともに、その維持・管理・運営に地域及び市民の参画を求め、地域における人々の活動が活発化することに資するよう努めるものとする。

「歴史まちづくり法」第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出が不要の行為については、以下の行為とする。

- (1) 文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財について、同第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合。
- (2) 三重県文化財保護条例第5条第1項の規定に基づく県指定有形文化財について、同条例第16条第1項の規定に基づく現状変更等の許可の申請及び同条例第17条第1項の規定に基づく修理の届出並びに同条例第35条第1項に基づく三重県指定史跡について、同条例第39条第1項の規定に基づく現状変更等の許可の申請及び同条例第40条の規定に基づく修理の届出を行った場合。
- (3) 亀山市文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく市指定有形文化財について、同条例第10条第1項の規定に基づく現状変更等の許可の申請及び同条例第11条第1項の規定に基づく修理の届出並びに同条例第32条第1項の規定に基づく亀山市指定史跡について、同条例第35条第1項の規定に基づく現状変更等の許可の申請及び同条例第36条の規定に基づく修理の届出を行った場合。
- (4) 亀山市伝統的建造物群保存地区保存条例第3条第2項第2号に規定する伝統的建造物（重要伝統的建造物群保存地区内のものを除く。）について、同条例第4条第1項第1号の規定に基づく現状変更の許可申請を行った場合。

参考資料

表 2-1 国指定等文化財一覧

種別	名称	時代	所有者等	指定等年
重要文化財 (建造物)	愛染堂・地藏院本堂・鐘楼	江戸	地藏院	大正9年・昭和63年
	重要文化財 (美術工芸品)	木造阿弥陀如来立像	平安	慈恩寺
史跡	野村一里塚	江戸	亀山市	昭和9年
	正法寺山荘跡	室町	亀山市	昭和56年
重要伝統的建造物群 保存地区	亀山市関宿伝統的建造物群保存地区	江戸-明治	亀山市	昭和59年
登録有形文化財 (建造物)	鈴鹿峠自然の家 (旧坂下尋常高等小学校)	昭和	亀山市	平成11年
	白川小学校校舎北棟・南棟	昭和	亀山市	平成21年
	森家住宅主屋	明治	個人	平成23年
	福德公民館 (旧明村立明小学校福德分教場)	昭和	福德自治会	平成29年

表 2-2 県指定文化財一覧

区分	種別	名称	時代	所有者等	指定等年
有形文化財	建造物	亀山城本丸東南隅櫓 附 鬼瓦	江戸	亀山市	平成27年
	彫刻	木造阿弥陀如来立像	鎌倉	遍照寺	平成11年
		木造観音菩薩坐像・勢至菩薩立像	鎌倉	遍照寺	平成13年
	古文書	紙本墨書石上寺文書	鎌倉	石上寺	昭和28年
		波多野文書	南北朝室町	個人	平成25年
無形文化財	芸能	亀山藩御流儀心形刀流武芸形	—	心形刀流保存赤心会	昭和50年
	民俗	加太のかんこ踊り (加太市場・加太向井・加太板屋。加太中在家・加太北在家)	—	加太市場自治会、向井盆踊り保存会、板屋羯鼓踊り保存会、加太中在家自治会、北在家タイコ踊保存会	平成26年
記念物	史跡	旧亀山城多門櫓	江戸	亀山市	昭和28年
		峯城跡	南北朝	個人	昭和44年
		鹿伏兔城跡	南北朝	個人	昭和56年
		東の追分・西の追分	江戸	亀山市・個人	昭和57年
	天然記念物	鈴鹿山の鏡岩		個人	昭和11年
		宗英寺のイチヨウ		宗英寺	昭和12年
		野登山のブナ林		野登寺	昭和31年

表 2-3 市指定文化財一覽

区分	種別	名称	時代	所有者等	指定等年
有形文化財	建造物	加藤家長屋門及び土蔵	江戸	龜山市	昭和 25 年
		円福寺経堂	江戸	龜山市	昭和 26 年
		明治天皇行在所	明治	龜山市	昭和 26 年
		大久保神官家棟門	江戸	龜山市	昭和 30 年
		野登寺本堂 附庫裡・鐘楼	江戸	野登寺	昭和 46 年
		法安寺庫裏の玄関（旧松屋本陣門）	江戸	法安寺	平成 6 年
		延命寺山門（旧川北本陣門）	江戸	延命寺	平成 6 年
		旅籠「玉屋」	江戸	龜山市	平成 6 年
		福泉寺山門	江戸	福泉寺	平成 8 年
		石造三重層塔	鎌倉	宗徳寺	平成 8 年
		旧館家住宅	明治	龜山市	平成 19 年
		旧田中家住宅	江戸	龜山市	平成 24 年
		絵画	紙本墨画仏手柑図	江戸	個人
	絹本着色聖徳太子孝養像・六臣像		室町	福泉寺	平成 8 年
	絹本着色阿弥陀如来立像		室町	福泉寺	平成 8 年
	月僊画山水人物図押絵貼屏風		江戸	龜山市歴史博物館	平成 13 年
	書物	高田本山第十世真慧上人直筆紙本墨書九 字名号	室町	福泉寺	平成 8 年
	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	室町	西光寺	昭和 27 年
		木造十一面観音立像	室町	蓮光寺	昭和 30 年
		木造薬師如来坐像	江戸	野登寺 (長善寺)	昭和 31 年
		木造不動明王坐像	江戸	不動院	昭和 31 年
		木造聖観音菩薩立像	平安	大善寺	昭和 31 年
		木造薬師如来坐像	鎌倉	河内地区 (旧東光寺)	昭和 37 年
		木造薬師如来立像	鎌倉	弘法寺	昭和 48 年
	工芸品	刀銘「河内守国助」	江戸	個人	昭和 38 年
		刀銘「栗田口正吉」	江戸	龜山市歴史博物館	昭和 63 年
		織部灯籠	江戸	蓮光寺	昭和 27 年
		龜山鐺 銘「貞栄」	江戸	個人	昭和 27 年
		龜山鐺 銘「貞栄」	江戸	龜山市	平成 3 年
		龜山鐺 銘「間」	江戸	個人	昭和 27 年
		龜山鐺 銘「間」	江戸	龜山市	平成 3 年
		矢羽松葉図間鐺	江戸	龜山市歴史博物館	平成 13 年
		仁阿弥道八布袋炉蓋	江戸	個人	昭和 27 年
		仁阿弥道八藍染付山水之図耳付置花入	江戸	個人	昭和 27 年
		仁阿弥道八藤崩透蓋手焙	江戸	個人	昭和 27 年
		仁阿弥道八白蔵主炉蓋	江戸	個人	昭和 43 年
		初代道八左馬之図朱茶碗	江戸	個人	昭和 55 年
		仁阿弥道八茶釉松長耳付水指	江戸	個人	昭和 55 年
		仁阿弥道八青花白磁梅花之図耳付置花入	江戸	個人	昭和 55 年

区分	種別	名称	時代	所有者等	指定等年
有形文化財	工芸品	三代道八茶釉寿老人摘蓋香炉	江戸	個人	昭和 55 年
		茶室半鐘	江戸	本久寺	昭和 27 年
		熊野山大権現扁額	鎌倉	石上寺	昭和 31 年
		罌口	江戸	弘法寺	昭和 48 年
		梵鐘	江戸	不動院	昭和 63 年
		皺革包紺糸胸取威二枚胴具足	江戸	龜山市歴史博物館	平成 5 年
		黒塗紺糸威仏胴具足	江戸	龜山市歴史博物館	平成 13 年
	典籍	鉄眼版一切経	江戸	龜山市歴史博物館	昭和 26 年
		要妙算法	江戸	龜山市歴史博物館	昭和 31 年
		二十一史	江戸	龜山市歴史博物館	昭和 31 年
		掲妙算法	江戸	龜山市歴史博物館	昭和 31 年
		草木図説前篇	江戸	個人	昭和 55 年
	古文書	東海道龜山分間絵図	江戸	個人	昭和 27 年
		江神社棟札	江戸	江神社	昭和 46
		紙本墨書兵法自観照	江戸	個人	昭和 63 年
		紙本墨書九々五集半田写本	江戸	龜山市歴史博物館	昭和 63 年
		岡本家文書	江戸	龜山市歴史博物館	平成 13 年
		豊臣秀吉朱印状（堀尾帯刀宛知行目録）	安土 桃山	龜山市歴史博物館	平成 19 年 平成 24 年（追加）
	歴史資料	龜山問屋場印	江戸	個人	昭和 27 年
		忍山神宮寺版木	室町	慈恩寺	昭和 27 年
		御贄神事に関する遺品	江戸	個人	昭和 40 年
		御室御所御用札	江戸	野登寺	昭和 46 年
		稻富流砲術に関する遺品	江戸	個人	昭和 51 年
		古馬術に関する遺品	江戸	龜山市歴史博物館	昭和 51 年
		龜山における谷口一族関連資料	江戸	照光寺 本久寺	平成 28 年
	考古資料	薩摩国分寺礎石	奈良	個人	昭和 27 年
		宝篋印塔基礎部	鎌倉	龜山神社	昭和 27 年
		大垣内古墳出土品	古墳	龜山市歴史博物館	平成 8 年
	有形民俗文化財	伊勢神宮奉献常夜燈	江戸	住山町自治会	昭和 27 年
		能牟良神社常夜燈	江戸	野村町自治会	昭和 28 年
和田道標		江戸	和田町自治会	昭和 42 年	
谷口法悦題目塔		江戸	川合町自治会	昭和 63 年	
有形・無形民俗文化財	山車 （木崎・大裏町・中町三番町・中町四番町）	江戸	各自治会	平成 3 年	
無形民俗文化財	傘鉾		忍山神社奉贄会	昭和 27 年	
	獅子舞（布気皇館太神社）		布気皇館太神社	昭和 31 年	
無形民俗文化財	獅子舞（石神社）		三寺町	昭和 31 年	
	坂下獅子舞		坂下自治会	平成 3 年	
	羯鼓踊（川合町）		川合羯鼓踊保存会	昭和 38 年	
	羯鼓踊（阿野田町）		阿野田 羯鼓踊保存会	昭和 43 年	

区分	種別	名称	時代	所有者等	指定等年	
無形民俗文化財		かんこ踊（羯鼓）		池山かんこ踊保存会	平成 5 年	
		片角神事麦の強飯		亀山神社	昭和 43 年	
		正調鈴鹿馬子唄		正調鈴鹿馬子唄保存会	平成 16 年	
記念物	史跡	近藤鐸山墓	明治	慈恩寺	昭和 26 年	
		黒田孝富墓	明治	法因寺	昭和 26 年	
		赤堀水之助墓	江戸	照光寺	昭和 26 年	
		大月関平墓	江戸	遍照寺	昭和 26 年	
		柴田右仲墓	江戸	善導寺	昭和 26 年	
		堀池衡山墓	江戸	慈恩寺	昭和 26 年	
		山木善太墓	江戸	照光寺	昭和 26 年	
		関の小萬の墓	江戸	福蔵寺	昭和 53 年	
		高橋道八宅跡	江戸	個人	昭和 26 年	
		能古茶屋跡	江戸	個人	昭和 37 年	
		片山神社		片山神社	昭和 53 年	
		川俣神社		川俣神社	昭和 53 年	
		権現柿		瑞光寺	昭和 53 年	
		鈴鹿駅跡（御厩）		古厩地区自治会	平成 16 年	
	亀山藩主石川家家老加藤家屋敷跡	江戸	個人	平成 19 年		
	天然記念物	池の側松並木			亀山市	昭和 26 年
		ピランジュ			個人	昭和 26 年
		法因寺の左巻カヤ			法因寺	昭和 26 年
		亀山神社の神スギ			亀山神社	昭和 34 年
		於々奈気神社の大クス			中庄町自治会	昭和 31 年
		ナギの木			個人	昭和 40 年
		伊勢屋ソテツ			亀山市	昭和 63 年
		川俣神社社叢			川俣神社	平成 16 年
	名勝	筆捨山			個人	昭和 53 年
		羽黒山			個人	昭和 53 年
		岩屋観音			法安寺	昭和 53 年
		観音山			亀山市	昭和 53 年

表 2-4 亀山市の指定等文化財数

区分	有形文化財									民俗文化財		記念物			計		
	建造物	絵画	書籍	彫刻	工芸品	典籍	古文書	歴史資料	考古資料	無形文化財	有形民俗文化財	無形民俗文化財	史跡	動物・植物・地質鉱物		名勝地	伝統的建造物群
国指定等	6			1									2			1	10
県指定	1			2			2			1		1	4	3			14
市指定	12	4	1	7	22	5	6	7	3		5	10	15	8	4		109
計	19	4	1	10	22	5	8	7	3	1	5	11	21	11	4	1	133

龜山市歷史的風致維持向上計畫

(平成31年3月 改訂)

龜 山 市